

庁議における審議要旨	
日時	
令和8年7月8日	午後2時00分～午後2時50分
場所	
庁議室	
出席者	
区長、副区長、副区長、教育長、政策企画部長、総務部長、危機管理部長、危機管理監、 区民生活部長、地域文化スポーツ部長、産業経済部長、環境清掃部長、福祉部長、健康部 長、子ども家庭部長、防災都市づくり部長、防災都市づくり監、会計管理部長、教育部長、 政策企画課長、企画担当課長、財政課長、広報・シティプロモーション課長、総務課長	
付議案件	
1 ゆいの森あらかわの臨時休館について 2 荒川区新型インフルエンザ等対策行動計画（案）及びパブリック・コメントの実施 結果について 3 災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定締結について 4 「荒川区地域防災計画実施推進計画」の令和7年度実績等の報告について庁議付議 予定案件	
審議の要旨	
1 ゆいの森あらかわの臨時休館について ゆいの森課長から資料に基づき説明があり、了承。 （主な意見・質疑） ○図書館システムが更改されるとのことだが、どのような点が変わるのか。また、 既に配付している利用カードの番号は変わらないのか。 ・ 新しいシステムを入れるのではなく、既存の図書館システムの更改となるが、 利用カードがなくてもスマートフォンで貸出手続きができるようになる等の利 便性向上を図る予定である。利用カードの番号は変わらない。	
2 荒川区新型インフルエンザ等対策行動計画（案）及びパブリック・コメントの実施 結果について 保健予防課長から資料に基づき説明があり、了承。 （主な意見・質疑） ○計画には専門的な内容が多いが、パブリック・コメントを寄せていただいた方は どのような方が中心か。 ・ 医療関係者が中心であると認識している。	
3 災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定締結について 生活衛生課長から資料に基づき説明があり、了承。	
4 「荒川区地域防災計画実施推進計画」の令和7年度実績等の報告について 危機管理課長から資料に基づき説明があり、了承。	

(主な意見・質疑)

○計画に基づき、進捗が遅いものについてはその課題を分析し、対応していく必要がある。

配付資料

- 1 ゆいの森あらかわの臨時休館について
- 2 荒川区新型インフルエンザ等対策行動計画（案）及びパブリック・コメントの実施結果について
- 3 災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定締結について
- 4 「荒川区地域防災計画実施推進計画」の令和7年度実績等の報告について庁議付議予定案件

庁議付議予定案件
(令和8年7月8日 午後 2時00分～)

- 1 ゆいの森あらかわの臨時休館について

(説明者 ゆいの森課長)

- 2 荒川区新型インフルエンザ等対策行動計画(案)及びパブリック・コメントの実施結果について

(説明者 保健予防課長)

- 3 災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定締結について

(説明者 生活衛生課長)

- 4 「荒川区地域防災計画実施推進計画」の令和7年度実績等の報告について

(説明者 危機管理課長)

○ 今後の庁議日程

7月16日(木) 午前 10時45分～

7月29日(水) 午後 2時00分～

ゆいの森あらかわの臨時休館について

内 容

ゆいの森あらかわでは今年度、図書館システムの更改及び、LED照明や防犯カメラの交換等を予定している。実施に当たっては、施設の閉鎖やサービスの停止、作業内容に応じた停電等を要するが、これらの作業が及ぼす区民サービスへの影響を最小限に留めるため、令和9年2月に休館することとする。

1 休館期間（予定）

令和9年2月15日（月）～3月1日（月）

2 作業の概要

図書館システム更改	システム更改作業期間中は、図書の貸出・返却・検索等のサービスがすべて停止する 【停止期間】休館期間全日
LED照明	① 開架エリアのLED照明交換（3F・4F） 【工事期間】休館期間全日 ② 集密書架照明のLED化（各フロア） 【工事期間】休館期間のうち3日間 ③ あいさつ広場側エントランス付近のLED照明交換（1F） 【工事期間】休館期間全日
防犯カメラ交換	【設置交換】52台 うち、利用者エリアの設置は36台 【工事期間】休館期間のうち3日間

※図書館システムの更改作業時期にあわせて、各種交換作業等を実施する。

3 他施設での対応

（1）地域館

地域館（改修を予定している南千住図書館を除く。）は、図書館システムの停止期間中も、機器入替と設定等を行う日及び開館準備（各館4日間）以外は開館し、以下の図書館サービスを提供する。

- ① 館内の座席利用
- ② 学習室利用
- ③ 貸出用パソコンの利用
- ④ 既存資料の閲覧
- ⑤ おはなし会等図書館イベントの開催

（2）ふれあい館

各ふれあい館には、読書や学習、談話など個人利用が可能なサロンスペースが設置されている。また、諸室を学習室として開放している施設もある。ふれあい館をゆいの森休館中の利用可能施設として案内できるよう、館長会で依頼する等、コミュニティ施設課及び各ふれあい館と連携を図っていく。

	4 周知方法 令和 8 年 9 月から、各図書館での館内掲示及び、区 HP トップページ、区報、区公式 SNS 等あらゆる媒体で休館の周知を行う。			
今 後 の 予 定	令和 8 年 7 月 10 日 教育委員会定例会 中旬 議会個別説明 9 月 区民への周知			
議会等報告	開示予定日	区報	HP	記者会見
個別説明	日付未定	日付未定	日付未定	—

庁議説明資料	
8. 7. 8	健康部保健予防課

荒川区新型インフルエンザ等対策行動計画（案）及びパブリック・コメントの実施結果について

内 容

1 概要
荒川区新型インフルエンザ等対策行動計画の素案に関するパブリック・コメントの実施結果及びその結果を踏まえた最終案について報告する。

2 パブリック・コメント実施概要
(1) 意見募集期間
令和8年5月14日（木）から6月4日（木）まで
(2) 素案の閲覧場所
保健予防課、情報提供コーナー、区ホームページ

3 パブリック・コメント実施結果
(1) 意見提出者の内訳 9名・47件

電子申請（LoGo）	電子メール	郵送	FAX
6名	1名	2名	0名

(2) 意見の内訳

計画全般についての意見		9件
計画の具体的な内容に関する意見		
	第1部 基本的な考え方	10件
	第2部 各対策項目の考え方取組	26件
	第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制	2件
合 計		47件

(3) 意見の取扱い

◎	計画に新たに反映する	17件
○	既に盛り込んでいる	9件
—	意見・要望としてお聞きする	21件
合 計		47件

4 提出された意見の概要とそれに対する区の考え方
別紙1のとおり

5 パブリック・コメントを反映させた計画案
別紙2のとおり

【主な修正箇所】

- ・ 基本的人権の尊重に関する記述について、人権侵害があつてはならない対象として、医療関係者だけではなく、対応にあたるエッセンシャルワーカーも追記した。
- ・ 予防接種に必要となる可能性がある資材について、いただいた意見をもとに充実させた。
- ・ 別に定めるBCPに関する意見を踏まえ、業務の優先順位付けの考え方や公共施設の運営方針を追記した。
- ・ その他、わかりやすい表現となるように追記、修正した。

今 後 の 定 予				
	日 程	区行動計画 (保健予防課)	BCP・マニュアル (政策企画課)	
	7月14日	福祉・区民生活委員会	—	
	7月 末	区行動計画の公表	改訂版 BCP の庁内共有	
議会等報告	開示予定日	区報	HP	記者会見
7月14日 福祉・区民生活 委員会	委員会報告後	—	7月末	—

荒川区新型インフルエンザ等対策行動計画
パブリック・コメントの実施結果について

- 1 意見募集期間 令和8年5月14日（木）から6月4日（木）まで
- 2 閲覧場所 保健予防課感染症予防係、情報提供コーナー、区ホームページ
- 3 意見提出者 9名 47件
LoGo フォーム6名、電子メール1名、郵送2名

4 意見の内訳

①計画全般についての意見		9件
②計画の具体的な内容に関する意見		
第1部	基本的な考え方	10件
第2部	各対策項目の考え方及び取組	26件
第3部	区政機能を維持するための区の危機管理体制	2件
合 計		47件

5 意見の取扱い

◎	計画に新たに反映する	17件
○	既に盛り込んでいる	9件
－	意見・要望としてお聞きする	21件
合 計		47件

6 提出された「意見の概要」とそれに対する「区の考え方」

<計画全般について>

No	意見の概要	意見に対する区の考えかた	取扱	該当 ページ
1	コロナ禍において区が行った対応は、次のパンデミックにおいて参考になるため、「新型コロナ対応での具体例」を記載したのは大変良い。 (同様の意見他2件)	本計画においては、コロナ禍を風化させず、実効性のある計画にするため、コロナ禍で実施した事業等を記載いたしました。今後も平時からの準備を怠らず、対応してまいります。	○	22 外24 箇所
2	「基本的な考え方」に示すように本計画の目的が「インフルやコロナ以外の感染症も含む幅広い感染症対策」であれば、より明瞭にタイトルに反映させる方が分かりやすいのではないか。	本計画は、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき策定しております。そのため、タイトルは、「新型インフルエンザ等」となります。	○	2
3	専門的用語が多いため、「用語集」があったほうがいい。 (同様の意見他2件)	ご意見を踏まえて追記しました。	◎	108 ～ 115
4	迅速な対応のために重要なことは感染症発症の情報収集と、その共有であり、いつだれが情報をキャッチし、その情報を誰に伝え、時間をかけずに次の段階に進むのが、大切だと思う。	有事に迅速に対応できるよう、平時より住民をはじめ、区内医療機関等に対して情報提供・共有を実施してまいります。	○	6
5	コロナ禍では、訪問看護で、自宅療養している陽性者等に対し、健康観察と必要なケアを行った。また、PPE 装着訓練を、希望するステーションに赴いて実施したが、不安を軽減するためには正しい情報、知識をタイムリーにわかりやすく提供することが大切だと感じた。感染に関する研修などを、保健予防課主体で準備期に行うことで余裕をもった準備ができると思う。	コロナ禍では、訪問看護の皆様には色々ご協力いただき、感謝しております。 保健所では、保健師を中心に毎月1回、定期的にPPEの着脱訓練を実施しております。 健康危機が発生した際には、情報共有のため、会議にもご参加いただければと思います。	—	—

<第1部 基本的な考え方>

No	意見の概要	意見に対する区の考えかた	取扱	該当 ページ
1	「第4章まん延防止」で新型コロナウイルスを対象に作成されているが、前回のCOVID-19の事例を考慮して、病原体が空気感染をすることを前提に換気を確保するか考えておく必要がある。特にワクチン接種会場となる施設や医療施設ではすぐにでも取り掛かるべきである。	「まん延防止」については、第6章に記載があり、その第1節準備期において、換気について言及しております。 区では、換気の確保について、しっかりと対応してまいります。	○	34
2	第1部 第4章 対策項目 ⑦ ワクチンに関して 荒川区内のワクチン接種状況も分かる範囲で把握できるといい。	いただいたご意見を踏まえ、新型コロナウイルス対応での具体例として、令和3年度、4年度のワクチン接種状況を記載しました。	◎	52
3	第1部 第2章 第2節 1.(5)のDXの初出時に説明は不要？AIの初出時に、説明がされている。	DXについては、DX（デジタル・トランスフォーメーション）と記載しました。	◎	5
4	第1部 第2章 第2節 対策の「切り替え」というのは、何から何に切り替わるのか？	感染症の発生状況、医療体制、区民生活など様々な状況を踏まえ、その時に応じた対策に切り替えることを想定しています。	—	—
5	第1部 第2章 第2節 2.(5)「区民等の理解や協力の最重要」：本来の対象は「国民」であり国が主導せざるを得ず、区が個別に対応する範囲を超えている。	ご指摘のとおり、国が国民に発する情報をもとに、区民の皆様によりわかりやすい情報提供・共有をしてまいります。	—	—
6	第1部 第2章 第2節 3. 基本的人権に関する記述：医療関係者のみならず対応に当たるエッセンシャルワーカーにも言及してはどうか？	ご意見を踏まえ、エッセンシャルワーカーを追記しました。	◎	7
7	第1部 第2章 第3節 区のマニュアルの中で、国・地方公共団体・都など上位組織のあり方を細かく述べる必要があるか？	国、地方公共団体、都とそれぞれの役割を確認することを目的に記載しています。	—	—

8	第1部 第2章 第3節 9 感染症対策である以上、区内にその時点で存在する人全員、海外からの一時的な滞在者も含むような表現が望ましい。	情報提供については、住民票を有する区民だけではなく、事業者のほか、滞在者も想定しております。費用が発生するものについては、区民の範囲は、国や都の方針によるものになります。	—	—
9	第1部 第3章 P.14の表の出どころの記載した方がよい。	本表は、政府行動計画に基づき、都で考え方を整理し作成したのものになります。	—	—
10	第1部 第4章 1.③住民の生活及び地域経済の安定の確保 住民ではなく区民ではないか？	事業者や在住、在勤、在学等の方に必要な準備、対策や支援を行うため、区民ではなく、住民と記載しています。	—	—

<第2部 各対策項目の考え方及び取組>

No	意見の概要	意見に対する区の考えかた	取扱	該当ページ
1	第2部 第7章 第1節 資材に関して 医療廃棄物容器の種類を記載した方が良く、手袋の種類やPPEの準備数もおおよそ把握が必要なのではないか。	種類につきましては、その時に応じて準備することを想定しております。	—	—
2	第2節 初動期 想定物品に関して CHG 消毒も必要だと思う。	ノンアルコール消毒綿も用意していることがわかるように修正しました。	◎	39 48
3	第11章 第1節 コロナ対応に関してですが、区内または近隣の認定看護師等に会議への参加や対応期には、協力を依頼してもいいのではないかと。	認定看護師の会議等へご参加をお願いする際には、荒川区インフルエンザ等対策協議会の委員の皆様にお伺いしながら進めてまいります。	—	—
4	第11章 第3節 対応期に関してですが、コミュニケーションエラーが考えられるので、外国語対応出来る方もいるといいと考える。	区では、常時、日本語でのコミュニケーションが難しい外国人のために、通訳タブレットや東京都の電話による三者間多言語サービスを活用しています。今後もコミュニケーションエラーが起きないように対応してまいります。	—	—

5	新型コロナ等初期対策ですが、今後のことを考えると、直接、食事配達は、リスクがあると考えます。	配送者の感染リスクを防ぐため、対面ではなく、玄関等に安全なかたちでお届けしていました。 感染症の特性により、安心安全なかたちで事業を実施してまいります。	—	—
6	第4章 1における項目の順番は、優先度をつけて検討するという意味で、項目の順番を医療、検査→治療薬・治療法、ワクチンにしてはどうか。	いただいたご意見を踏まえ、検討いたしました。第2部の章立てにも影響があるため、現行どおりとしております。	—	—
7	第2部第1章第3節3-1-1の要請を行うレベルはBCPなどで規定されているでしょうか？	ご推察のとおり、規定されています。	○	103
8	第2部第4章第1節1-1-1のコールセンター設置の実例は、初動期のところに記載してはどうか。	いただいたご意見を踏まえ、記載場所をご提案のページに変更しました。	◎	31
9	第2部第7章第1節1-2 リクライニングソファや簡易ベッドがあるとよい。	ご提案のとおり、簡易ベッドを追記しました。	◎	39 48
10	第2部第10章 準備期における検査相談窓口などを開設し、検査ニーズを把握して早期に検査センターの立案ができるようにすることが大切だと思う。	都では、平常時から都の感染症予防計画に基づき、検査体制の確保に努めており、現時点で目標値を上回る確保ができております。区では、都と連携し、区内の必要な検査体制を迅速に整備してまいります。	○	68
11	21ページ以降 各部署の名称を記載するのは責任範囲の把握に有用だが、①部署統廃合時に書き直しをするのが大変ではないか？ ②各部が何をするかの一覧表（本文書では巻末に配置）をページまたは文書中の項目番号と共に記す必要はないか？	①について、本計画は定期的に見直しをする予定です。部署名変更があった場合は、その際に対応する予定です。 ②については、一覧表以外の業務もあり、現行のままとさせていただきます。	—	—

12	《新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン》発行年月の併記は不要か？	令和6年7月に制定された政府行動計画の下位にあたるもののため、併記はしていません。	—	—
13	第2部 第6章 第1節 1-1 「自らの感染が疑われる場合は、相談センター等に連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。」の主語は区でいいのか。	主語は前段に引き続き「区」になります。	○	34
14	第2部 第6章 第3節 「幅広い感染症対策（基本的な考えかた）」なのだから「抗インフルエンザウイルス薬」と限定するのは不適切なのではないか。	いただいたご意見を踏まえ、「抗インフルエンザウイルス薬等」と修正しました。	◎	36
15	第2部 第7章 第1節 物品：アルコールアレルギー者への配慮、パルスオキシメーターを入れてもいいのではいか。スクリーンは必要なのか。	消毒用アルコール綿は、アレルギー者のためアルコールを含まない消毒綿も用意しています。また、ノンアルコール消毒綿、パルスオキシメーターは表に追記いたします。スクリーンは掲示物を掲示することを想定しています。スクリーンまたはホワイトボードと追記しました。	◎	39 48
16	第2部 第7章 第1節 ワクチン接種対象者は「区内に居住」と限定されるのか。	ワクチン接種対象者は、国や都の方針によるものになります。	—	—
17	42ページの表2の計算方式は国全体で統一された手法なのか。	都全体で統一された手法になります。	—	—
18	第2部 第7章 第2節 業務の外部委託は国や都など上位組織、周辺自治体との合同業務、医療機関への委託も併記することが望ましい。	委託については、その時の状況に応じて荒川区の契約事務の定めにより委託をする予定です。	—	—

19	第2部 第7章 第2節 48 ページの表1と表3の重複しているところを削除してはどうか。	表1、表3は同じものを掲載しておりますが、準備期から初動に備えて用意しておくという意味で掲載しております。	—	—
20	第2部 第10章 第2節 地域・外来検査センターを（PCRセンター）と書き換えることが妥当か？	いただいたご意見を踏まえ、「地域・外来検査センター（通称PCRセンター）」と記載しました。	◎	71 73
21	第2部 第10章 第3節 ここで挙げた「スポーツ教室」の主催者を明示するべきである。	この事業は区が実施いたしました。主催を記載しました。	◎	74
22	第2部 第11章 第2節 集団発生（クラスター）：人数など具体的な定義は？	クラスターとは、感染連鎖の継続により連続的に集団発生を起こし、大規模な集団発生につながりかねないと考えられる患者集団をさしています。具体的な人数は定義しておりません。	—	—
23	第2部 第11章 第3節 患者移送の「委託先」についての言及が不十分ではないか。	ご意見を踏まえ、「民間事業者等に委託することにより」と記載しました。	◎	83
24	第2部 第12章 第1節 切替え、入替え、買占め、売惜しみなど、助詞の欠落が多い。	動詞形のものは、「切り替え」に修正しました。	◎	6 17 85
25	感染防止のための備蓄品については、補助金などで準備期に各事業所での備蓄計画を立てると、備品管理や保管場所の確保の面からもよいと思う。また、地域での多職種連携は感染対策にも必要だと思う。 (同様の意見他1件)	衛生資材については、保健予防課の衛生資材備蓄計画等に基づき、平常時から必要分を備蓄し、使用期限等適切に管理するため、民間事業者の倉庫に寄託し、定期的に更新しています。使用期限が切れるものについては、訓練等で活用する等、有効に活用しています。	—	—

<第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制>

No	意見の概要	意見に対する区の考えかた	取扱	該当
1	コロナ禍では、保健所のお仕事 が逼迫していたと聞いている。 BCPに基づいて、全庁的な応援 体制ができるとよい。	事業継続計画（BCP）は、 本計画とは別に定めています。 BCPでは、業務の優先順位 付けをより精密に行い、実効性 のある計画にするとともに、業 務継続に必要な部署への人員集 中と応援人数の円滑な捻出が可 能な体制を構築してまいりま す。 また、ご意見を踏まえ、業務 の優先順位付けの考え方や公共 施設の運営方針を行動計画に追 記しました。	◎	103 ～ 106
2	この計画とは別に事業継続計 画が存在するのか。有事の際に どのような業務を優先するかに ついては行動計画にも深く影響 する内容と考える。		◎	

荒川区新型インフルエンザ等対策行動計画（案）

令和 8 年 7 月 1 日時点案

目次

はじめに	- 1 -
第1部 基本的な考え方	- 2 -
第1章 計画の基本的な考え方	- 2 -
第2章 対策の目的等	- 4 -
第1節 対策の目的	- 4 -
第2節 対策実施上の留意点	- 5 -
第3節 対策推進のための役割分担	- 9 -
第3章 発生段階等の考え方	- 13 -
第4章 対策項目	- 15 -
第2部 各対策項目の考え方及び取組	- 21 -
第1章 実施体制	- 21 -
第1節 準備期	- 21 -
第2節 初動期	- 22 -
第3節 対応期	- 23 -
第2章 情報収集・分析	- 24 -
第1節 準備期	- 24 -
第2節 初動期	- 24 -
第3節 対応期	- 25 -
第3章 サーベイランス	- 26 -
第1節 準備期	- 26 -
第2節 初動期	- 28 -
第3節 対応期	- 29 -
第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	- 30 -
第1節 準備期	- 30 -
第2節 初動期	- 31 -
第3節 対応期	- 32 -
第5章 水際対策	- 33 -
第1節 準備期	- 33 -
第2節 初動期	- 33 -
第3節 対応期	- 33 -
第6章 まん延防止	- 34 -
第1節 準備期	- 34 -
第2節 初動期	- 35 -
第3節 対応期	- 36 -
第7章 ワクチン	- 38 -

第1節 準備期.....	- 38 -
第2節 初動期.....	- 45 -
第3節 対応期.....	- 49 -
第8章 医療.....	- 53 -
第1節 準備期.....	- 53 -
第2節 初動期.....	- 57 -
第3節 対応期.....	- 59 -
第9章 治療薬・治療法.....	- 63 -
第1節 準備期.....	- 63 -
第2節 初動期.....	- 64 -
第3節 対応期.....	- 65 -
第10章 検査.....	- 68 -
第1節 準備期.....	- 68 -
第2節 初動期.....	- 71 -
第3節 対応期.....	- 73 -
第11章 保健.....	- 75 -
第1節 準備期.....	- 75 -
第2節 初動期.....	- 80 -
第3節 対応期.....	- 82 -
第12章 物資.....	- 87 -
第1節 準備期.....	- 87 -
第13章 区民の生活及び地域経済の安定の確保.....	- 88 -
第1節 準備期.....	- 88 -
第2節 初動期.....	- 90 -
第3節 対応期.....	- 91 -
第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制.....	- 94 -
第1章 区における危機管理体制.....	- 94 -
1 区の初動対応.....	- 94 -
2 区対策本部の概要.....	- 97 -
3 区対策本部の構成.....	- 97 -
4 区対策本部各部の分掌事務.....	- 99 -
第2章 区政機能の維持.....	- 103 -
1 業務区分の考え方.....	- 103 -
2 公共施設の運営方針.....	- 105 -
3 各部の事業継続と応援体制.....	- 106 -
用語集.....	- 108 -

はじめに

はじめに

【荒川区新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的】

令和2(2020)年1月に我が国で最初の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）の感染者が確認されて以降、新型コロナの感染が拡大する中で、人々の生命及び健康が脅かされ、経済や暮らしなど社会全般に重大な影響がもたらされた。この未曾有の感染症危機において、荒川区（以下「区」という。）は、国・東京都（以下「都」という。）・近隣自治体等と連携し、専門家の知見も活用しながら効果的な対策を講ずるとともに、区民・事業者・医療従事者等の尽力により、一丸となって幾度もの感染の波を乗り越えてきた。

今般の荒川区新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「行動計画」という。）の改定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）をはじめとする法改正等に的確に対応するとともに、新型コロナとの闘いで積み重ねた知見や経験を踏まえ、いつ現れるとも知れない新たな感染症にも揺るがない強じんな持続可能な都市の実現を目指すものである。

本行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期するとともに、有事には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施していく。

【行動計画の改定概要】

区では、国や都の行動計画を踏まえ、平成18(2006)年12月に「荒川区新型インフルエンザ対策行動計画」を、平成20(2008)年7月に「荒川区新型インフルエンザ対応マニュアル」を、平成22(2010)年12月に「荒川区新型インフルエンザ事業継続行動計画」を策定した。

平成25(2013)年4月に特措法が施行されたことに伴い、平成25(2013)年6月に国では「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）が策定され、平成25(2013)年11月に都では「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「東京都行動計画」という。）が策定されたことを踏まえ、平成26(2014)年10月に「荒川区新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、新型インフルエンザ対策を推進してきた。

今般、令和6(2024)年7月に政府行動計画が、令和7(2025)年5月に東京都行動計画が、抜本改定となったことを受け、区においても、行動計画の抜本改定を行うものである。

第1部 基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

1 根拠

本行動計画は、特措法第8条の規定に基づき策定する計画である。

なお、本行動計画は、荒川区感染症予防計画（以下「予防計画」という。）及び荒川区健康危機対処計画（以下「健康危機対処計画」という。）との整合性の確保を図っている。

2 対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）

ア 新型インフルエンザ等感染症

イ 指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

ウ 新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

3 計画の基本的な考え方

（1）本行動計画は、政府行動計画と東京都行動計画に基づき、区における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針や区が実施する対策を示すとともに、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性をも想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、病原性の強弱等の様々な状況下で対応ができるよう、対策の選択肢を示す。

（2）国、都、区、医療機関、指定（地方）公共機関、事業者及び区民の役割を示し、区や事業者の新型インフルエンザ等の対策が緊密に連携して推進されるようにする。

（3）区の特徴と想定される状況を踏まえ、社会状況、医療提供体制の状況等も考慮しつつ、各種対策を総合的、効果的に組み合わせてバランスの取れた対策を目指す。

（4）新型インフルエンザ等への対策と併せて新型コロナ対応の具体例を掲載することで、新型コロナ対応で積み重ねた知見・経験を区のみならず、関係機関や区民等とも共有し、今後発生し得る未知なる感染症の危機に備える。

4 計画の推進

本行動計画には、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れていく。

また、新型インフルエンザ等の発生に備え、区や関係機関、区民等について、平時から教育・訓練・啓発の実施などを通して対応能力を高めるとともに、機

動的に計画を検証し、必要に応じて修正を行っていくこととする。

5 計画の改定

本行動計画の改定に当たっては、感染症の学識経験者からなる「荒川区新型インフルエンザ等感染症対策推進協議会」に意見を聴き、行う。

第2章 対策の目的等

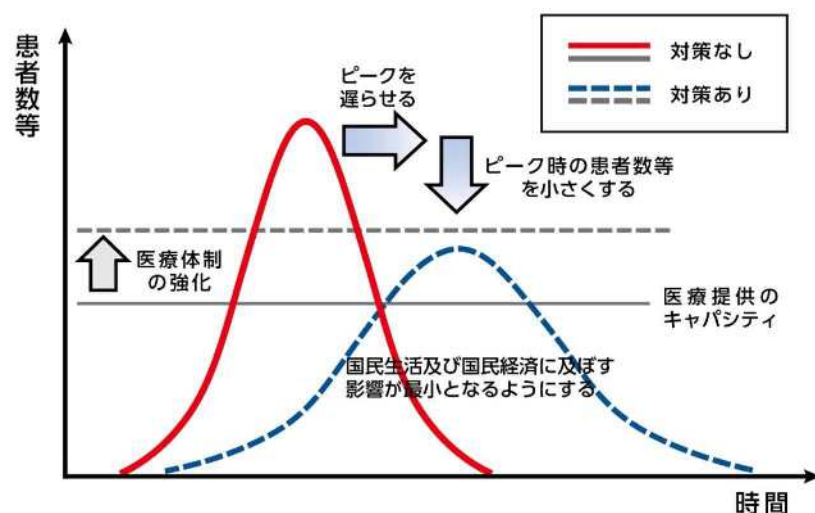
第1節 対策の目的

新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

1 感染拡大の抑制、区民の生命及び健康の保護

- (1) 感染拡大の速度を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備や治療薬・ワクチン製造等のための時間を確保する。
- (2) 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、迅速かつ効率的な医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- (3) 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

<対策の概念図>



出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（まん延防止に関するガイドライン）

2 区民生活及び区民経済に及ぼす影響の最小化

- (1) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による区民生活及び区民経済への影響を軽減する。
- (2) 区民生活及び区民経済の安定を確保する。
- (3) 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- (4) 業務継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は区民生活及び区民経済の安定に寄与する業務の維持に努める

第2節 対策実施上の留意点

区は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、国が定める基本的対処方針又は本行動計画に基づき、国、都・指定（地方）公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

1 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の（１）から（５）までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、迅速かつ効率的な情報収集・共有、分析のための基盤となるDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進等を行う。

（１）新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理
将来に高い確率で起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

（２）初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備
初動対応については、未知の感染症や新型インフルエンザ等が国内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

（３）関係者や区民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善
感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や区民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

（４）医療提供体制、検査体制、リスクコミュニケーション等の備え
感染症法や医療法等の制度改正による医療提供体制等の平時からの備えの充実をはじめ、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、検査体制の整備、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

（５）DXの推進や人材育成等
保健所等の負担軽減（システムへの入力作業の負担を含む。）、医療関連情報の有効活用、国と都及び区の連携の円滑化等を図るためのDXの推進や人材育成を進める。

なお、DXの推進に当たっては、AI（人工知能）技術などの新技術の進展や普及状況も注視しながら、関係者間の迅速かつ効率的な情報共有体制の整備や現場の負担軽減に資する技術の活用、システム導入等を検討していく。

2 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

感染拡大防止対策に当たっては、社会経済活動とのバランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により区民生活及び区民経済への影響を軽減させるとともに、区民が身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の（１）から（５）までの取組により、感染状況等に応じ感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えとを円滑に行い、区民の生命及び健康の保護と区民生活及び区民経済に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

（１）可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮し、可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からそのためのデータ収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築する。

（２）医療提供体制と区民生活及び区民経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には予防計画に基づき医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、各段階における医療提供体制で対応できるレベルに感染規模を収めるべく感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。注意深く実施するリスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける区民や事業者を含め、区民生活や区民経済等に与える影響にも十分留意する。

（３）状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。あわせて、対策の切替えの判断の指標や考慮要素について可能な範囲で具体的に事前に定める。

（４）対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

（５）区民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、区民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場をはじめ、様々な場面を活用して普及させ、子どもを含め様々な年代の区民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限

り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、区民等が適切な判断や行動をとれるようにする。特に、まん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける区民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

3 基本的人権の尊重

区は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、区民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、区民等に対してその意義や必要性等を十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者、**エッセンシャルワーカー**等に対する誹謗(ひぼう)中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。

また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人権の保護や士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より大きな影響を受ける可能性がある社会的弱者への配慮について留意するなど、感染症危機においても区民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

4 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症や指定感染症、新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチン・治療薬等による対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要性にも相違が生じることが考えられ、どのような状況下でもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

5 関係機関相互の連携協力の確保

政府対策本部、都対策本部及び荒川区新型インフルエンザ等対策本部（以下「区対策本部」という。）は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

区から都に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請があった場合には、都はその要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う。

6 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

7 感染症危機下の災害対応

区は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進め、避難所施設の確保等を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。また、発災時には、区は、都と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

第3節 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、社会経済活動への影響を最小限にするためには、国、都、区、医療機関、事業者、区民等が互いに協力してそれぞれの役割を果たし、荒川区一丸となって感染拡大防止に努めるとともに、区民生活及び区民経済を維持しなければならない。新型インフルエンザ等が発生すれば、誰もがかり患する可能性があり、互いに協力してそれぞれの役割を果たすことが求められる。

1 国

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国は世界保健機関（WHO）等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議（以下「推進会議」という。）等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

2 地方公共団体

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

3 都

都道府県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応とが求められる。

都は、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備するほか、民間検査機関又は医療機関等と検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、検査体制、宿泊療養等の実施体制並びに保健所の対応能力の確保について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。こうした取組においては、都は、特別区及び保健所を設置する市（以下「保健所設置区市」という。）、感染症指定医療機関、東京都医師会等の関係団体等で構成される東京都感染症対策連携協議会等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行うことが重要である。

また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCAサイクルに基づき改善を図る。

4 区

区は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、自宅療養を行う住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時における高齢者や障がい者等の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、都や近隣の自治体と緊密な連携を図る。

なお、保健所設置区市については、感染症法においては、まん延防止に関し、都道府県に準じた役割を果たすことが求められていることから、当該自治体が設置する保健所や地方衛生研究所等の対応能力の確保等について計画的に準備を行うとともに、予防計画に基づく取組状況を毎年度、東京都感染症対策連携協議会において都区市間で共有し、国に報告するなど、進捗確認を行う。ま

た、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

都と保健所設置区市とは、まん延防止等に関する協議を行い、新型インフルエンザ等の発生前から連携を図っておく。

5 医療機関

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、都と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具をはじめとした感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、都からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

6 指定（地方）公共機関

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

7 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

8 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

区民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感

染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

9 区民

区民は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、感染症の流行状況等を踏まえ、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

第3章 発生段階等の考え方

1 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等への対策は、患者発生の状況に応じて講ずべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、予め発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

発生段階は、政府行動計画及び東京都行動計画と同様に、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）とに大きく分けた構成とする。

2 各段階の概要

（1）準備期

新型インフルエンザ等の発生前の段階では、国及び都が実施する水際対策の実施体制の構築、地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチンや治療薬等の研究開発と供給体制の整備に関する情報を収集し、区民に対する啓発や情報提供を行う。また、区ではDXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行う。

（2）初動期（A）

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部ならびに都対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

（3）対応期（B, C-1, C-2, D）

対応期については、以下の四つの時期に区分する。

- ・封じ込めを念頭に対応する時期（B）
- ・病原体の性状等に応じて対応する時期（C-1）
- ・ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（C-2）
- ・特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期（D）

<発生段階及び各段階の概要>

段階	区分	区分の説明	概要
準備期	—	発生前の段階	水際対策の実施体制の構築、地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチンや治療薬等の研究開発と供給体制の整備、都民に対する啓発や都・企業による事業継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
	A	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。
対応期	B	封じ込めを念頭に対応する時期	政府対策本部の設置後、都内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意）。
	C-1	病原体の性状等に応じて対応する時期	感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。
	C-2	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。）。
	D	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回るにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

第4章 対策項目

1 主な対策項目

本行動計画は、新型インフルエンザ等対策の二つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護する」こと及び「区民生活及び区民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の13項目を行動計画の主な対策項目とする。

- ①実施体制
- ②情報収集・分析
- ③サーベイランス
- ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ⑤水際対策
- ⑥まん延防止
- ⑦ワクチン
- ⑧医療
- ⑨治療薬・治療法
- ⑩検査
- ⑪保健
- ⑫物資
- ⑬住民の生活及び地域経済の安定の確保

2 対策項目ごとの基本理念と目標

主な対策項目である13項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、以下に示す①から⑬までのそれぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

①実施体制

感染症危機は区民の生命及び健康、区民生活及び区民経済に広く大きな被害を及ぼすことから、医療従事者や区民・事業者の協力の下、国や都、近隣自治体とも連携し、実効的な対策を講じていくことが重要である。そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。

新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析及びリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護し、区民生活及び区民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

②情報収集・分析

感染拡大防止を目的としつつ、状況に応じて区民生活及び区民経済との両立を見据えた政策上の意思決定に資するよう、体系的かつ包括的に情報収集・分析及びリスク評価を行うことが重要である。そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、効率的な情報の収集・分析や提供の体制を整備するとともに、定期的な情報収集・分析や有事に備えた情報の整理・把握手段の確保を行う。新型インフルエンザ等の発生時には、感染症（発生状況や病原体の特徴等）及び医療の状況等の情報収集・分析並びにリスク評価を実施するとともに、区民生活及び区民経済に関する情報等を収集し、リスク評価を踏まえた判断に際し考慮することで、感染症対策と社会経済活動の両立を見据えた対策の判断につなげられるようにする。

③サーベイランス

感染症危機管理上の判断に資するよう、新型インフルエンザ等の早期探知、発生動向の把握及びリスク評価を迅速かつ適切に行うことが重要である。そのため、新型インフルエンザ等の発生前からサーベイランス体制の構築を行うとともに、平時のサーベイランスを実施する。新型インフルエンザ等の発生時には、有事の感染症サーベイランスの実施及びリスク評価を実施し、感染症対策の強化又は緩和の判断につなげられるようにする。

④情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜(さくそう)しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、区民等、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、区民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、区は、平時から、区民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

⑤水際対策

海外で新型インフルエンザ等が発生した場合は、病原体の国内侵入を完全に防ぐことは困難であることを前提としつつ、国は、新型インフルエンザ等の特徴や海外における感染拡大の状況等を踏まえ、迅速に検疫措置の強化や入国制限等の水際対策を実施することにより、国内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入をできる限り遅らせ、医療提供体制の確保等の感染症危機への対策に対応する準備のための時間を確保する。

国による検疫措置の強化や入国制限等の水際対策の決定に当たっては、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）その他の状況を踏まえ、患者等の人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び社会経済活動に与える影響を総合的に勘案し、その内容が検討され、実施される。また、検疫所は、施設が所在する地方公共団体（都道府県及び保健所設置区市）とも平時から緊密に連携を図り、検疫法（昭和26年法律第201号）に基づく隔離・停留等の措置の円滑な実施に備える。

なお、新型インフルエンザ等の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、強力な水際対策が実施される必要があるが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替える。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した水際対策について、実施方法の変更、縮小や中止等の見直しが行われることが重要である。

⑥まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、区民生活及び区民経済への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等と併せて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要である。特に、有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。このため、病原体の性状等を踏まえたリスク評価を適時適切に行い、強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、特措法に基づき、政府対策本部は、必要と考えられる地域・期間等において、迅速にまん延防止等重点措置や緊急事態措置の公示を行う。

一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする

とされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要である。

⑦ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、区民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。区は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

新型インフルエンザ等の発生時には、国において、我が国における開発・生産はもとより、外国からの輸入、外国で開発された製品の国内生産等の全ての手段を通じて、安全で有効なワクチンの迅速な供給を行うとともに、区においても、接種に当たっては、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

⑧医療

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、かつ人々の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療提供体制の確保は、健康被害を最小限にとどめ、区民が安心して生活を送るという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

感染症危機において、感染症医療及び通常医療の双方のひっ迫を防ぎ、医療の提供を滞りなく継続するために、平時から、予防計画及び健康危機対処計画に基づき、有事に関係機関が連携して感染症医療を提供できる体制を整備し、研修・訓練等を通じてこれを強化する。感染症危機には、通常医療との両立を念頭に置きつつ、感染症医療の提供体制を確保し、病原性や感染性等に応じて変化する状況に機動的かつ柔軟に対応することで、区民の生命及び健康を保護する。

⑨治療薬・治療法

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、健康被害や社会

経済活動への影響を最小限にとどめる上で、医療の提供が不可欠な要素であり、治療薬の開発・実用化等と治療法の確立は重要な位置付けのものとなる。

新型インフルエンザ等の発生時に治療薬・治療法を早期に実用化し、患者へ提供可能とすることが重要であり、国が主体となって、平時から、大学等の研究機関や製薬企業等の研究開発力向上のための施策を講じ、人材の育成・確保や技術の維持向上を図るとともに、治療薬の開発が必要な感染症(重点感染症)に対する情報収集・分析を行い、未知の感染症も念頭に置いた研究開発を推進する。国は、新型インフルエンザ等の発生時に、平時に整備した研究開発体制を活用し、速やかに治療薬の実用化に向けた取組を実施する。

また、国は、新型インフルエンザ等の発生時に治療薬の安定的な供給を確保し、迅速に必要な患者に投与できるよう、平時から製造能力の強化等を図るとともに、都は、国や関係機関と連携し、医療機関や薬局へ円滑に流通させる体制を整理し、新型インフルエンザ等の発生時に速やかに体制が構築できるよう必要な準備・訓練等を行う。

⑩検査

新型インフルエンザ等の発生時における検査の目的は、患者の早期発見によるまん延防止、患者を診断し早期に治療につなげること及び流行の実態を把握することである。また、検査の適切な実施は、まん延防止対策の適切な検討及び実施や、柔軟かつ機動的な対策の切替えのためにも重要である。さらに、検査が必要な者が必要なときに迅速に検査を受けることができることは、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめることや、感染拡大防止と社会経済活動の両立にも寄与し得る。このため、新型インフルエンザ等の発生時に必要な検査が円滑に実施される必要がある。区は、国や都の状況ならびに研究開発や検査体制について把握することが重要である。

⑪保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なることから、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、住民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、住民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

⑫物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、区民の生命及び

健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が医療機関をはじめとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。

国は、平時から医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等を推進するとともに、感染症対策物資等の需給状況の把握等のために必要な体制を整備する。区は、その状況を把握して適切に対応する。

また、新型インフルエンザ等の発生時に、感染症対策物資等の需給状況の把握を行い、不足が懸念される場合等には、医療機関等で必要な感染症対策物資等が確保されるよう取り組む。

⑬住民の生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、区民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、区民生活及び区民経済に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や区民等に必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定（地方）公共機関は、業務計画の策定等の必要な準備を行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、区民生活及び区民経済の安定の確保に必要な対策や支援を行う。事業者や区民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

1-1. 実践的な訓練の実施

区は、政府行動計画及び東京都行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。【健康部】

1-2. 行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 区は、本行動計画を作成・変更する。区は、本行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。【健康部】
- ② 区は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。【政策企画部】
- ③ 区は、国やJ I H S、都の研修等を積極的に活用しつつ、地域の感染症対策の中核となる保健所の人材の確保や育成に努めるなど、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の養成等を行う。【健康部】

1-3. 国及び地方公共団体等の連携の強化

- ① 区、国、都及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。【健康部】
- ② 区は、国、都及び指定（地方）公共機関と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、区内の業界団体や関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。【健康部】

第2節 初動期

2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 国が政府対策本部を設置した場合や都が都対策本部を設置した場合において、区は、必要に応じて、区対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。【政策企画部】
- ② 区は、必要に応じて、第1節（準備期）1-2を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。【政策企画部・総務部・健康部】

【新型コロナ対応での具体例】

検査業務や給付金関係業務等に令和2年度は342名、令和3年度は1,162名、令和4年度は405名の応援派遣、兼務発令を行った。

また、健康部の職員を令和2年度9名、令和3年度35名、令和4年度2名増員した。

2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

区は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、対策に伴う必要経費の把握と補正予算や予備費の活用等による迅速な予算措置に向けた所要の準備を行うとともに、国からの財政支援を有効に活用することを検討し、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討する。【政策企画部】

第3節 対応期

3-1. 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1. 職員の派遣・応援への対応

- ① 区は、新型インフルエンザ等のまん延により区がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、都に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。【総務部・健康部】
- ② 区は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の区市町村又は都に対して応援を求める。【総務部・健康部】

【新型コロナ対応での具体例】

区は、東京都から令和2年度21名、令和3年度74名、令和4年度40名の派遣を受けた。

3-1-2. 必要な財政上の措置

区は、国などの特定財源の確保に努め、的確に予算措置を行うとともに、国からの財政支援を有効に活用し、必要に応じて地方債を発行して財源を確保することで、必要な対策を実施する。【政策企画部】

3-2. 緊急事態措置の検討等について

3-2-1. 緊急事態宣言の手続

区は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言（緊急事態宣言）がなされた場合は、直ちに区対策本部を設置する。区は、区内に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。【政策企画部】

3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

3-3-1. 区対策本部の廃止

区は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく区対策本部を廃止する。【政策企画部】

第2章 情報収集・分析

第1節 準備期

1-1. 実施体制

区は、有事に備え、積極的疫学調査や臨床研究に資する情報の収集について、平時から体制を整備する。【健康部】

第2節 初動期

2-1. リスク評価

2-1-1. 情報収集・分析に基づくリスク評価

区は、国及びJ I H Sが行うリスク評価等を踏まえ、医療提供体制、検査体制、保健所等の各体制について、速やかに有事の体制に移行することを判断するとともに、必要な準備を行う。【健康部】

2-2. 情報収集・分析から得られた情報の公表

- ① 区は、国及び都が公表した感染症情報の分析から得られた結果に基づく正確な情報について、住民等へ分かりやすく提供・共有する。【政策企画部・健康部】
- ② 区は、情報等の公表に当たっては、国及び都が示す公表項目等を踏まえて個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。【政策企画部・健康部】

第3節 対応期

3-1. リスク評価

3-1-1. 情報収集・分析に基づくリスク評価

区は、新型インフルエンザ等の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、国内での発生状況、臨床像に関する情報について分析し、包括的なリスク評価を行う。リスク評価に当たっては、国際機関、研究機関等の情報や、国、検疫所及びJ I H S 及び東京都からの報告、積極的疫学調査等により得られた結果等の情報収集・分析に基づき、リスク評価を実施する。

この際、感染症危機の経過や状況の変化、これらを踏まえた政策上の意思決定及び実務上の判断の必要性に応じた包括的なリスク評価を実施する。

【政策企画部・健康部】

3-1-2. リスク評価に基づく情報収集・分析手法の検討及び実施

区は、都等と連携の上、国が示す方針も踏まえながら、地域の実情に応じて積極的疫学調査等の対象範囲や調査項目を見直す。【健康部】

3-2. 情報収集・分析から得られた情報の公表

① 区は、国及び都が公表した感染症情報の分析から得られた結果に基づく正確な情報について、住民等へ分かりやすく提供・共有する。【政策企画部・健康部】

② 区は、情報等の公表を行うに当たっては、国及び都が示す公表項目等を踏まえて個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。【政策企画部・健康部】

第3章 サーベイランス

第1節 準備期

1-1. 実施体制

区は、感染症危機対応時における、業務量の大幅な増加に備え、平時から必要となる体制や役割分担を確認し、速やかに体制を拡大できるよう準備を行う。【総務部・健康部】

1-2. 平時に行う感染症サーベイランス

① 区は、都と連携し、平時から、季節性インフルエンザや新型コロナ等の急性呼吸器感染症について、指定届出機関における患者の発生動向や入院患者の発生動向等の複数の情報源から全国的な流行状況を把握する。【健康部】

② 東京都健康安全研究センターは、指定届出機関からインフルエンザ患者の検体を入手し、インフルエンザウイルスの型・亜型、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を平時から把握するとともに、感染症サーベイランスシステムを活用し、発生状況について共有する。区は、共有された発生状況を確認する。【健康部】

③ 区は、都と連携し、ワンヘルス・アプローチの考え方に基づき、家きんや豚及び野生動物のインフルエンザウイルス等の保有状況を把握し、新型インフルエンザ等の発生を監視する。

また、医療機関から鳥インフルエンザ等の動物由来インフルエンザに感染したおそれのある者について保健所に情報提供があった場合には、関係者間で情報共有を速やかに行う体制を整備する。【健康部】

1-3. 人材育成（研修の実施）

区は、東京都健康安全研究センターにおいて実施している実地疫学調査研修、及び国（国立保健医療科学院を含む。）やJ I H S等で実施される感染症対策等に関する研修会や実地疫学専門家養成コース（F E T P - J）、感染症危機管理リーダーシップ人材育成モデル事業等に、保健所職員等を積極的に派遣するとともに、感染症に関する講習会等を開催すること等により保健所の職員等に対する研修の充実を図る。【健康部】

1-4. D Xの推進

区は、令和4年感染症法改正により、発生届等の電磁的方法による届出が努力義務とされたことを踏まえ、平時より、医師や指定届出機関の管理者からの電磁的な方法による発生届及び退院等の提出を促進する。【健康部】

1-5. 感染症サーベイランスから得られた情報及び分析結果の公表

- ① 区は、国及び都が公表した感染症サーベイランスの分析結果及び地域ごとの実情に応じたサーベイランスより得られた分析結果に基づく正確な情報について、住民等へ分かりやすく提供・共有する。【政策企画部・健康部】
- ② 区は、情報等の公表を行うに当たっては、国及び都が示す公表項目等を踏まえつつ、まん延防止への寄与、個人が特定されることのリスク等を総合的に勘案して、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。【政策企画部・健康部】

第2節 初動期

2-1. リスク評価

2-1-1. 有事の感染症サーベイランスの開始

都は、新型インフルエンザ等に感染したおそれのある者から採取した検体を東京都健康安全研究センターにおいて、亜型等の同定を行う。

区は、結果を把握し、適切に対応する。【健康部】

2-2. 感染症サーベイランスから得られた情報及び分析結果の公表

- ① 区は、国及び都が公表した感染症サーベイランスの分析結果及び地域ごとの実情に応じたサーベイランスから得られた分析結果に基づく正確な情報について、住民等へ分かりやすく提供・共有する。【政策企画部・健康部】
- ② 区は、情報等の公表を行うに当たっては、国及び都が示す公表項目等を踏まえつつ、まん延防止への寄与、個人が特定されることのリスク等を総合的に勘案して、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。【政策企画部・健康部】

第3節 対応期

3-1. リスク評価

3-1-1. 有事の感染症サーベイランスの実施

区は、都と連携し、国が実施する感染症サーベイランスのほか、必要に応じ、地域の感染動向等に応じて、独自に判断して感染症サーベイランスを実施する。【健康部】

3-2. 感染症サーベイランスから得られた情報及び分析結果の公表

- ① 区は、国及び都が公表した感染症サーベイランスの分析結果及び地域ごとの実情に応じたサーベイランスより得られた分析結果に基づく正確な情報について、管内の住民等へ分かりやすく提供・共有する。【政策企画部・健康部】
- ② 区は、情報等の公表を行うに当たっては、国及び都が示す公表項目等を踏まえつつ、まん延防止への寄与、個人が特定されることのリスク等を総合的に勘案して、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。【政策企画部・健康部】

第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における区民等への情報提供・共有

1-1-1. 区における情報提供・共有について

地域における住民に対する情報提供・共有、リスクコミュニケーションにおいて、区の果たす役割は大きい。区においては、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン」第1章及び第2章に掲げられた国の取組に関する留意事項等を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められる。

準備期から住民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行い、区による情報提供・共有について、有用な情報源として住民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努めるとともに、コールセンター等の設置準備を始め、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を進める。また、地域の特産品やランドマーク、なじみのあるキャラクターなどをメッセージや情報提供・共有の方法に取り込むことで、分かりやすく行動変容につながりやすい情報提供・共有を行う工夫も考えられる。【政策企画部・健康部】

1-1-2. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

区は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。
【健康部】

第2節 初動期

2-1. 情報提供・共有について

2-1-1. 区における情報提供・共有について

区においては、国の取組に関する留意事項を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められる。

準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、住民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。【政策企画部・健康部】

2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

区は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。【健康部】

【新型コロナ対応での具体例】

新型コロナウイルス感染症への感染不安を抱える区民に対して、丁寧に対応するため、派遣看護師によるコールセンターを設置し、相談体制を整備した。

第3節 対応期

3-1. 情報提供・共有について

3-1-1. 区における情報提供・共有について

区においては、国の取組に関する留意事項を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められる。

準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、住民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。【政策企画部・健康部】

3-2. 基本的方針

3-2-1. 双方向のコミュニケーションの実施

区は、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。【健康部】

第5章 水際対策

第1節 準備期

1-1. 水際対策の実施に関する体制の整備

区は、検疫所及び都の管内に所在する港湾・空港関係機関との情報伝達ルートを確認し、平時からの連携体制の構築を図る。【健康部】

第2節 初動期

2-1. 国、都との連携

区は、国や都と連携しながら、居宅等待機者等に対して健康監視を実施する。【健康部】

第3節 対応期

3-1. 封じ込めを念頭に対応する時期

区は、2-1 の対応を継続する。【健康部】

3-2. 病原体の性状等に応じて対応する時期

区は、2-1 の対応を継続する。【健康部】

3-3. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

区は、2-1 の対応を継続する。【健康部】

第6章 まん延防止

第1節 準備期

1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等
区は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センター等に連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。【健康部】

【新型コロナ対応での具体例】

不要不急の外出を控えることで自宅内にとどまる時間が増加するため、省エネ家電（省エネエアコン・省エネ冷蔵庫）や宅配ボックスの設置に対し助成を行った。

第2節 初動期

2-1. 都内でのまん延防止対策の準備

- ① 区は、国や都と相互に連携し、都内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の確認を進める。

また、区は、検疫所から新型インフルエンザ等に感染した疑いのある帰国者等に関する情報の通知を受けた場合は、国や都と相互に連携し、これを有効に活用し適切に対応する。【健康部】

- ② 区は、国からの要請を受けて、都と連携し、地域の実情にもとづいて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。【政策企画部】

第3節 対応期

3-1. まん延防止対策の内容

3-1-1. 患者や濃厚接触者への対応

区は、国や都と連携し、地域の感染状況等に応じて、感染症法に基づき、患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）等の措置を行う。また、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等についての情報収集等で得られた知見等を踏まえ、積極的疫学調査等による感染源の推定と濃厚接触者の特定による感染拡大防止対策等の有効と考えられる措置がある場合には、そうした対応も組み合わせて実施する。【健康部】

（ア）患者対策

- ① 患者対策の目的は、当該患者からの新たな感染の機会を最小限にすることである。基本的な患者対策は、感染症法の規定に基づく入院勧告・措置、汚染された場所の消毒などにより行う場合と、季節性インフルエンザ対策と同様な任意の協力を求める基本的な感染対策として行う場合がある。【健康部】
- ② このため、区は、医療機関での診察、東京都健康安全研究センターおよび民間検査機関等による検査により、速やかに患者を特定し、適切な医療を提供する体制や円滑に医療機関等に搬送等が可能な体制を構築する。（新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「医療に関するガイドライン」及び「保健に関するガイドライン」参照。）【健康部】

（イ）濃厚接触者対策

- ① 新型インフルエンザ等の患者と濃厚接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。）は、すでに感染している可能性があるため、潜伏期間中は、区は、必要に応じ、濃厚接触者対策を実施する。濃厚接触者対策は、感染症法に基づき健康観察、外出自粛の要請等として実施される場合と、季節性インフルエンザ対策と同様な任意の協力を求める基本的な感染対策として実施する場合がある。【健康部】
- ② 区においては、国や都と協力し、健康観察のための体制整備や、必要な抗インフルエンザウイルス薬等の予防投与に向けた準備等を行う。（新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「治療薬・治療法に関するガイドライン」参照。）【健康部】

3-1-2. 事業者や学校等に対する要請

3-1-2-1. その他の事業者に対する要請

区は、国からの要請を受けて、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、学校等多数の者が利用する施設等における感染対策を強化するよう要請する。【福祉部・健康部・教育委員会】

第7章 ワクチン

第1節 準備期

1-1. 研究開発

1-1-1. ワクチンの研究開発に係る人材の育成及び活用

大学等の研究機関と連携し、ワクチンの研究開発の担い手の確保を推進するため、都は、大学等の研究機関を支援する。また、都は、感染症の基礎研究から治験等臨床研究の領域において育成した人材について、キャリア形成の支援等を通じて積極的に活用することにより、研究を推進する医療機関や研究機関等との連携ネットワークに参画する臨床研究中核病院や感染症指定医療機関等における研究開発の実施体制の強化を支援する。

区は、都と連携し、状況を把握し、適切に対応する。【健康部】

1-2. ワクチンの接種に必要な資材の確保

区は、以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

【健康部】

表1 予防接種に必要な可能性のある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】	
☐ 消毒用アルコール綿 ☒ （ノンアルコール消毒綿を含む） ☐ トレイ ☐ 体温計 ☐ 医療廃棄物容器、針捨て容器 ☐ 手指消毒剤 ☐ 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・血圧計、☒パルスオキシメーター等 ・静脈路確保用品 ・輸液セット ・生理食塩水 ・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 ☐ シリンジ（注射器） ☐ 注射針※投与方法や製剤、対象により調整必要	☐ マスク ☐ 使い捨て手袋（S・M・L） ☐ 使い捨て舌圧子 ☐ 膿盆 ☐ 聴診器 ☐ ペンライト <th>【文房具類】</th>	【文房具類】
	☐ ボールペン（赤・黒） ☐ 日付印 ☐ スタンプ台 ☐ はさみ ☐ バインダー	
	<th>【会場設営物品】</th>	【会場設営物品】
	☐ 机 ☐ 椅子 ☐ スクリーン、 ☒ ホワイトボード ☐ 延長コード ☐ 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 ☐ ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 ☐ 耐冷手袋等 ☒ 簡易ベッド	

1-3. ワクチンの供給体制

区は、実際にワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。【健康部】

1-4. 接種体制の構築

1-4-1. 接種体制

- ① 区は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう接種会場や接種に携わる医療従事者の確保の考え方について整理する。【健康部】
- ② 区は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。【健康部】

1-4-2. 特定接種

- ① 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる区の地方公務員については、区を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。
このため、区は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。【総務部・健康部】
- ② 特定接種の対象である職員については、対象者を把握し、都又は厚生労働省宛てに人数を報告する。【総務部・健康部】
- ③ 特定接種を事業者において実施する方法としては、企業内診療所での接種、外部の医療機関からの診療（巡回健診等）による接種が考えられる。企業内診療所の開設について新たに許可が必要な場合には、区は迅速に対応する。【健康部】

1-4-3. 住民接種

国は、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更することで、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 6 条第 3 項の規定による予防接種の対象者及び期間を定める。国は、住民接種の接種順位については、国民の生命及び健康に及ぼす影響並びに国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮するとしており、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、新型インフルエンザ等による重症化や死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方があることを踏まえ、事前に住民接種の接種順位に関する基本的な考え方を整理する。

また、区は平時から以下（ア）から（ウ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。【総務部・区民生活部・福祉部・健康部・教育委員会】

（ア） 区は、国等の協力を得ながら、区内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

a 区は、住民接種については、厚生労働省及び都の協力を得ながら、希望する区民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。

i 接種対象者数

ii 区の人員体制の確保

iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保

iv 接種場所の確保（医療機関、保健所、区の施設、学校等）及び運営方法の策定

v 接種に必要な資材等の確保

vi 国、都及び区市町村間や、医師会等の関係団体への連絡体制の構築

vii 接種に関する区民への周知方法の策定

b 区は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行うことが必要である。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、福祉部と健康部等が連携し、これらの者への接種体制を検討する。

表2 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	223,981
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	15657.8
妊婦	母子健康手帳届出数	C	1775
幼児	人口統計（1-6歳未満）	D	7395
乳児	人口統計（1歳未満）	E1	1412
乳児保護者※	人口統計（1歳未満）×2	E2	2824 乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計（6歳-18歳未満）	F	19,464
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	48,615
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	126,838 $A-(B+C+D+E1+E2+F+G)=H$

※ 乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

- c 区は、医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定すること。特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、区は、区医師会の協力や人材派遣会社等の活用などの方法でその確保を図る。個別接種、集団的接種いずれの場合も、医師会や医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得ておく。
- d 区は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、か

つそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討する。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮する。なお、医師及び看護師の配置については自らが直接運営するほか、医師会や人材派遣会社等と委託契約を締結し、医師会や委託業者等が運営を行うことも可能である。

(イ) 区は、円滑な接種の実施のため、国が整備するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する区市町村以外の区市町村における接種を可能にするよう取組を進める。

(ウ) 区は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

1-5. 情報提供・共有

1-5-1. 住民への対応

WHOが表明している「世界的な健康に対する脅威」の一つとして「Vaccine Hesitancy」が挙げられており、予防接種におけるコミュニケーションの役割が指摘されている。こうした状況も踏まえ、平時を含めた準備期においては、区は、定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ&A等の提供など、双方向的な取組を進める。【健康部】

1-5-2. 区における対応

区は、定期の予防接種の実施主体として、医師会等の関係団体と連携し、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供等を行う。【政策企画部・健康部】

1-5-3. 健康部以外の分野との連携

区は、区職員への特定接種を含む予防接種施策の推進に当たり、健康部以外の分野との連携及び協力が重要であり、区全体としてその強化に努める必要がある。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であり、保健所は、教育委員会等との連携を進め、例えば、必要に応じて学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条に規定する就学時の健康診断及び第13条第1項に規定する児童生徒等の健康診断の機会

を利用して、予防接種に関する情報の周知を区教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組に努める必要がある。【健康部・教育委員会】

1-6. DXの推進

- ① 区は、区が活用する予防接種関係のシステムが、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。【政策企画部・健康部】
- ② 区は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。【政策企画部・健康部】
- ③ 区は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を区民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。【政策企画部・健康部】

第2節 初動期

2-1. 接種体制

2-1-1. 接種体制の構築

区は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。【健康部】

2-2. ワクチンの接種に必要な資材の確保

区は、第7章第1節1-2において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。【健康部】

2-3. 対象に応じた接種体制の構築と実際

2-3-1. 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、区は、医師会の協力や人材派遣会社等の活用などの方法で、接種体制を確保する。また、区は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。【総務部・健康部】

2-3-2. 住民接種

- ① 区は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。【政策企画部・健康部】
- ② 接種の準備に当たっては、保健所の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。【総務部・健康部】
- ③ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。予防接種の円滑な推進を図るために、福祉部と健康部が連携し行う。（調整を要する施設等及びその被接種者数を福祉部が中心に取りまとめ、接種に係る医師会等の調整等は保健所が行うなど連携し行うこと等）なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。【福祉部・健康部】

- ④ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、区は医師会の協力や人材派遣会社等の活用などの方法で、確保する。【健康部】
- ⑤ 区は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、医師会、近隣区、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保する。必要に応じ、保健所、区の施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。また、都において、大規模接種会場を設けた際は連携を図る。【健康部】
- ⑥ 区は、高齢者施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、区又は都の福祉部局等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。【福祉部・健康部】
- ⑦ 区は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。【政策企画部・健康部】
- ⑧ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要である。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定する。なお、具体的な医療従事者等の数の例としては、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師1名、接種を担当する医師又は看護師1名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等1名を1チームとすることや接種後の状態観察を担当する者を1名おくこと（接種後の状態観察を担当する者は可能であれば看護師等の医療従事者が望ましい。）、その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等が担当することなどが考えられる。【健康部】
- ⑨ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、例えば、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、

救急処置用品について適切な管理を行う。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、都、区医師会等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保する。アルコール綿、医療廃棄物容器等については、原則として全て区が準備することとなるが、事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることから、区医師会等から一定程度持参してもらう等、あらかじめ協議が必要な場合は、事前に検討を行う。また、区が独自で調達する場合においても、あらかじめその方法を関係機関と協議する必要があるが、少なくとも取引のある医療資材会社と情報交換を行う等、具体的に事前の準備を進める。具体的に必要物品としては、以下のようなものが想定されるため、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討する。【健康部】

表3 接種会場において必要と想定される物品

【準備品】	【医師・看護師用物品】
☐ 消毒用アルコール綿 <input checked="" type="checkbox/"/> （ノンアルコール消毒綿を含む） ☐ トレイ ☐ 体温計 ☐ 医療廃棄物容器、針捨て容器 ☐ 手指消毒剤 ☐ 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・血圧計、 <input checked="" type="checkbox/"/> パルスオキシメーター等 ・静脈路確保用品 ・輸液セット ・生理食塩水 ・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 ☐ シリンジ（注射器） ☐ 注射針 ※投与方法や製剤により調整必要	☐ マスク ☐ 使い捨て手袋（S・M・L） ☐ 使い捨て舌圧子 ☐ 膿盆 ☐ 聴診器 ☐ ペンライト
	【文房具類】
	☐ ボールペン（赤・黒） ☐ 日付印 ☐ スタンプ台 ☐ はさみ ☐ バインダー
	【会場設営物品】
	☐ 机 ☐ 椅子 ☐ スクリーン、 <input checked="" type="checkbox/"/> ホワイトボード ☐ 延長コード ☐ 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 ☐ ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 ☐ 耐冷手袋等 <input checked="" type="checkbox/"/> 簡易ベッド

- ⑨ 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じなければならない。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守する。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等についてよく相談する。【健康部】
- ⑩ 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるよう広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行う。【健康部】

第3節 対応期

3-1. ワクチンや必要な資材の供給

- ① 区は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握について、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（予防接種に関するガイドライン）第3章3. を踏まえて行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。【健康部】
- ② 区は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンについて、区に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てる。【健康部】
- ③ 区は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、都を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。【健康部】
- ④ 区は、厚生労働省からの要請を受けて、供給の滞りや偏在等については、特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられるため、都を中心に他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を行う。【健康部】

3-2. 接種体制

区は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

3-2-1. 特定接種

3-2-1-1. 地方公務員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、区は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。【総務部・健康部】

3-2-2. 住民接種

3-2-2-1. 予防接種体制の構築

- ① 区は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に区において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。【健康部】
- ② 区は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。【健康部・施設所管部】
- ③ 区は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。【健康部】
- ④ 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、区は、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。【健康部】
- ⑤ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考えられる。【福祉部・健康部】
- ⑥ 区は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、福祉部、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。【福祉部・健康部】

3-2-2-2. 接種に関する情報提供・共有

- ① 区は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。【健康部】
- ② 区が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。【政策企画部・健康部】
- ③ 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトやSNSを活用して周知することとする。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、情

報誌への掲載等、紙での周知を実施する。【政策企画部・健康部】

3-2-2-3. 接種体制の拡充

区は、感染状況を踏まえ、必要に応じて区施設等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、福祉部、保健所、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。【健康部・施設所管部】

【新型コロナ対応での具体例】

区内の文化施設をワクチン集団接種会場として活用した。

3-2-2-4. 接種記録の管理

区は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。【健康部】

3-3. 健康被害救済

- ① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、国の審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は区となる。【健康部】
- ② 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市区町村とする。【健康部】
- ③ 区は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。【健康部】

3-4. 情報提供・共有

- ① 区は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。【政策企画部・健康部】
- ② 区は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。【健康部】
- ③ パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進

する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、区は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。【政策企画部・健康部】

3-4-1. 特定接種に係る対応

区は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。【総務部・健康部】

3-4-2. 住民接種に係る対応

- ① 区は、実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。【健康部】
- ② 特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。
 - a 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
 - b ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
 - c ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
 - d 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。
- ③ これらを踏まえ、広報に当たっては、区は、次のような点に留意する。【健康部・政策企画部】
 - a 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えることが必要である。
 - b ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えることが必要である。
 - c 接種の時期、方法など、区民一人一人がどのように対応すべきかについて、分かりやすく伝えることが必要である。

【新型コロナ対応での具体例】

希望する区民に集団接種及び区内医療機関における個別接種、高齢者施設や障がい者施設への巡回接種、在宅要介護者等への訪問接種、エッセンシャルワーカーへの優先接種等を適切に実施した。

令和3年度接種件数（全体）181,426件

令和4年度接種件数（全体）449,580件

第8章 医療

第1節 準備期

1-1. 基本的な医療提供体制

都が新型インフルエンザ等に係る医療提供の司令塔となり、管内の保健所とも有事の役割分担をあらかじめ整理した上で、下記 1-1-1 から 1-1-8 までの複数の施設や関係者を有機的に連携させることにより、住民等に対して必要な医療を提供する。区は下記 1-1-1 の相談センターを開設する役割を担う。

- ① 都は、有事において、患者の状態に応じた適切な感染症医療を提供できるよう、国が示す症状や重症化リスク等に応じた医療機関への入院、宿泊療養、自宅療養等への振り分けの基準に基づき、患者を適切な治療先・療養先につなげる体制を整備する。

区は、個々の患者の状況や活用可能な資源など、感染状況や地域の実情等を踏まえ機動的な運用を行う。【健康部】

- ② 区は、新型インフルエンザ等感染症患者の移送に当たっては、発生した感染症の重篤性、感染力及び感染経路等を勘案して適切な移送方法によることとし、関係機関（民間救急事業者等）とも協議の上、発生時に円滑な移送が可能となるよう、体制整備及び訓練を実施する。【健康部】

- ③ 区は、新型インフルエンザ発生時においても、身近な地域で診療を受けられる機会を可能な限り確保するため、区内の診療所で感染症医療に対応可能な場合は、都と医療措置協定を締結するよう協力を要請する。【健康部】

1-1-1. 相談センター

区は、新型インフルエンザ等の国内外での発生を把握した段階で、早期に相談センターを整備する。相談センターは、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受け、受診先となる感染症指定医療機関等の案内を行う。また、区民等からの相談に対応する。【健康部】

1-1-2. 感染症指定医療機関

感染症法に基づき国が行う新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前は、感染症指定医療機関が中心となって新型インフルエンザ等患者の受入等に対応する。平時から二次医療圏管内の感染症指定医療機関を把握し連携を図る。【健康部】

1-1-3. 病床確保を行う協定締結医療機関（第一種協定指定医療機関）

病床確保を行う協定締結医療機関は、平時に都と締結した協定に基づき、有事の際には、都からの要請に応じて、病床を確保し、入院医療を提供する。

新型インフルエンザ等の流行初期（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表から約3か月を想定）においては、流行初期医療確保措置の対象となる協定締結医療機関（以下「流行初期医療確保措置協定締結医療機関」という。）が対応を行い、その後順次その他の協定締結医療機関も対応を行う。

区は平時から、締結状況を確認しておく。【健康部】

1-1-4. 発熱外来を行う協定締結医療機関（第二種協定指定医療機関）

発熱外来を行う協定締結医療機関は、平時に都と締結した協定に基づき、有事の際には、都からの要請に応じて、全国的に検査の実施環境が整備される中で、発熱患者等専用の診察室（時間的・空間的分離を行い、プレハブ、簡易テント、駐車場等で診療する場合を含む。）を設けた上で、あらかじめ発熱患者等の対応時間帯等の情報を住民に周知し、又は地域の医療機関等と共有して、発熱患者等を受け入れる体制を構築する。新型インフルエンザ等の流行初期においては、流行初期医療確保措置協定締結医療機関が対応を行い、その後順次その他の協定締結医療機関も対応を行う。

区は平時から、締結状況を確認しておく。【健康部】

1-1-5. 自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関（第二種協定指定医療機関）

自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関は、平時に都と締結した協定に基づき、有事の際には、都からの要請に応じて、病院、診療所、薬局及び訪問看護事業所において、自宅療養者、宿泊療養者及び高齢者施設等における療養者に対して、往診や電話・オンライン診療等、処方薬の配送・服薬指導、訪問看護等を行う。

区は平時から、締結状況を確認しておく。【健康部】

1-1-6. 後方支援を行う協定締結医療機関

後方支援を行う協定締結医療機関は、都と締結した協定に基づき、都からの要請に応じて、新型インフルエンザ等からの回復後引き続き入院が必要な患者の転院受入や新型インフルエンザ等患者以外の患者の受入れを行う。

区は平時から、締結状況を確認しておく。【健康部】

1-1-7. 医療人材の派遣を行う協定締結医療機関

医療人材の派遣を行う協定締結医療機関は、都と締結した協定に基づき、感染拡大期等の医療人材が不足する際には、都からの要請に応じて、新型インフルエンザ等に対応するため、医療人材を医療機関等に派遣する。

区は平時から、締結状況を確認しておく。【健康部】

1-1-8. 一般医療機関

- ① 区は、都や医師会等の医療関係団体等と連携し、一般医療機関に対して感染症に関する適切な情報を提供するなど必要な支援を実施する。【健康部】
- ② 感染症指定医療機関や協定締結医療機関以外の一般医療機関においても、国及び都、区、医師会等の医療関係団体等からの情報を積極的に活用し、地域の感染状況等に応じて、感染症の診療並びに感染拡大防止のための措置や患者等への指導など必要な対応を、患者の人権を尊重しながら実施する。

【新型コロナ対応での具体例】

区内医療機関や訪問看護事業者と「荒川区新型コロナウイルス対策連絡会」(Web会議)を開催し、広く新型コロナウイルス感染症に関する情報共有や意見交換を行った。

1-2. 予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制の整備

- ① 都は、東京都感染症予防計画及び東京都保健医療計画に基づき医療提供体制の目標値を設定する。また、医療機関との間で、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する協定を締結し、地域の医療機関等の役割分担を明確化することで、新型インフルエンザ等の発生時における医療提供体制を整備する。

区は、締結状況を確認し、区内の医療機関で感染症医療に対応可能な場合は、都と医療締結協定を締結するよう協力を要請する。【健康部】

- ② 都は、民間宿泊事業者等との間で協定の締結を進めて宿泊療養施設の確保を行う。また、対応期において軽症者等を受け入れる場合の運営の方法等を事前に検討し、あらかじめ新型コロナウイルス感染症での対応を踏まえた宿泊療養施設の施設運営に関するマニュアルを作成する。

区は、宿泊療養施設の運営等について把握しておく。【健康部】

1-3. 研修や訓練の実施を通じた人材の育成等

- ① 区は、新型インフルエンザ等への対応力を向上させ、有事における対応体制に円滑に移行できるようにするため、平時から有事に備えた訓練や研修を行う。【健康部】
- ② 区は、新型インフルエンザ発生時における即応体制確保のため、都が消防機関、感染症指定医療機関等の関係機関と定期的に行う、都内における患者発生を想定した情報伝達、患者移送及び受け入れ及び疫学調査等の訓練に参加する。【健康部】

1-4. 新型インフルエンザ等の発生時のためのDX推進

国は、新型インフルエンザ等の発生時における対応能力の向上や業務負担の軽減等のため、医療機関等情報支援システムの改善、感染症サーベイランスシステムの活用、電子カルテ情報の標準化等、DXを推進する。また、電子カルテと発生届の連携に向けて検討を進める。

都は、国の取組状況も踏まえ、医療機関における電子カルテの導入支援や、感染症サーベイランスシステム、医療機関等情報支援システム等の活用を通じてDXを推進し、入院調整等の効率化を図る。

区は、国や都の取り組みを踏まえ、感染症サーベイランスシステム、医療機関等情報支援システム等の活用を通じてDXを推進し、入院調整等の効率化を図る。【健康部】

1-5. 東京都感染症対策連携協議会等の活用

- ① 都は、新型インフルエンザ等が発生した際に迅速に必要な対応ができるよう、東京都感染症対策連携協議会等を活用し、医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等との連携を図る。また、東京都感染症予防計画及び東京都保健医療計画に基づく医療提供体制が有事に適切に確保できるよう、相談・受診から自宅療養や入院までの流れ、入院調整の方法、医療人材の確保、患者及び症状が回復した者の移動手段、高齢者施設等への医療人材派遣や、高齢者施設等における重症者対応や集団感染が発生した場合の医療の提供等について整理を行い、随時更新を行う。区は患者の状況に応じて適切な医療提供ができるよう情報把握し、適宜関係部署に共有する。【健康部】
- ② 区は、東京都感染症対策連携協議会等においてこれらの関係機関と協議した結果を踏まえ、予防計画を策定・変更する。【健康部】

第2節 初動期

2-1. 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症に関する知見の共有等

区は、国やJ I H S、都から提供された新型インフルエンザ等の発生状況、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を含む診断・治療に関する情報等を医師会や医療機関、高齢者施設等に周知する。【政策企画部・福祉部・健康部】

2-2. 医療提供体制の確保等

- ① 都は、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に、感染症指定医療機関において、速やかに患者に適切な医療を提供する体制を確保する。区は、当区管轄の感染症指定医療機関の体制を確認する。【健康部】
- ② 都は、感染症指定医療機関における感染症患者の受入体制を確保するとともに、保健所、医療機関、消防機関等と連携し、入院調整に係る体制構築を進め、準備期において東京都感染症対策連携協議会等で整理した相談・受診から自宅療養や入退院までの体制を迅速に整備する。あわせて、医療機関に対し、医療機関等情報支援システム等に確保病床数・稼働状況、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況等を確実に入力するよう要請を行う。区は、医療提供体制の確認、医療機関等情報支援システム等の確認をし、必要時医療機関の相談に対応する。【健康部】
- ③ 感染症指定医療機関は、患者の受入体制を確保し、患者に適切な医療を提供する。また、都からの要請に応じて、医療機関等情報支援システム等の入力を行う。区は、医療機関等情報支援システム等の入力情報を適宜確認する【健康部】
- ④ 区は、医療機関に対し、国が示す症例定義を踏まえ、受診患者が新型インフルエンザ等（又はこれに位置付けられる可能性がある感染症）に感染したおそれがあると判断される場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。区は連絡を受け、都と連携し、行政検査の実施、積極的疫学調査など迅速に対応する。【健康部】
- ⑤ 区は、都と協力し、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について住民等に周知する。【政策企画部・健康部】
- ⑥ 都は、対応期における発熱外来の迅速な稼働の前提となる検査体制を遅滞なく確立するため、予防計画に基づく検査等措置協定機関等における検査体制を速やかに整備する。区は、検査体制の状況を確認し、区独自の検査の実施について検討する。【健康部】

- ⑦ 都は、流行初期医療確保措置協定締結医療機関に対し、対応期において当該医療機関による医療提供体制が遅滞なく確保できるよう、対応の準備を行うよう要請する。区は、区内の流行初期医療確保措置協定医療機関について把握し、区民に情報提供できるよう準備する。【健康部】
- ⑧ 区は、準備期に構築した体制により、関係機関と連携の上、適切に移送を実施する。【健康部】

2-3. 相談センターの整備

- ① 区は、国からの要請を受けて、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受け、必要に応じて、感染症指定医療機関の受診につなげる相談センターの整備を速やかに行う。【健康部】
- ② 区は、国からの要請を受けて、症例定義に該当する有症状者等は、相談センターに相談するよう、住民等に周知を行う。【健康部】
- ③ 区は、有症状者等からの相談に対応する相談センターを整備し、住民等への周知を行い、感染したおそれのある者について、必要に応じて感染症指定医療機関等の受診につなげる。【健康部】

第3節 対応期

3-1. 新型インフルエンザ等に関する基本の対応

3-1-1. 都による総合調整・指示

- ① 都は、国及びJ I H Sから提供された情報等を医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等に周知するとともに、国が示した基準も参考としつつ、地域の感染状況や医療提供の状況等を踏まえ、段階的に医療提供体制を拡充し、症状に応じて医療機関への入院、宿泊療養、自宅療養等に患者の振り分けを行う。

区は、都及び国等から示された医療提供体制について区民に周知し、患者対応を行う。【政策企画部・健康部】

- ② 都は、保健所設置区市等の間で入院調整が円滑に行われるよう、必要に応じて総合調整権限・指示権限を行使する。

区は、都と連携し適切な医療提供を行う。【健康部】

3-1-2. 医療提供体制に応じた患者対応

- ① 区は、都の構築した医療体制を活用し、患者対応を行う。【健康部】
- ② 区は、発熱外来、感染症指定医療機関等への入院、自宅療養、宿泊療養など患者の病状に応じて対応する。【健康部】
- ③ 医療機関の空床情報については、医療機関等情報支援システムにて確認する。【健康部】
- ④ 区は、都と連携し、特に配慮が必要な患者について、患者の特性に応じた受入医療機関への入院調整を行う。【健康部】
- ⑤ 区は、関係機関と連携の上、感染動向や患者の状況に応じ、適切に移送を実施する。【健康部】

3-1-3. 医療機関等における体制強化等

区は、国・都等と連携し、医療機関において感染症対策物資等の調達が困難となった場合などに、必要な物資を提供する体制を構築する。【危機管理部・健康部】

3-1-4. 適切な医療受診に向けた区民等への呼び掛け等

- ① 区は、都と協力し、地域の医療提供体制に関する情報や、相談センター及び受診先となる発熱外来の一覧等、医療機関への受診方法等について区民等に周知する。【政策企画部・健康部】
- ② 都及び区は、患者等搬送事業者等とも連携して、患者について、患者の状況や感染症の性状、感染状況等に応じ、自宅、発熱外来、入院医療機関、

宿泊療養施設等の中での移動手段を確保する。また、区は、区民等に対し、症状が軽微な場合における救急車の利用を控える等、救急車の適時・適切な利用について周知する。【政策企画部・健康部】

3-2. 時期に応じた医療提供体制の構築

3-2-1. 流行初期

3-2-1-1. 協定に基づく医療提供体制の確保等

- ① 区は、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合は、迅速に入院調整を行い、感染症法に基づき、感染症指定医療機関又は病床確保を行う流行初期医療確保措置協定締結医療機関に移送する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。【健康部】
- ② 都及び区は、医療機関に対し、症例定義を踏まえ、診察した患者が新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者であると判断した場合には、直ちに保健所に届け出るよう要請する。【健康部】
- ③ 都は、保健所設置区市等との間で入院調整が円滑に行われるよう、必要に応じて総合調整権限・指示権限を行使するため連携する。区は、その状況を把握し、適切に対応する。【健康部】

3-2-1-2. 相談センターの強化

- ① 区は、帰国者等、接触者、有症状者等からの相談（受診先となる発熱外来の案内を含む。）を受ける相談センターの強化を行う。【健康部】
- ② 区は、症例定義に該当する有症状者が、相談センターを通じて、発熱外来を受診するよう、区民等に周知を行う。【健康部・政策企画部】
- ③ 区は、有症状者等からの相談に対応する相談センターを強化し、区民等への周知を行い、感染したおそれのある者について、速やかに発熱外来の受診につなげる。【健康部】
- ④ 区は、相談センターの運営については、速やかに外部委託する。【健康部】

3-2-2. 流行初期以降

3-2-2-1. 協定に基づく医療提供体制の確保等

- ① 区は、感染症法に基づき、迅速かつ適切に患者対応を行う。【健康部】
- ② 区は、発熱外来、感染症指定医療機関等への入院、自宅療養、宿泊療養など患者の病状に応じて対応する。【健康部】
- ③ 医療機関の空床情報については、医療機関等情報支援システム（G-MIS）等にて確認する。【健康部】
- ④ 区は、都と連携し、特に配慮が必要な患者について、患者の特性に応じた受入れ医療機関への入院調整を行う。【健康部】
- ⑤ 区は、関係機関と連携の上、感染動向や患者の状況に応じ、適切に移送を実施する。【健康部】
- ⑥ 区は、自宅療養において、感染症の特徴に応じて症状の状態等を把握するため、パルスオキシメーターによる経皮的酸素飽和度の測定等を行う体制を確保する。【健康部】

3-2-2-2. 相談センターの強化

上記 3-2-1-2 の取組を継続して行う。【健康部】

3-2-2-3 病原体の性状等に応じた対応

- ① 都は、小児、妊産婦、高齢者、特定の既往症を有する者等の特定のグループが感染・重症化しやすい等の新型インフルエンザ等が発生した場合は、リスクの高い特定のグループに対する重点的な医療提供体制を確保する。区は、患者の特性に合わせ入院調整や適切な健康観察を行う。【健康部】
- ② 新型インフルエンザ等の病原性が高い場合は、重症患者が多く発生することが想定されるため、都は、感染症指定医療機関及び協定締結医療機関において多くの重症者用の病床の確保を行う。一方、感染性が高い場合は、必要に応じて、全ての協定締結医療機関において対応する等、医療提供体制を拡充するとともに、入院医療を重症化リスクの高い患者に重点化するなどの対応を行う。区は、ウィルスの病原性や感染性に応じ医療提供体制が変遷することを区民に説明し協力を得る。【健康部】

3-2-3. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

- ① 区は、都の構築した医療提供体制を活用し患者対応を行う。【健康部】
- ② 医療体制の変更の過渡期は区民へ説明し理解・協力を得る。【健康部】
- ③ 都は、必要に応じて、相談センターにおいて、発熱外来を案内する仕組みから、有症状者が発熱外来を直接受診する仕組みに移行し、区ではその旨を区民等に対して周知する。【健康部】

3-2-4. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する場合、都は、国の示す方針に基づき、新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制に段階的に移行する。

区は、区民に対して国の方針の変更や医療体制の変更などを周知する。【政策企画部・健康部】

第9章 治療薬・治療法

第1節 準備期

1-1. 研究開発体制の構築

- ① 区は、都と連携し、国が主導する治療薬・治療法の研究開発について、医師会や区内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。【健康部】
- ② 区は、都と連携し、有事における国の治験等に関する協力依頼に対応する。【健康部】

1-2. 基礎研究及び臨床研究等の人材育成

大学等の研究機関と連携し、治療薬・治療法の研究開発の担い手を確保するため、都は、大学等の研究機関を支援する。また、都は、感染症の基礎研究から治験等臨床研究の領域において育成した人材について、キャリア形成の支援等を通じて積極的に活用することにより、研究を推進する医療機関や研究機関等との連携ネットワークに参画する臨床研究中核病院や感染症指定医療機関等における臨床研究等の実施体制の強化を支援する。

区は、その状況を把握し、適切に対応する。【健康部】

1-2. 治療薬・治療法の活用に向けた体制の整備

1-2-1. 医療機関等への情報提供・共有体制の整備

- ① 区は、都と連携し、新型インフルエンザ等の発生時に、国及びJ I H S が示す情報等に基づき感染症指定医療機関や協定締結医療機関等をはじめ当該感染症の患者の診療を行う医療機関等が、有効な治療薬・治療法に関する情報を早期に入手し、活用できるよう、平時から国及びJ I H S 並びに医療機関等と感染状況に応じた情報提供体制や実施のための手順等を確認する。【健康部】
- ② 区は、新型インフルエンザ等に関する治療薬等の情報を区民に周知する。【政策企画部・健康部】

第2節 初動期

2-1. 治療薬・治療法の活用に向けた体制の整備

2-1-1. 医療機関及び区民等への情報提供・共有

区は、国や都、J I H S等の関係機関と連携して新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を収集し、最新の科学的知見に基づく有効な治療薬・治療法に関する情報を医療機関や薬局のほか、医療従事者、区民等に対して迅速に提供・共有する。【政策企画部・健康部】

2-1-2. 治療薬の配分について

区は、都と連携して、供給量に制限がある治療薬について、国が行う配分が、必要な患者に対して適時かつ公平に行われるよう必要な協力を行う。【健康部】

2-2. 抗インフルエンザウイルス薬の使用（新型インフルエンザの場合）

- ① 国及び都は、抗インフルエンザウイルス薬について、製造販売業者による流通備蓄分を含む備蓄量の把握を行う。区は、その状況を把握し、適切に対応する。【健康部】
- ② 国は、都と連携し、医療機関に対し、備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等、搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。区は、その状況を把握し、適切に対応する。【健康部】
- ③ 区は、国や都と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザの患者の同居者等の濃厚接触者や、医療従事者や救急隊員等のうち十分な防御なくばく露した者に対して、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。症状が現れた場合は、感染症指定医療機関等に移送する。【健康部】

第3節 対応期

3-1. 総合的にリスクが高いと判断される場合の対応

新型インフルエンザ等の発生により、国民の生命及び健康にとって総合的にリスクが高いと判断される場合は、国は、早期に治療薬・治療法が利用可能となるよう、迅速な治療薬の確保を含めた対応を行い、都及び区も可能な限り協力に努める。

3-1-1. 国による研究開発動向等の情報収集・分析及び共有

区は、都と連携し、区内の関係機関とともに、国が実施する新型インフルエンザ等に関する治療薬・治療法に関する情報や臨床情報の収集に協力する。

また、国による情報収集や分析等から得られた知見を医療機関等の関係機関で共有し、双方向の情報共有を行う。【健康部】

3-1-2. 治療薬・治療法の研究開発の推進への協力

区は、国が新型インフルエンザ等に対する治療薬・治療法の研究開発の取組の一環として、製造販売業者による医薬品の治療薬等の開発・実用化の取組を支援する場合には、被験者の同意の下、可能な限り治験等への協力に努める。【健康部】

3-2 治療薬・治療法の活用

3-2-1 治療薬・治療法の開発後の対応

① 区は、都と連携し、区民が新型インフルエンザ等の治療薬・治療法の開発・実用化の進捗を踏まえた治療を受けられ、また、適切な受療行動をとれるよう、医療機関等に最新の知見を踏まえた情報提供を行うとともに、区民等に対し治療法や治療薬に関する有効性や安全性等の正確な情報、対象となる患者等の考え方、対応可能な医療機関等の情報や受診の方法等について分かりやすく発信する。【健康部】

② 治療薬・治療法の普及状況に応じて、都と連携し、治療薬の投与可能な医療機関への受診・入院調整を行う。【健康部】

③ 新型コロナウイルスでは、り患後、感染性が消失してからも様々な症状（り患後症状、いわゆる後遺症）に悩む方が数多く存在していることから、新型インフルエンザ等の発生時には、こうした後遺症の発生も視野に入れ、必要に応じて、都の協力を得ながら医師会・医療機関等と連携し対応していく。【健康部】

3-2-2 医療機関等及び区民等への情報提供

区は、国や都・J I H S等の関係機関と緊密に連携して新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報及び策定された診療指針等を収集し、医師会・医療機関等、区民等に対して提供する。【健康部】

3-2-3. 治療薬の流通管理

都は、国と連携し、医療機関や薬局に対し、根本治療に用いる新型インフルエンザ等の治療薬を適切に使用するように要請する。必要に応じ、増産された治療薬を確保する。治療薬の安定的な供給が難しいと想定される場合には、国や関係機関と十分な意思疎通を図りながら、優先して用いるべき対象や配分等についての考え方を確認の上、必要な患者に対して適時に公平な配分を行う。また、供給が安定した場合には一般流通による供給に移行する。

区は、その状況を把握し、適切に対応する。【健康部】

3-2-4. 中長期的予後の把握と合併症に対する治療法等の研究等

国は、J I H Sや関係学会等と連携し、必要に応じて、新型インフルエンザ等の感染に伴う合併症や中長期的な予後を把握するとともに、合併症に対する治療法等について分析し、必要な研究を実施する。これにより得られた知見については、診療指針等に適宜反映するとともに、都道府県や医療機関、国民等に対して周知する。区は、国や都が示す情報等を医師会・医療機関や区民等に対して迅速に提供する。【政策企画部・健康部】

3-3. 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄及び使用（新型インフルエンザの場合）

- ① 区は、都と連携して、都及び関係機関における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量及び都内の流通状況を把握し、必要に応じて都備蓄分、国備蓄分の配分を要請する。【健康部】
- ② 国は、都と連携し、医療機関に対し、地域における感染が拡大した場合は、患者の治療を優先することから、患者との濃厚接触者（同居者を除く。）への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請するとともに、患者の同居者に対する予防投与については、その期待される効果を評価した上で継続の有無を決定する。区は、その状況を把握し、適切に対応する。【健康部】
- ③ 都は、患者数が減少した段階において、次の感染拡大に備え、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄についての補充を行う。区は、その状況を把握し、適切に対応する。【健康部】

- ④ 区は、国や都の動向を把握し、抗インフルエンザウイルス薬の適切な使用について区民に周知する。【政策企画部・健康部】

第10章 検査

第1節 準備期

1-1. 検査体制の整備

- ① 都は、東京都感染症予防計画に基づき、平時から検査の精度管理に取り組み、感染症サーベイランスの実施体制を整備・維持するほか、有事における検査体制の準備を行い、新型インフルエンザ等の発生時には速やかに有事の体制に移行する。区は、その状況を把握し、適切に対応する。【健康部】
- ② 都は、有事において検査を円滑に実施するため、検体採取容器や検体採取器具、検査用試薬等の検査物資の備蓄及び確保を進める。区は、その状況を把握し、適切に対応する。【健康部】
- ③ 都は、東京都感染症予防計画に基づき、東京都健康安全研究センター等や検査等措置協定を締結している民間検査機関等における「検査体制の充実・強化」に係る検査実施能力の確保状況の情報を把握し、毎年度その内容を国に報告するとともに、当該機関等からの検査体制の整備に向けた相談等への対応を行う。区は、その状況を把握し、適切に対応する。【健康部】
- ③ 区は、都から定期的に配布される新型インフルエンザ検査用備蓄資材について適切に保管し、疑い例発生時に速やかに検体採取できる体制を整備する。【健康部・防災都市づくり部】
- ④ 区は、都と連携して、新型インフルエンザ等の発生時に迅速かつ効率的に検査ができるよう、東京都健康安全研究センターへ検体を搬入する方法について、平時から検体搬送体制について確認する。【健康部】

1-2. 訓練等による検査体制の維持及び強化

- ① 区は、都と連携し、J I H Sが実施する検体の入手から病原体の検出手法の確立及びその手法を検査機関に普及するに至るまでの初動体制を構築するための訓練について必要な協力を行う。【健康部】
- ② 都は、東京都感染症予防計画に基づき、東京都健康安全研究センター等、検査等措置協定締結機関等における「検査体制の充実・強化」に係る検査実施能力の確保状況等の情報を有事に速やかに把握できるよう、訓練等で定期的に確認を行う。東京都健康安全研究センター等や検査等措置協定締結機関等は、国がJ I H Sと連携して実施する訓練等を活用し、国と協力して検査体制の維持に努める。区は、その状況を把握し、適切に対応する。【健康部】
- ③ 東京都健康安全研究センター等は、都や区の検査関係機関等と協力し、

第2部 各対策項目の考え方及び取組
第10章 検査
第1節 準備期

有事の際に検体や病原体の搬送が滞りなく実施可能か、研修や訓練を通じて確認する。区は、その状況を把握し、適切に対応する。【健康部】

1-3. 研究開発に関する関係機関等との連携

区は、都と連携し、国及びJ I H Sが主導する検査診断技術の研究開発について、都内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。【健康部】

1-4. 有事における検査実施の方針の基本的な考え方の整理

- ① 国は、新型インフルエンザ等の発生時の流行状況、医療提供体制の状況と検査実施能力や国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化等の様々な観点を考慮し、目的に応じ、それぞれの検査方法をどのような対象者に対して行うか等の基本的な考え方を示す検査実施の方針を整理し、有事に備える。区は、都と連携して、その状況を把握し、適切に対応する。【健康部】
- ② 都は、国から検査実施の方針が示された際には、国の方針を踏まえ、都内における検査実施方針を整理し、有事に備える。区は、その状況を把握し、適切に対応する。【健康部】
- ③ 区は、国の検査実施方針を区民等に周知する。【政策企画部・健康部】

第2節 初動期

2-1. 検査体制の整備

- ① 都は、東京都感染症予防計画に基づき、流行初期の目標検査実施数を迅速に確保できるよう、東京都健康安全研究センター等や検査等措置協定締結機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況の確認を含め、検査体制を整備する。区は、その状況を把握し、適切に対応する。【健康部】
- ② 都は、東京都感染症予防計画に基づき、東京都健康安全研究センター等、検査等措置協定締結機関等における「検査体制の充実・強化」に係る検査実施能力の確保状況を確認し、速やかに検査体制を立ち上げる。区は、その状況を把握し、適切に対応する。【健康部】
- ③ 発生早期は、東京都健康安全研究センターが検査体制を確立して検査を実施し、その後速やかに検査等措置協定締結機関等と連携し、東京都感染症予防計画に定める必要検査実施数を確保していく。区は、その状況を把握し、適切に対応する。【健康部】
- ④ 区は、区内において新型インフルエンザ疑い患者等が発生した際は、速やかに検体採取し、東京都健康安全研究センターに搬入する。【健康部】

2-2. 国内におけるPCR検査等の汎用性の高い検査手法の確立と普及

- ① 国及びJ I H Sは、検査手法の確立、検査試薬の開発、検査マニュアルの作成を行う。
- ② 区は、新型インフルエンザの検査診断方法が確立した後、発生状況等に応じて医師会と連携し地域・外来検査センター（通称：PCRセンター）の設置を検討する。【健康部】

【新型コロナ対応での具体例】

新型コロナウイルス感染症検査体制を整備するため、荒川区医師会と協力して令和2年4月から区内で荒川区独自のPCRセンターを開設し、発熱患者等のPCR検査を実施した。令和2年11月からは荒川区保健所の敷地内へ移設した。

2-3. 研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及

区は、都と連携し、国及びJ I H Sが主導する検査診断技術の研究開発について、都内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。【健康部】

2-4. リスク評価に基づく検査実施の方針の検討

区は、都と連携し、国及びJ I H Sと連携し、国の段階的な検査実施方針

の見直しに協力する。さらに、国から、流行状況やリスク評価に基づき、検査の目的や検査体制を含む検査実施の方針等に関する情報提供がなされた場合には、速やかに関係機関に周知の上、体制を整備する。【健康部】

第3節 対応期

3-1. 検査体制の拡充

- ① 都は、東京都感染症予防計画に基づき、東京都健康安全研究センターや検査等措置協定締結機関等における「検査体制の充実・強化」に係る検査実施能力の確保状況を確認し、確保状況について定期的に国へ報告する。区は、その状況を把握し、適切に対応する。【健康部】
- ② 流行初期は、東京都健康安全研究センターに加え、感染症指定医療機関、流行初期医療確保措置協定締結医療機関が順次対応する。区は、その状況を把握し、適切に対応する。【健康部】
- ③ 区は、医療提供体制を補完するため、地域の実情に応じて医師会と連携し地域・外来検査センター（通称：PCRセンター）を設置するなど、各地域における必要な検査体制を構築する。【健康部】
- ④ 都は、国から感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえて、対応方針の変更について示された場合には、人員体制や検査体制等の見直しを適時適切に行う。区は、その状況を把握し、適切に対応する。【健康部】
- ⑤ 都は、国が実施する国内の検査体制の維持や拡充等のための見直しに応じて、適宜、都内の検査体制の見直しを実施する。区は、その状況を把握し、適切に対応する。【健康部】
- ⑥ 区は、検査体制の見直しがあった際は、区民等に周知する。【政策企画部・健康部】

3-2. 研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及

区は、国及びJ I H Sが主導する検査診断技術の研究開発について、都内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。【健康部】

3-3. リスク評価に基づく検査実施の方針の決定・見直し

- ① 都は、国が段階的に見直した検査実施方針を踏まえ、都における体制を見直す。さらに、国から提供される検査の目的や検査体制を含む検査実施の方針等に関する情報について、都民及び関係機関等に分かりやすく提供・共有する。区は、その状況を把握し、適切に対応する。【健康部】
- ② 区は、都と連携し、国が決定した方針について関係機関等に周知する。【健康部】

3-4. 医療機関の検査目的の受診集中回避

- ① 都は、新型コロナの感染拡大時において、診療・検査医療機関への検査目的の受診の集中を緩和し、本来医療が必要な重症化リスクがある方等の受診機会を確保するため、感染が疑われる症状のある方や濃厚接触者に対し抗原定性検査キットの配布を行った。新型インフルエンザ等の発生時においても、医療機関への検査目的による受診集中を緩和する取組は重要であることから、医療機関による検査キットの確保に支障を来さないよう配慮しつつ、国及び関係機関と連携を図り、行政による検査キット配布等の取組について、柔軟に対応していく。区は、その状況を把握し、適切に対応する。【健康部】
- ② 区は、都と連携し、検査キットの配布を行う。【健康部・防災都市づくり部】

【新型コロナ対応での具体例】

区では、区事業のスポーツ教室利用者が教室後に発症した際には、同じ教室で受講した希望者に対してPCR検査を実施した。

また、スポーツセンターにおいて、民間事業者との連携による無料PCR検査を実施した。

第11章 保健

第1節 準備期

1-1. 人材の確保

区は、流行開始（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表）から1か月間において想定される業務量に対応するため、保健所職員、本庁等からの応援職員、I H E A T要員等、保健所の感染症有事体制を構成する人員を確保する。【総務部・健康部】

1-1-1. 外部の専門職（I H E A T等）等の活用

- ① 区は、I H E A Tの運用の主体として、I H E A T要員の確保、名簿管理、研修を行う。また、所属先があるI H E A T要員については支援が円滑に実施されるよう所属機関との調整等を行う。さらに、区は保健所における受入体制が整備されるよう人員や財源の確保、マニュアルの整備等必要な支援を行う。【総務部・健康部】
- ② 区は、I H E A T要員に関する募集や広報を、特に、地域における外部の専門職や保健所を退職した者等の行政機関での勤務経験者等に対し積極的に行う。【健康部】
- ③ 区は、健康危機発生時に速やかにI H E A T要員の支援を受けることができるよう、I H E A T要員の受入体制を整備する。また、I H E A T要員の確保及びI H E A T要員に対する研修・訓練を行う。【健康部】

1-1-2. 受援体制の整備

区は、感染症有事体制を構成する人員のリスト及び有事対応の組織図を作成し、定期的に点検・更新を行うなど、受援の体制を整備する。【政策企画部・総務部・健康部】

1-2. 業務継続計画を含む体制の整備

- ① 区は、国からの要請を受けて、予防計画に定める保健所の感染症有事体制（保健所における流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数及びI H E A T要員の確保数）の状況を毎年度確認する。【健康部】
- ② 区は、東京都健康安全研究センター等、都と検査等措置協定を締結している医療機関や民間検査機関等による検査体制の確保等の状況を確認しておく。【健康部】
- ③ 区は、保健所業務に関する業務継続計画を策定する。
なお、業務継続計画の策定に当たっては、有事における保健所の業務を

整理するとともに、有事に円滑に業務継続計画に基づく業務体制に移行できるように、平時からデジタル技術や外部委託の活用等により、業務の効率化を図る。【政策企画部・健康部】

1-3. 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築

1-3-1. 研修・訓練等の実施

- ① 区は、国からの要請を受けて、保健所の感染症有事体制を構成する人員（I H E A T要員を含む。）への年1回以上の研修・訓練を実施する。【健康部】
- ② 区は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国や都の研修等を積極的に活用しつつ人材育成に努める。また、新型インフルエンザ等の発生及びまん延を想定した訓練を実施する。【健康部】
- ③ 区は、本庁においても速やかに感染症有事体制に移行するため、感染症危機管理部局に限らない全庁的な研修・訓練を実施することで、感染症危機への対応能力の向上を図る。【総務部・健康部】

1-3-2. 多様な主体との連携体制の構築

区は、新型インフルエンザ等の発生に備え、東京都感染症対策連携協議会等を活用し、平時から保健所や地域の関係機関、専門職能団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。

また、東京都感染症対策連携協議会等においては、入院調整の方法や医療人材の確保、保健所体制、検査体制や検査実施の方針、情報共有の在り方、感染症患者等の移送、他の疾患等の傷病者の救急搬送等について協議し、その結果を踏まえ、区は、予防計画を策定・変更する。なお、予防計画を策定・変更する際には、区が作成する区行動計画、都が作成する医療計画及び予防計画、並びに地域保健対策の推進に関する基本的な指針に基づき東京都健康安全研究センター等が作成する健康危機対処計画と整合性の確保を図る。

【健康部】

また、有事に、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、病床のひっ迫状況等により、陽性者が自宅や宿泊療養施設で療養する場合には、陽性者への食事の提供等の実施や宿泊施設の確保等が必要となるため、区は、東京都が協定締結した民間宿泊事業者等との連携体制を構築し、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。【健康部】

1-4. 保健所の体制整備

- ① 区は、感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査、病原体の収集や分析等の専門的業務を適切に実施するために、感染症がまん延した際の情報量と業務量の増大を想定し、効率的な情報集約と柔軟な業務配分・連携・調整の仕組みを構築する。また、保健所における交替要員を含めた人員体制、設備等を整備するとともに、区は、感染症対応業務に従事する職員等のメンタルヘルス支援等の必要な対策を講ずる。加えて、外部委託等を活用しつつ健康観察を実施できるよう体制を整備する。【総務部・健康部】
- ② 区は、感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項、感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項等を記載し、数値目標として、研修・訓練回数、感染症対応業務を行う人員確保数、即応可能なI H E A T要員の確保数（I H E A T研修受講者数）を決定する。【健康部】
- ③ 区は、平時から新型インフルエンザ等の発生等の感染症のまん延等に備えた準備を計画的に進めるため、健康危機対処計画を策定し、想定した業務量に対応するための人員の確保、研修・訓練の実施、デジタル技術活用等による業務の効率化、地域の関係機関との連携強化等に取り組む。また、訓練結果の評価を踏まえて健康危機対処計画の見直しを行うとともに、保健所の感染症有事体制を構成する人員については、平時から対象人員のリストを作成しておき、定期的に点検・更新を行う。【健康部】
- ④ 東京都健康安全研究センター等は、健康危機対処計画を策定し、施設及び機器の整備・メンテナンス、検査の精度管理の向上、感染症情報の管理等のためのシステムの活用、調査及び研究の充実、J I H S等の関係機関との連携体制の構築、休日及び夜間において適切な対応を行う体制の整備等を図る。区は、その状況を把握し、適切に対応する。【健康部】
- ⑤ 東京都健康安全研究センター等は、迅速な検査及び疫学調査の機能の維持・強化を図るため、国がJ I H Sと連携して実施する訓練等に参加する。また、平時の訓練等を活用し、国、都及び区と協力して検査体制の維持に努める。区は、その状況を把握し、適切に対応する。【健康部】
- ⑥ 東京都健康安全研究センター等は、平時から都及び区の関係機関と協力し、有事の際に検体の輸送が滞りなく実施可能か、研修や訓練を通じて確認する。区は、その状況を把握し、適切に対応する。【健康部】
- ⑦ 国、J I H S、都、区及び東京都健康安全研究センター等は、感染症サーベイランスシステムを活用し、平時から季節性インフルエンザや新型コロナ等の流行状況（病原体ゲノムサーベイランスを含む。）を迅速に把握

する体制を整備する。【健康部】

- ⑧ 国、都及び区は、医療機関等情報支援システム（G-MIS）等を活用し、協定締結医療機関の協定の準備状況（病床確保・発熱外来等の措置内容確認、研修・訓練等、各物資の備蓄状況等）を把握する。【危機管理部・健康部】
- ⑨ 国、都及び区は、感染症法若しくは家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づく獣医師からの届出又は野鳥等に対する調査等に基づき、国内及び地域における鳥インフルエンザの発生状況等を把握する。また、医療機関から鳥インフルエンザの感染が疑われる者について保健所に情報提供・共有があった場合に、それぞれ情報提供・共有を行う体制を整備する。【環境清掃部・健康部】
- ⑩ 区は、国及びJ I H Sが主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。【健康部】
- ⑪ 区は、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、必要な相談対応および患者対応等における進行管理・記録の方法、通知文発行手順など確認しておく。【健康部】

【新型コロナ対応での具体例】

- 職員に対するカウンセリング等のメンタルケアの実施
 - 介護入所施設に対する保健所との連携による巡回相談
- 高齢者施設には、重症化リスクの高い方や基礎疾患のある方がいる。感染防止のため、保健所からの指導に基づき換気対策等を実施した。

1-5. 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ① 区は、国から提供された情報や媒体を活用しながら、地域の実情に応じた方法で、住民に対して情報提供・共有を行う。また、住民への情報提供・共有方法や、住民向けのコールセンター等の設置を始めとした住民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について、あらかじめ検討を行い、有事に速やかに感染症情報の住民への情報提供・共有体制を構築できるようにする。【政策企画部・健康部】
- ② 区は、感染症情報の共有に当たり、情報の受取手である住民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、住民等が必要とする情報を把握し、更なる情報提供・共有に生かす方法等を整理する。【政策企画部・健康部】
- ③ 区は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、

所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。【総務部・政策企画部・健康部】

- ④ 区は、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。【政策企画部・地域文化スポーツ部・福祉部・健康部・子ども家庭部】
- ⑤ 区は、健康危機管理情報の収集・分析・発信を行っている東京都健康安全研究センター等と連携し、感染症対策に必要な情報の収集を行い、地域における総合的な感染症の情報の発信拠点として、感染症や生活支援についての正確かつ効果的な広報や相談等のリスクコミュニケーションを行う。【政策企画部・健康部】
- ⑥ 保健所に寄せられる住民の相談等は、感染症危機の発生を感知する契機となることも少なくないことから、区は、平時から住民からの相談に幅広く応じることを通じて、情報の感知機能を高める必要がある。【健康部】
- ⑦ 区は、病院、診療所、高齢者福祉施設等において感染症が発生し又はまん延しないよう、最新の医学的知見等を踏まえた施設内感染に関する情報をこれらの施設の開設者又は管理者に適切に提供することが重要である。また、施設内感染に関する情報や研究の成果及び講習会・研修に関する情報を、医師会等の関係団体等の協力を得つつ、病院、診療所、高齢者福祉施設等の現場の関係者に普及し、活用を促していくことが重要である。【福祉部・健康部】

【新型コロナ対応での具体例】

- 区報通常号や人権週間特集号を通じて、感染者やその家族、エッセンシャルワーカー等への偏見や差別はあってはならないことや、信頼できる情報に基づき冷静に行動すること、不確かな情報を安易に拡散しないこと等について啓発した。
- 集団感染のリスクが高い保育園や幼稚園などの子ども施設、高齢者施設や障がい者施設などの福祉施設の施設長に対して、新型コロナに関する情報共有、感染対策等についてレクチャーを行った。希望施設に対しては、施設訪問の上、施設に即した感染対策等を施設と意見交換を実施した。

第2節 初動期

2-1. 有事体制への移行準備

- ① 区は、国からの要請や助言を受けて、予防計画に基づく保健所の感染症有事体制（保健所における流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数及びI H E A T要員の確保数）及び東京都健康安全研究センター等の有事の検査体制への移行の準備状況を適時適切に把握するとともに、必要に応じて、公表後に備えた以下の（ア）から（オ）までの対応に係る準備を行う。【健康部】
 - （ア） 医師の届出等で患者を把握した場合の患者等への対応（入院勧告・措置や積極的疫学調査等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）
 - （イ） 積極的疫学調査等による、集団感染（クラスター）の発生状況の把握
 - （ウ） I H E A T要員に対する都及び区が管轄する区域内の地域保健対策に係る業務に従事すること等の要請
 - （エ） 感染拡大時における業務の一元化や外部委託等による保健所の業務効率化
 - （オ） 区は、東京都健康安全研究センター等、医療機関、検査等措置協定を締結している民間検査機関等の検査体制の迅速な整備について必要に応じて協力する。
- ② 区は、国からの要請や助言も踏まえて、予防計画に基づく保健所の感染症有事体制及び区本庁舎からの派遣、I H E A T要員に対する応援要請等の交替要員を含めた人員の確保に向けた準備を進める。【健康部】
- ③ 区は、健康危機対処計画に基づき、都と連携して感染症有事体制を構成する人員の参集や受援に向けた準備、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえた必要な物資・資機材の調達の準備等、感染症有事体制への移行の準備を進める。【健康部】
- ④ 都は、J I H Sによる東京都健康安全研究センター等への技術的支援等も活用し、検査等措置協定を締結している民間検査機関等や以下2-2に記載する相談センターとの連携も含めた早期の検査体制の構築に努める。区は、その状況を把握し、適切に対応する。【健康部】
- ⑤ 東京都健康安全研究センター等は、健康危機対処計画に基づき、都各保健所と連携して感染症有事体制を構成する人員の参集や受援に向けた準備、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を踏まえた必要な物資・資機材の調達の準備等、感染症有事体制への移行の準備を進めるとともに、J I H S等と連携して感染症の情報収集に努める。

区は、その状況を把握し、適切に対応する。【健康部】

- ⑥ 区は、国及びJ I H Sが主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。【健康部】
- ⑦ 区は、1-4⑪で確認した、進行管理・記録の方法、通知文の発行手順など実施する。【健康部】

【新型コロナ対応での具体例】

休日や夜間等において、新型コロナウイルス感染症患者等に対し、電話による健康相談への対応や医師による往診体制を確保するため、医療支援事業者に業務委託を行った。

2-2. 住民への情報提供・共有の開始

- ① 区は、国の要請に基づき相談センターを整備し、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等に対して、必要に応じて適時に感染症指定医療機関等への受診につながるよう周知する。【政策企画部・健康部】
- ② 区は、国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の住民への周知、Q & Aの公表、住民向けのコールセンター等の設置等を通じて、住民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。【政策企画部・健康部】

2-3. 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に管内で感染が確認された場合の対応

区は、政府行動計画第3部第3章第2節（「サーベイランス」における初動期）2-2-1で開始する疑似症サーベイランス等により、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に管内で疑似症患者が発生したことを把握した場合は、保健所等において、当該者に対して積極的疫学調査及び検体採取を実施するとともに、感染症のまん延を防止するため、必要に応じて感染症指定医療機関への入院について協力を求める。【健康部】

第3節 対応期

3-1. 有事体制への移行

- ① 区は、本庁からの応援職員の派遣、I H E A T要員に対する応援要請等を遅滞なく行い、保健所の感染症有事体制を確立するとともに、東京都健康安全研究センター等の検査体制にかかる状況を把握する。【健康部】
- ② 区は、I H E A T要員への支援の要請については、I H E A T運用支援システム（I H E A T. J P）を用いて行い、要請の際には、I H E A T要員に対し、支援が必要な期間、活動場所及び業務内容等を提示する。また、I H E A T要員への支援を行う際に、I H E A T要員の本業の雇用主等に対し要請に必要な調整を行う。【健康部】
- ③ 区は、国及びJ I H Sが主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。【健康部】
- ④ 1-4⑪で確認した、進行管理・記録の方法、通知文の発行手順など実施する。【健康部】

3-2. 主な対応業務の実施

区は、予防計画、健康危機対処計画、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、医療機関等の関係機関等と連携して、以下 3-2-1 から 3-2-7 までに記載する感染症対応業務を実施する。【健康部】

3-2-1. 相談対応

区は、有症状者等からの相談に対応する相談センターを強化し、感染したおそれのある者について、当該者の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク等を踏まえて、必要に応じて速やかに発熱外来の受診につなげる。【健康部】

3-2-2. 検査・サーベイランス

- ① 区は、都と連携し、地域の実情に応じて、感染症対策上の必要性、東京都健康安全研究センター等の検査体制等を踏まえ、検査の実施範囲を判断する。【健康部】
- ② 東京都健康安全研究センター等は、保健所と連携して、検査等措置協定を締結している民間検査機関等を含めた検査体制が十分に拡充されるまでの間の必要な検査を実施する。また、東京都健康安全研究センター等は、J I H Sとの連携や他の地方衛生研究所等とのネットワークを活用した国内の新型インフルエンザ等に係る知見の収集、J I H Sへの地域の感染状況等の情報提供・共有、地域の変異株の状況の分析、都及び区等への情

報提供・共有、検査等措置協定を締結している民間検査機関等における検査等に対する技術支援や精度管理等を通じ、地域におけるサーベイランス機能を発揮する。区は、その状況を把握し、適切に対応する。【健康部】

- ③ 区は、国が実施する感染症サーベイランスのほか、必要に応じ、地域の感染動向等に応じて、東京都と調整の上感染症サーベイランスを実施する。【健康部】

3-2-3. 積極的疫学調査

- ① 区は、感染源の推定（後ろ向き積極的疫学調査）や濃厚接触者等の特定（前向き積極的疫学調査）を行うため、保健所等において感染者又は感染者が属する集団に対して、J I H S が示す指針等に基づき積極的疫学調査を行う。【健康部】
- ② 都は、流行初期以降（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後おおむね1か月以降。以下本章において同じ。）においては、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、保健所における業務負荷を勘案し、国が示す方針も踏まえながら、地域の実情に応じて積極的疫学調査の対象範囲や調査項目を見直し、区の保健所はそれを受けて適切に調査を行う。【健康部】

3-2-4. 入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整及び移送

- ① 区は、医師からの届出により新型インフルエンザ等の患者等を把握した場合は、医師が判断した当該患者等の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク、医療機関等情報支援システム（G-M I S）等により把握した協定締結医療機関の確保病床数、稼働状況及び病床使用率、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や流行状況等を踏まえて、速やかに療養先を判断し、入院勧告・措置及び入院、自宅療養又は宿泊療養の調整を行う。なお、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等が明らかでない場合は、区は、得られた知見を踏まえた対応について、必要に応じ国、都及びJ I H S へ協議・相談し、その結果を踏まえて対応する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。【健康部】
- ② 都は、入院先医療機関への移送や、自宅及び宿泊療養施設への移動を民間事業者等に委託することにより、区の保健所の業務負荷軽減を図る。【健康部】

3-2-5. 健康観察及び生活支援

- ① 区は、医師からの届出により新型インフルエンザ等の患者等を把握し、医師が判断した当該患者等の症状の程度、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況等を勘案した上で、当該患者等に対して自宅又は宿泊療養施設で療養するよう協力を求める場合は、当該患者等やその濃厚接触者に対して、外出自粛要請や就業制限を行うとともに、外部委託を活用しつつ、定められた期間の健康観察を行う。【健康部】
- ② 区は、必要に応じ、食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に努める。【健康部】
- ③ 区は、軽症の患者又は無症状病原体保有者や濃厚接触者への健康観察について、感染症サーベイランスシステムの健康状態の報告機能を活用することで、保健所の業務効率化・負荷軽減を図る。【健康部】

【新型コロナ対応での具体例】

自宅療養している新型コロナウイルス感染症陽性者等に対し、訪問看護師による訪問看護を受けられる体制を確保した。

3-2-6. 健康監視

区は、検疫所から通知があったときは、新型インフルエンザ等に感染したおそれのある居宅等待機者等に対して健康監視を実施する。【健康部】

3-2-7. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ① 区は、感染が拡大する時期にあっては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時取るべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、住民等の理解を深めるため、住民に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。【政策企画部・健康部】
- ② 区は、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。【政策企画部・地域文化スポーツ部・福祉部・健康部・子ども家庭部】

3-3. 感染状況に応じた取組

3-3-1. 流行初期

3-3-1-1. 迅速な対応体制への移行

- ① 区は、流行開始を目途に感染症有事体制へ切り替えるとともに、予防計画に基づき、保健所の感染症有事体制及び東京都健康安全研究センター等の有事の検査体制への移行状況を適時適切に把握する。【健康部】
また、区は、必要に応じて、交替要員を含めた人員の確保のため、本庁からの応援職員の派遣、I H E A T要員に対する応援要請等を行う。【総務部・健康部】
- ② 区は、国が整備した感染症サーベイランスシステム等の活用や業務の一元化・外部委託等により、業務の効率化を推進する。【政策企画部・健康部】
- ③ 区は、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、関係機関と連携して疫学調査や健康観察等の感染症対応業務を行う。【総務部・健康部】
- ④ 区は、感染症有事体制への切替え、感染症有事体制を構成する人員の参集、必要な物資・資機材の調達等を行う。【総務部・健康部・防災まちづくり部】
- ⑤ 区は、国及びJ I H Sが主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。【健康部】

【新型コロナ対応での具体例】

クラウドシステムの導入により、国や都の新型コロナ関連のシステムとの連携やデータの一括管理を行うことで、事務作業等の効率化を実現した。

3-3-1-2. 検査体制の拡充

- ① 区は、国が決定した検査実施の方針や地域の流行状況等の実情を踏まえ、都が予防計画に基づき、東京都健康安全研究センター等や検査等措置協定締結機関等における検査体制の拡充に必要な応じて協力する。【健康部】
- ② 東京都健康安全研究センター等は、検査実施の方針等を踏まえて検査を実施する。区は、その状況を把握し、適切に対応する。【健康部】
- ③ 区は、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等の評価を踏まえ、無症状病原体保有者への検査が必要と判断された場合は、検査対象者等を関係機関へ周知する。【健康部】

3-3-2. 流行初期以降

3-3-2-1. 流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し

- ① 区は、引き続き、必要に応じて、交替要員を含めた人員の確保のため、本庁からの応援職員の派遣、I H E A T 要員に対する応援要請等を行う。
【総務部・健康部】
- ② 区は、引き続き、保健所で業務のひっ迫が見込まれる場合には、業務の一元化や外部委託等による業務効率化を進める。【政策企画部・健康部】
- ③ 区は、感染症対応業務について、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき関係機関と連携して行うとともに、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえて国から対応方針の変更が示された場合は、地域の実情や業務負荷等も踏まえて、人員体制や、感染症対応業務の対応の変更を適時適切に行う。【健康部】
- ④ 区は、自宅療養の実施に当たっては、準備期に整備した食事の提供等の実施体制や医療提供体制に基づき実施する。【健康部】

【新型コロナ対応での具体例】

新型コロナウイルス感染症流行初期は、自宅療養者を対象として食料配達を保健所職員自ら行った。その後、感染者数の増加に対応するため、食料品の調達、梱包、配達を運送会社へ外部委託した。

3-3-2-2. 安定的な検査・サーベイランス機能の確保

東京都健康安全研究センター等は、対応期を通じて拡充した検査体制を維持しつつ、地域の変異株の状況の分析、都等への情報提供・共有等を実施する。区は、その状況を把握し、適切に対応する。【健康部】

3-3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

区は、国からの要請も踏まえて、地域の実情に応じ、保健所等における有事の体制等の段階的な縮小についての検討を行い、実施する。また、特措法によらない基本的な感染症対策への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）及びこれに伴う保健所等での対応の縮小について、区民に対し、丁寧に情報提供・共有を行う。【政策企画部・健康部】

第12章 物資

第1節 準備期

1-1. 感染症対策物資等の備蓄等

- ① 区は、区行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条第1項の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。【危機管理部・健康部】

- ② 消防機関は、国及び都道府県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。区は、その状況を把握し、適切に対応する。【健康部】

【新型コロナ対応での具体例】

- 各避難所に感染予防のための物資を備蓄し、災害発生時の避難所における感染及び感染拡大防止のための体制を整備した。なお、感染症対策用物資の入替えにあたっては、他の備蓄の更新時に合わせて入替えを行っていく。
- 新型コロナウイルス感染症流行当初は、マスクやアルコール、手袋等の衛生用品が不足していたことから、区独自に購入し、区医師会経由で医療機関へ配布した。その後、衛生資材が流通したことにより各医療機関等で衛生資材の一定の備蓄は進んだが、クラスター発生時などは一時的に不足することから臨時で配布するべく衛生資材配付計画を策定した。

第13章 区民の生活及び地域経済の安定の確保

第1節 準備期

1-1. 情報共有体制の整備

区は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。【政策企画部・健康部】

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

区は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。【政策企画部・地域文化スポーツ部・福祉部・健康部】

1-3. 物資及び資材の備蓄

① 区は、区行動計画に基づき、第12章第1節（「物資」における準備期）

1-1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条第1項の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。【危機管理部・健康部】

② 区は、事業者や区民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。【産業経済部・健康部】

1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

区は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、都と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。【福祉部・健康部】

【新型コロナ対応での具体例】

- ケーブルテレビ、動画配信、オンライン等による健康づくり教室・講座の実施高齢者の外出控え等によるフレイル進行の予防策として、区ホームページに、自宅でできる健康づくりの特集を掲載するとともに、健康づくりに関するDVDの制作・配布や、講演会のケーブルテレビによる放映を行い、こ

これらの動画を区の公式Y o u T u b eチャンネルでも配信した。あわせて、オンライン講座によるフレイル予防教室も実施した。

■ リモートによる介護認定調査の実施

施設や病院等において入所者等との面会を禁止する等の措置が取られることにより、当該施設等に入所している対象者の認定調査が困難となった際に、オンラインによる認定調査を実施した。

第2節 初動期

2-1. 遺体の火葬・安置

区は、都を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保に向けて情報収集、準備を行う。【区民生活部】

第3節 対応期

3-1. 区民の生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1. 心身への影響に関する施策

区は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。【福祉部・子ども家庭部】

【新型コロナ対応での具体例】

区は、保育園・学童クラブ・にこにこスクールの臨時休室中は、保護者からの各種相談対応を実施した。また、ひろば館では長引く在宅生活を踏まえ、自宅で楽しめる「おうち de ひろば館」の実施や 180 件に及ぶコンテンツをホームページに掲載した。

3-1-2. 生活支援を要する者への支援

区は、国からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）を行う。【福祉部】

【新型コロナ対応での具体例】

ハローワークと連携して「感染症対応職業相談窓口」を設置し、雇い止めや減収した方に対する再就職への支援を行った。

3-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援

区は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。【教育委員会】

【新型コロナ対応での具体例】

臨時休校や学級閉鎖の際には、児童・生徒に配布しているタブレットPCを活用し、オンラインによる健康観察や授業配信を行ったり、デジタルドリル等を活用した学習を支援する等、子どもたちの学びの保障に努めた。

また、Wi-Fi 環境のないご家庭にポケット Wi-Fi ルーターを貸し出すなど学びの継続が可能な環境の整備を図った。さらに、令和7年度に実施したタブレットPC更改の際にLTE端末を導入し、家庭のWi-Fi 環境に関わらずオンライン授業が可能となった。

3-1-4. 生活関連物資等の価格の安定等

① 区は、区民の生活及び地域経済の安定のため、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、東京都との連携・協力の

下で、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視を行うとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。【産業経済部】

- ② 区は、生活関連物資等の需給・価格動向や、東京都との連携・協力の下で実施した措置の内容について、区民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、区民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。【産業経済部】
- ③ 区は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、東京都との連携・協力の下で、適切な措置を講ずる。【産業経済部】
- ④ 区は、新型インフルエンザ等緊急事態において、区民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は社会経済活動上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、東京都との連携・協力の下で、適切な措置を講ずる。【産業経済部】

3-1-5. 埋葬・火葬の特例等

- ① 区は、都を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬炉の稼働について調整する。【健康部】
- ② 区は、都を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保できるように情報収集を行う。【区民生活部】

3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業者に対する支援

区は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び区民生活への影響を緩和し、区民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。【産業経済部】

【新型コロナ対応での具体例】

区は、以下の手法で区内事業者等を支援した。

- 本庁舎6階に「中小企業等相談窓口」を設置し、融資に関する相談やあっせん対応、また、国・都等の対策補助金や雇用関係助成金に関する案内や支援を行った。
- 文化施設における利用取消に伴う利用料金の全額還付、指定管理者が還付

した利用料金の補填

- 文化施設における利用料金制の指定管理施設に対する減収補填
- 感染拡大防止措置で芸術文化活動が制限されている団体に対し、区文化施設利用料金を補助
- 生涯学習施設における利用取消に伴う利用料金の全額還付、指定管理者が還付した利用料金の補填
- 生涯学習施設における利用料金制の指定管理施設に対する減収補填
- 荒川区文化団体連盟の加盟団体に対する衛生用品購入補助、定員制限等による他施設利用料金の経費補助
- 荒川総合スポーツセンター指定管理事業者に対して、施設予約取消分及び利用料金減額分の補填を実施
- 区内スポーツ団体等に、衛生用品の購入や活動場所の代替施設を使用する場合の経費を補助
- 施設予約者がコロナを理由に自主的に予約をキャンセルする場合の利用料を全額還付

3-2-2. 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

区は、水道事業者及び水道用水供給事業者が、新型インフルエンザ等緊急事態において、各行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずることを把握する。【防災都市づくり部】

【新型コロナ対応での具体例】

区は、東京都水道局と連絡を取り、状況把握を行った。

第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制
第1章 区における危機管理体制

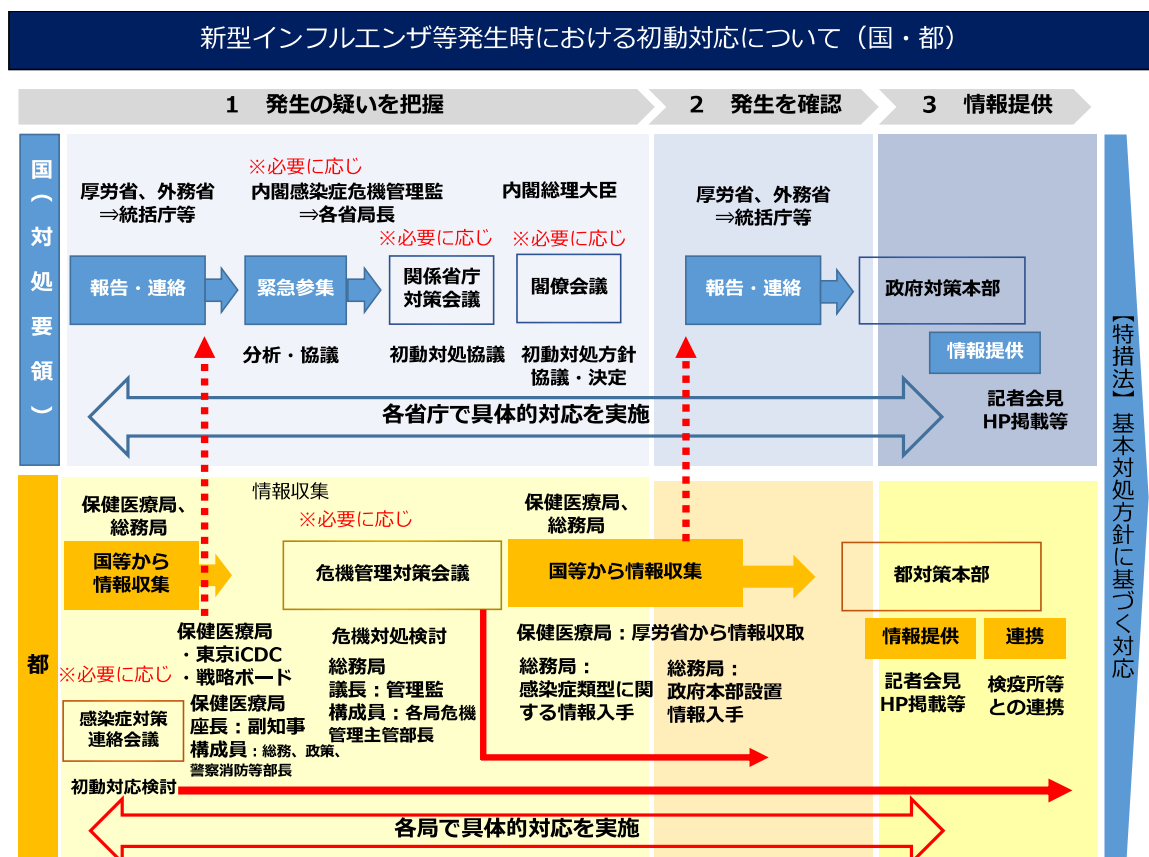
1 区の初動対応

区は、特措法第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合には、国や都、関係機関と連携し、国内外の感染症発生状況に関する情報を速やかに収集・分析し、事態を的確に把握する。

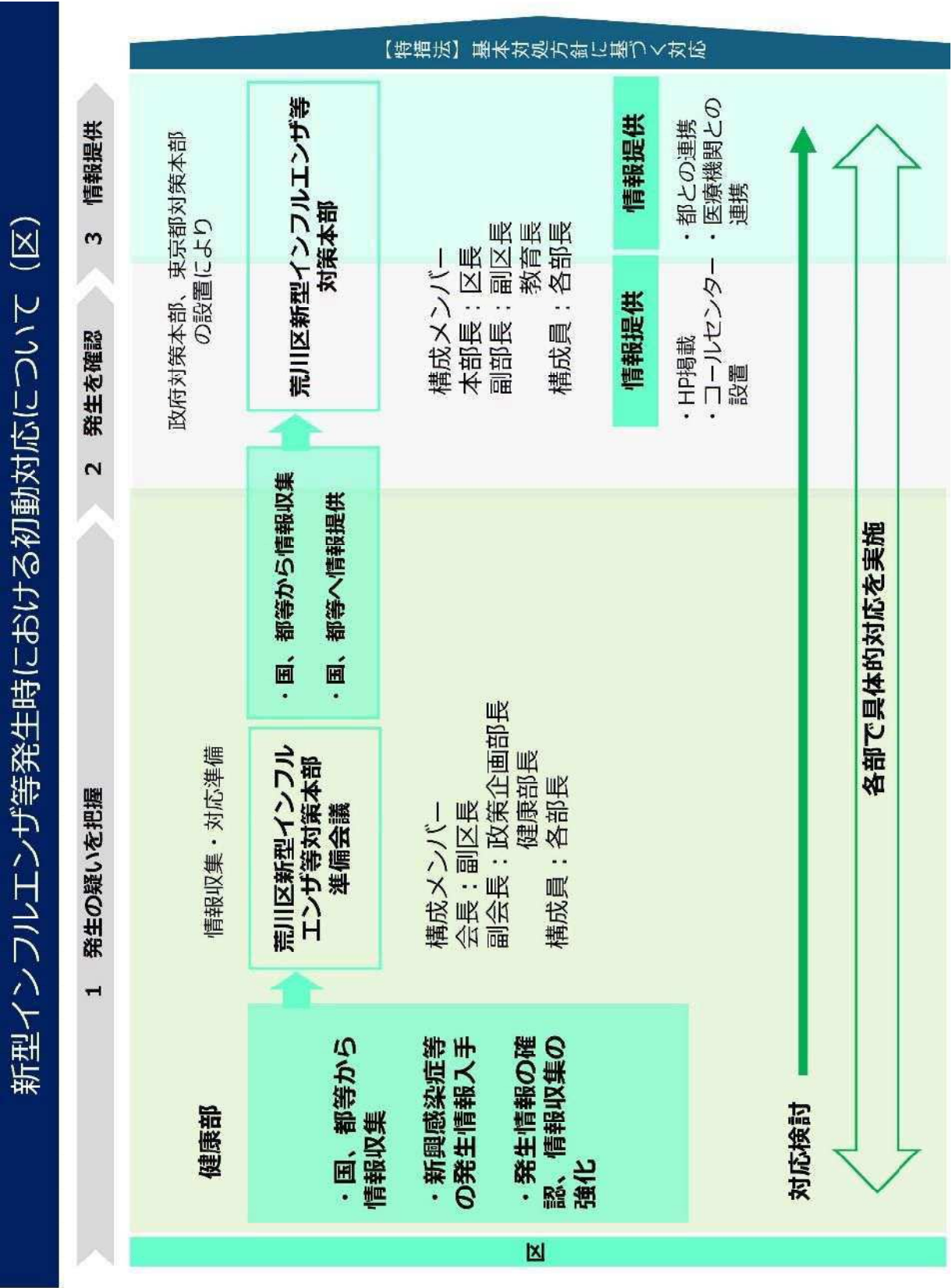
また、あらかじめ定めた手順により直ちに区役所一体となった初動体制を立ち上げる。

区は、区民の安全を確保し、緊急かつ総合的な対応を行うため、本行動計画や「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」、政府の「新型インフルエンザ等発生時等における初動対処要領」等を踏まえ、政府対策本部が定める基本的対処方針に基づき区対策本部が具体的な対策を決定するまでの間、以下のとおり初動対応を行う。

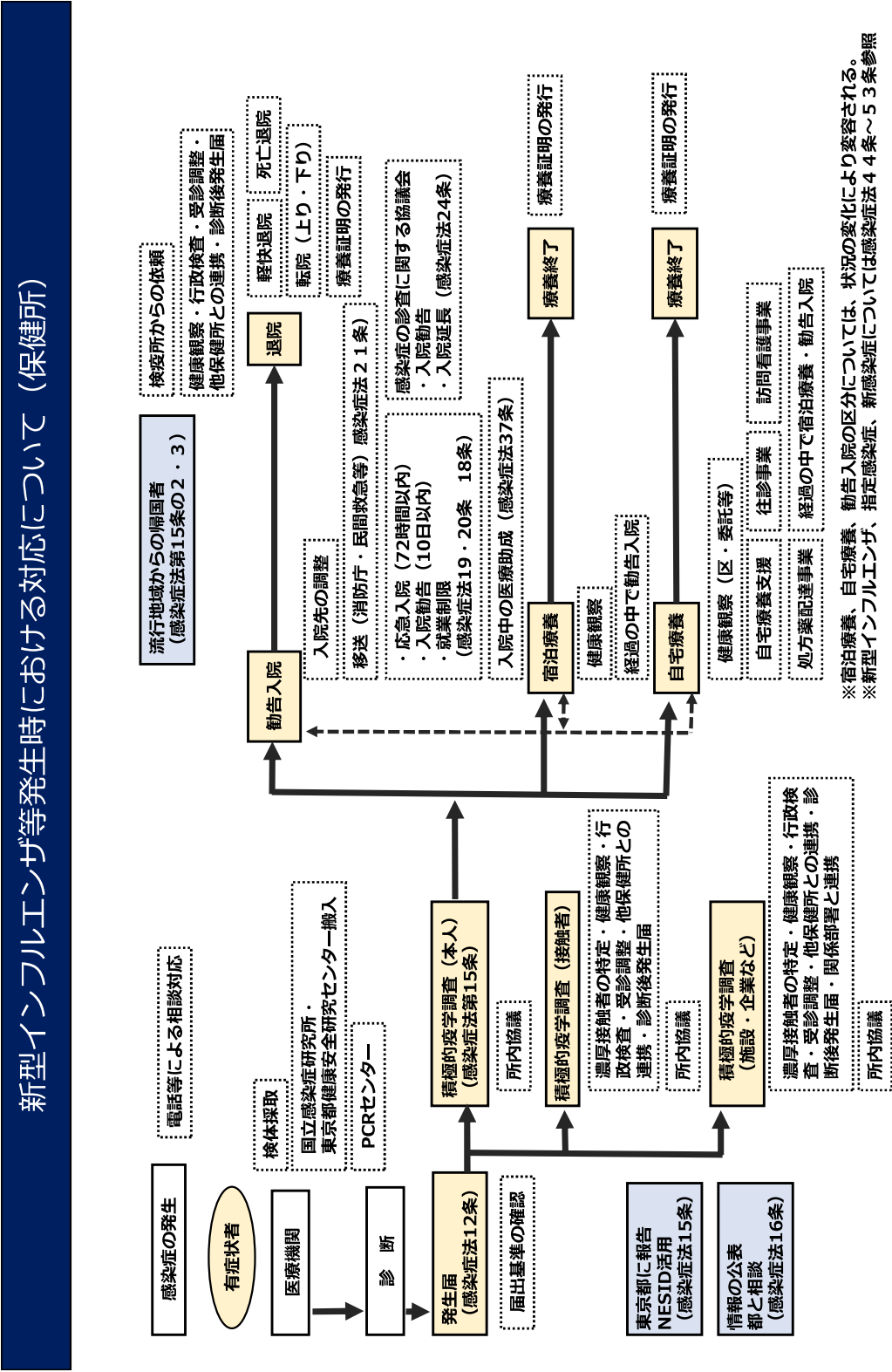
【国及び都の初動対応の概要】



【区の初動対応の概要】



【荒川区保健所における対応の概要】



2 区対策本部の概要

特措法により政府対策本部が設置されたときは、都においても対策本部を設置することとされた。政府対策本部及び都対策本部が設置された場合、区は、その危機にあたって、特措法に基づかない任意の区対策本部を設置する。

なお、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が国から発せられた場合は、区は任意で設置した対策本部を、特措法に基づく区対策本部と位置付けて対策の推進を行う。

このため、区対策本部について特措法で定められたもののほか必要な事項を荒川区新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年荒川区条例第5号）及び荒川区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則（平成25年荒川区規則第35号）の規定により、整備している。

この条例に基づき、区対策本部は、政府対策本部及び都対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

また、区対策本部長が必要と認める場合には、都対策本部長に対して、新型インフルエンザ等への対策に関する総合調整を行うよう要請する。

なお、政府対策本部が設置されない場合であっても、海外で新型インフルエンザ等の患者の発生が確認された場合など、必要に応じて、「荒川区新型インフルエンザ等対策本部準備会議」を開催し、情報の共有を図るとともに、関係部に対し必要な対策を講じるよう指示する。

3 区対策本部の構成

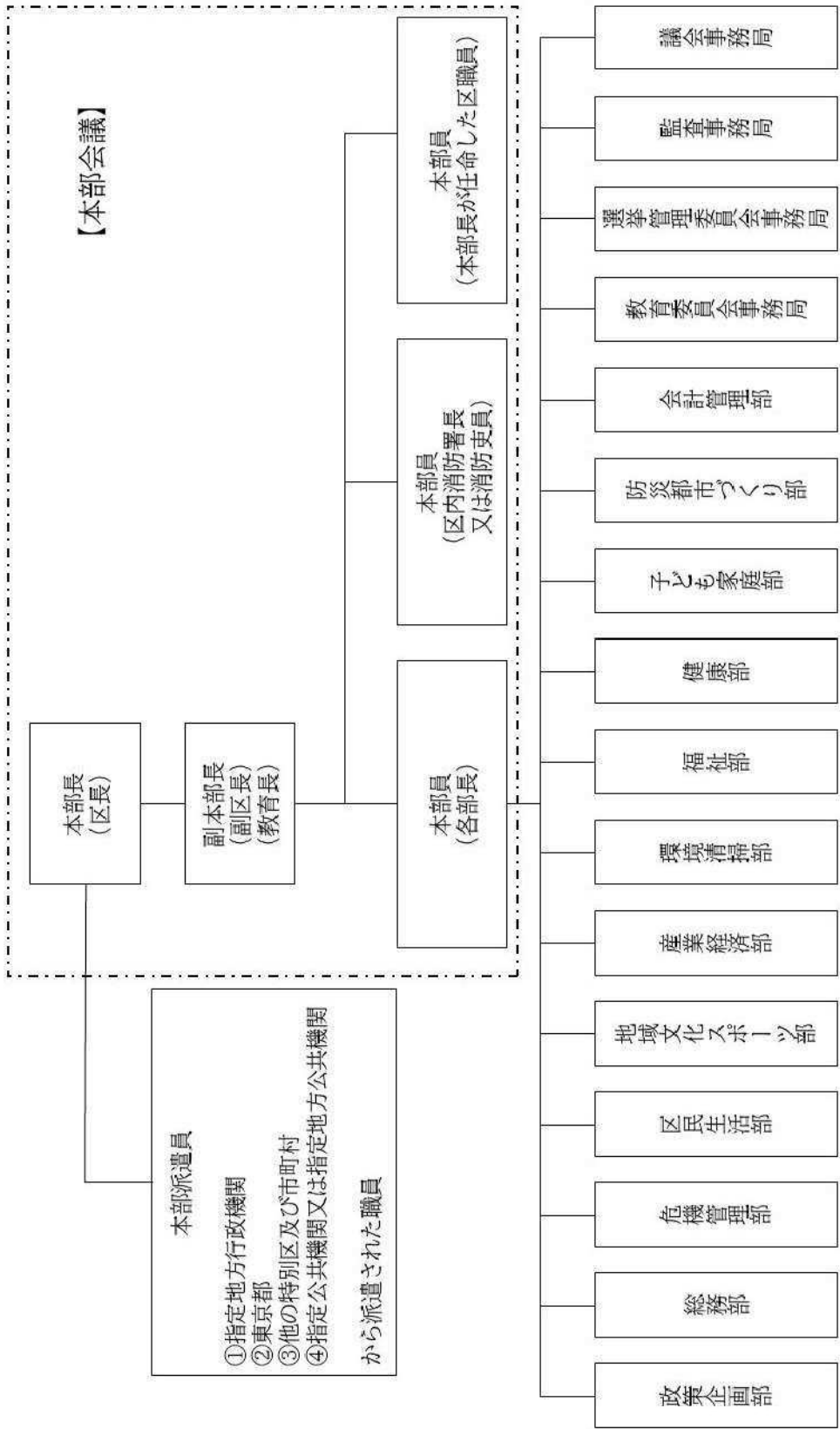
（1）組織及び職員

- ・ 本部長は区長をもって充て、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
- ・ 副本部長は副区長及び教育長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。
- ・ 本部員は、荒川区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則第3条に定めるものをもって充てる。なお、本部長は必要があると認めたときは、区職員のうちから本部員を任命することができる。

（2）区対策本部会議

- ・ 本部長は必要に応じ本部の会議を招集する。

＜区対策本部の構成＞



4 区対策本部各部の分掌事務

部の名称	分掌事務
新型インフルエンザ等対策 政策企画部	1 国、東京都及びその他関係機関との協議、交渉、要請等の統括に関すること。 2 本部会議の設置及び運営に関すること。 3 関係機関との連絡に関すること。 4 各部の連絡調整に関すること。 5 財務に関すること。 6 情報の収集、伝達及び処理に関すること。 7 東京都総務局総合防災部との情報連絡に関すること。 8 広報等の情報提供に関すること。 9 報道機関対応に関すること。 10 広聴にかかる住民からの問合せの対応及び要望の取りまとめに関すること。 11 情報システムの管理及び運営に関すること。 12 新型インフルエンザ等の対応にかかる情報機器の確保及び情報通信技術の活用に関すること。 13 その他政策企画部の所管に関すること。
新型インフルエンザ等対策 総務部	1 車両等の輸送機関の調達に関すること。 2 本庁舎の管理に関すること。 3 新型インフルエンザ等対応課の執務環境に関すること。 4 区職員の感染予防、服務及びり患状況に関すること。 5 応援職員の調整に関すること。 6 緊急の新型インフルエンザ等対策物品等の契約に関すること。 7 前号に掲げるもののほか、他の部に属しないこと。 8 その他総務部の所管に関すること。
新型インフルエンザ等対策 危機管理部	1 ライフライン情報の収集に関すること。 2 警察、消防及びその他の関係機関との連絡調整に関すること。 3 備蓄物資の搬送及び配分に関すること。 4 その他危機管理部の所管に関すること。

第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制
第1章 区における危機管理体制

部の名称	分掌事務
新型インフルエンザ等対策 区民生活部	1 区民生活部に関連する地域団体、関係団体等の連絡調整に関すること。 2 戸籍等の届出窓口の確保に関すること。 3 備蓄物資の搬送及び配分に関すること。 4 遺体の収容及び埋火葬に関すること。 5 区民生活部が所管する施設における感染予防に関すること。 6 その他区民生活部の所管に関すること。
新型インフルエンザ等対策 地域文化スポーツ部	1 文化、スポーツ施設等における感染予防に関すること。 2 その他地域文化スポーツ部の所管に関すること。
新型インフルエンザ等対策産 業経済部	1 事業所の事業活動の自粛等に関すること。 2 その他産業経済部の所管に関すること。
新型インフルエンザ等対策環 境清掃部	1 ごみの排出抑制に関すること。 2 ごみの収集に関すること。 3 その他環境清掃部の所管に関すること。
新型インフルエンザ等対策福 祉部	1 福祉施設利用者の感染状況の把握に関すること。 2 福祉施設の感染予防に関すること。 3 在宅の高齢者、障害者等の支援に関すること。 4 地域包括支援センター並びに福祉部に関連する地域団体及び関係団体等の連絡調整に関すること。 5 その他福祉部の所管に関すること。

第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制

第1章 区における危機管理体制

部の名称	分掌事務
新型インフルエンザ等対策健康部	1 新型インフルエンザ等の発生状況の把握に関すること。 2 新型インフルエンザ等の感染予防等の広報に関すること。 3 区医師会その他の医療機関との連絡調整に関すること。 4 医薬品、医療器具及び防疫資器材の整備、調達及び補給の要請に関すること。 5 食品衛生、環境衛生及び薬事衛生の監視並びに感染症の予防に関すること。 6 新型インフルエンザ等にかかる患者及び医療機関等からの相談に関すること。 7 感染症法(積極的疫学調査等)に関すること。 8 抗インフルエンザ薬に関すること。 9 新型インフルエンザワクチンに関すること。 10 患者移送に関すること。 11 東京都への報告、調査、検査依頼等に関すること。 12 保健医療に係る国、都等との連絡調整に関すること。 13 がん予防・健康づくりセンターの管理に関すること。ただし、新型インフルエンザ等の発生状況により使用部課が管理する。 14 その他健康部の所管に関すること。
新型インフルエンザ等対策子ども家庭部	1 区立保育園、私立保育園、私立幼稚園、児童養護施設及び母子生活支援施設等における感染予防に関すること。 2 区立保育園、私立保育園、私立幼稚園、児童養護施設及び母子生活支援施設等における感染状況の把握に関すること。 3 その他子ども家庭部の所管に関すること。
新型インフルエンザ等対策防災都市づくり部	1 北庁舎の管理に関すること。 2 患者及び検体搬送に関すること。 3 その他防災都市づくり部の所管に関すること。
新型インフルエンザ等対策会計管理部	1 対策に必要な現金及び物品の出納に関すること。 2 その他会計管理部の所管に関すること。
新型インフルエンザ等対策教育委員会事務局	1 区立幼稚園、こども園、小学校及び中学校の園児、児童及び生徒の感染予防に関すること。 2 区立幼稚園、こども園、小学校及び中学校の園児、児童及び生徒の感染状況の把握に関すること。

第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制

第1章 区における危機管理体制

部の名称	分掌事務
	3 教育施設における感染予防に関すること。 4 その他教育委員会事務局の所管に関すること。
新型インフルエンザ等対策選挙管理委員会事務局	1 他部の応援に関すること。
新型インフルエンザ等対策監査事務局	1 他部の応援に関すること。
新型インフルエンザ等対策議会事務局	1 議会との連絡調整に関すること。

第2章 区政機能の維持

1 業務区分の考え方

新型インフルエンザ等の発生時には、保健医療業務、危機管理業務など、発生対応業務が増大するが、職員の欠勤も最大4割が想定される。このため、区の業務を、新型インフルエンザ等発生に際して「新たに発生する業務」と「通常業務」とに整理する。また、通常業務を「継続業務」「縮小業務」「休止業務」に区分する。区分の考え方は、区民の生命を守り、都市機能を維持することに直接関わるライフライン業務などの継続する業務を「継続業務」とし、感染拡大防止のために休止する多数の人が集まる施設の運営や、不急な業務等を「休止業務」とし、その他の業務を「縮小業務」に分類する。

なお、新型インフルエンザ等の発生時において縮小業務に分類する業務についても、平常時における重要性が否定されるものではないことに留意する。

また、有事の際には、機械的にこの業務区分を適用するのではなく、実際の発生状況や職員及び業務を取り巻く状況、国・都の方針・措置等の動向、最新の知見等に基づき、弾力的・機動的に運用する。

<業務区分>

業務区分			分類	選定基準
職員 100%	優先業務	新たに発生する業務	A	・感染の流行のピークを抑えることや、感染者数を減少させるための感染拡大防止に関する業務 ・危機管理体制上必要となる業務
		通常業務	B	・住民の生命を守るための業務 ・住民生活の維持にかかる業務 ・休止とすると重大な法令違反となる業務 ・組織の機能を維持するための業務 ・職員の健康管理、生活維持にかかる業務
	縮小業務	縮小業務		・継続、休止以外の業務 ・対面業務等をオンライン化や郵送とするなどして工夫して実施する業務
		休止業務	D	・多くの人が集まる施設や業務 ・その他、緊急性を要しない業務

<業務区分の考え方と業務例>及び「2 公共施設の運営方針」を追記しました。

<業務区分の考え方と業務例>

【分類A】新たに発生する業務

業務内容	主な業務の例
①感染の流行のピークを抑えることや、感染者数を減少させるための感染拡大防止に関する業務 ②危機管理体制上必要となる業務	① ・医療体制の支援・ワクチン接種事業 ・感染対策の普及啓発・リスクコミュニケーション ・施設利用の制限・監視 など ② ・感染症等に関する情報収集・報告 ・職員の動員・配置管理 ・物資の調達・備蓄管理 ・区民相談・生活支援の統括 など

【分類B】継続業務

業務内容	主な業務の例
①住民の生命を守るための業務 ②住民生活の維持にかかる業務 ③休止とすると重大な法令違反となる業務 ④組織の機能を維持するための業務 ⑤職員の健康管理、生活維持にかかる業務	①災害対策・危機管理、虐待・DV対応業務 など ②保育・学童保育の運営、生活保護 など ③戸籍・住民登録の届出受付、選挙執行事務 など ④庁舎管理、職員の勤務管理 など ⑤給与の支給業務、保険業務 など

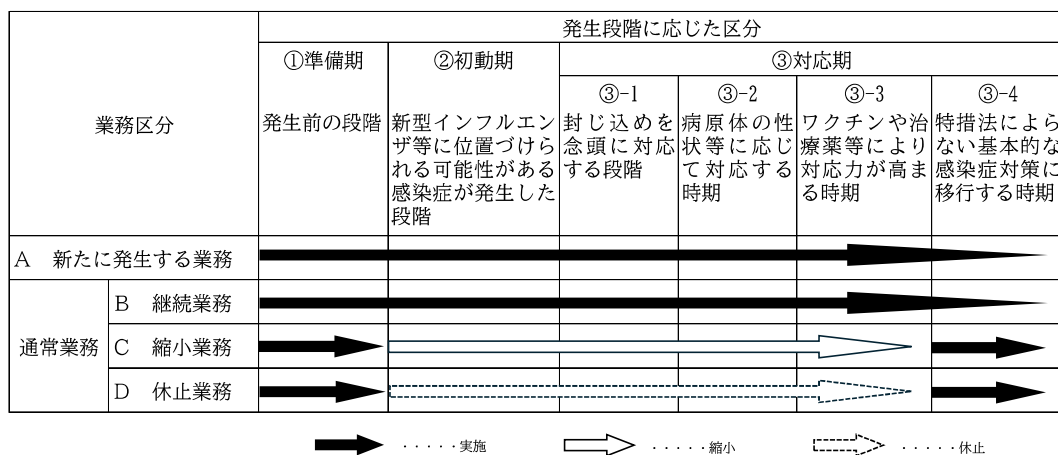
【分類C】縮小業務

業務内容	主な業務の例
①継続・休止以外の業務（重要だが頻度や量を落とすもの） ②対面業務等をオンライン化や郵送とするなどして工夫して実施する業務	① ・定例的な届出・申請の処理（緊急性の低いもの） ・公文書管理、契約、予算等の内部的な事務 ・公共施設の維持管理業務 ・法定以外の公的な調査・統計など ② ・窓口業務・相談業務 ・会議等の運営 など

【分類D】 休止業務

業務内容	主な業務の例
①多くの人が集まる施設や業務	①公共施設（文化・生涯学習施設、スポーツ施設、ふれあい館・ひろば館）の運営等の業務、式典、研修、講習、各種イベント等の業務 など
②その他、緊急性を要しない業務	②優先業務に関するもの以外の会議等の業務 など

＜業務区分ごとの対応期間＞



2 公共施設の運営方針

感染症のまん延を防止し、区民の生命及び安全を最優先に確保するため、「新たに発生する業務」、「継続業務」及び「縮小業務」を遂行するために必要な施設（以下「継続施設」という。）を除き、別に定める事業継続計画（BCP）が発動した場合において、区施設の貸出・利用等は原則として休止する。

ただし、継続施設（例：保育園等）であっても国や東京都の方針により休止することもあることに留意する。

これらの判断は、新型インフルエンザ等の病原性や感染性又は社会情勢等に応じ、区対策本部において休止の時期や期間、範囲等を決定するものとする。

なお、政府対策本部において東京都を実施区域とする緊急事態宣言が発出された場合、政府の基本的対処方針に基づく東京都の緊急事態措置として、上記施設の使用制限・停止（特措法第45条第2項）を要請される可能性が

あるほか、緊急事態宣言の発出前や解除後においても、感染防止のための協力（特措法第31条の6第1項、第24条第9項など）を要請される可能性があるため、これらも考慮する。

施設の休止にあたっては、あらかじめ定めた手順に基づき、速やかに利用者への周知及び予約のキャンセル対応、施設内の安全管理措置を講じるものとする。

なお、休止中の施設については、ワクチン接種会場等やその他新たに発生する業務等のため、必要に応じて使用することがある。

また、休止した施設・業務に従事する職員については、区全体の業務継続体制を維持する観点から、職員に不足が生じている部署や新たに発生する業務等への応援要員として機動的に配置する。

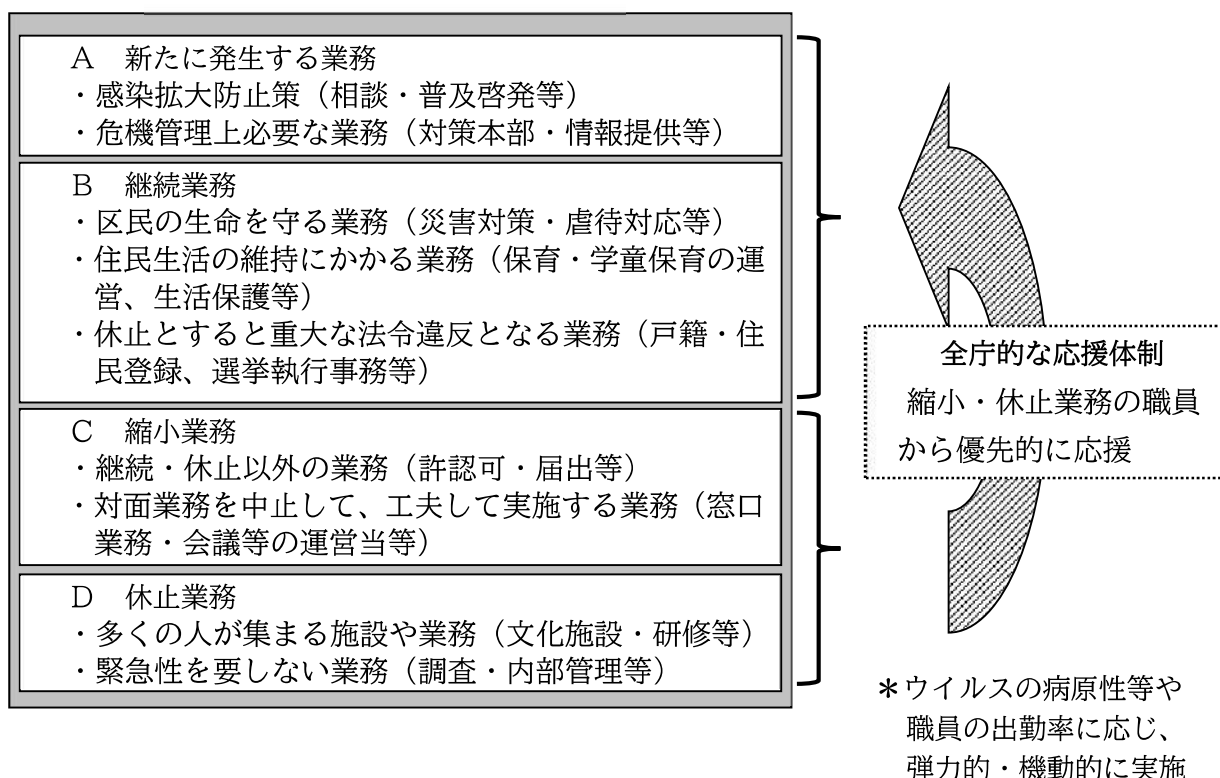
3 各部の事業継続と応援体制

本行動計画に基づき、新型インフルエンザ等の発生対応及び事業継続のため、業務継続計画（BCP）や対応マニュアルを策定し、各課レベルで業務の優先順位を決定し、業務を継続する。

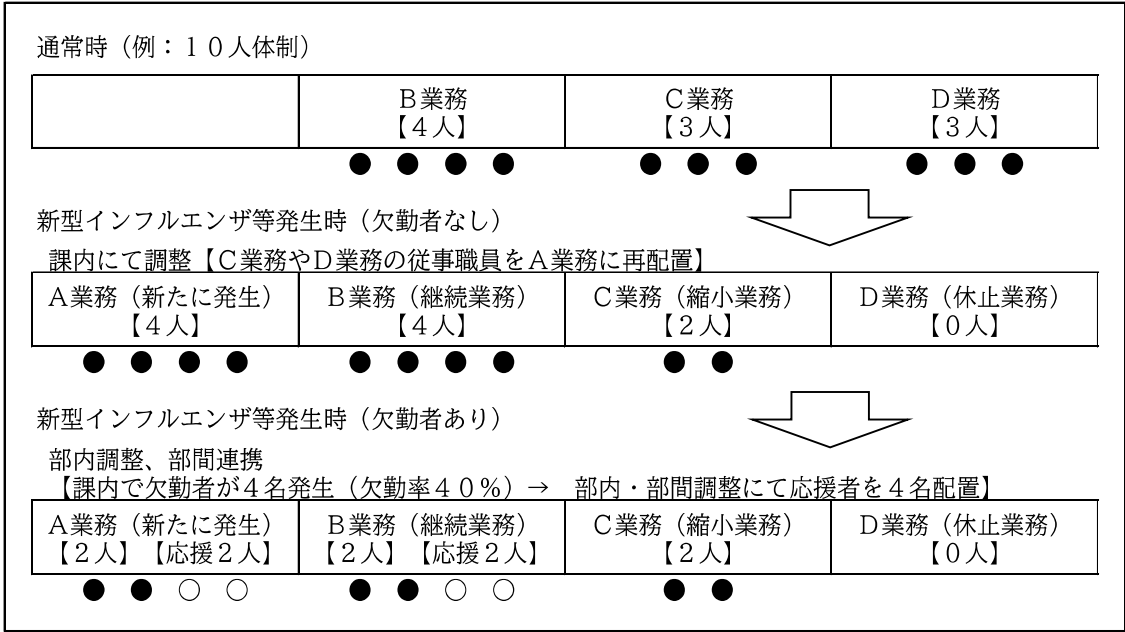
また、人員が不足する部署に対しては、本部体制の下、BCPによる人員計画を基に、全庁的な応援体制により対応する。

専門職種については、有資格者や経験者をあらかじめ確認し、経験者の兼務発令や退職者の臨時雇用などにより充当する。

<業務の整理と応援体制>



＜人員運用の例＞



用語	内容
医療機関等情報支援システム（G-MIS）	G-MIS（Gathering Medical Information System の略）は、全国の医療機関等から、医療機関等の稼働状況、病床や医療スタッフの状況、受診者数、検査数、医療機器（人工呼吸器等）や医療資材（マスクや防護服等）の確保状況等を一元的に把握・支援するシステム
医療計画	医療法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画
医療措置協定	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定
陰圧室	感染症対策として、気流の制御を行うため、周囲よりも気圧が低く設定された部屋
疫学	健康に関連する状態や事象の集団中の分布や決定要因を研究し、かつ、その研究成果を健康問題の予防やコントロールのために適用する学問
エッセンシャルワーカー	医療、介護、物流、小売りなど、人々の基本的な生活や社会インフラを維持するために、必要不可欠な職種に従事する労働者のこと
隔離	検疫法第 14 条第 1 項第 1 号及び第 15 条第 1 項（これらの規定を同法第 34 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用し、又は同法第 34 条の 2 第 3 項の規定により実施する場合を含む。）の規定に基づき、患者を医療機関に収容し、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、ほかからの分離を図ること。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者
患者等	患者及び感染したおそれのある者
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態
感染症危機対応医薬品等	公衆衛生危機管理において、救命、流行の抑制、社会活動の維持等、危機への医療的な対抗手段となる重要性の高い医薬品や医療機器等
感染症サーベイランスシステム	感染症法第 12 条や第 14 条等の規定に基づき届け出られた情報等を集計・還元するために活用されているシステム。なお、新型コロナ対応で活用した健康観察機能も有している。

感染症指定医療機関	本行動計画においては、感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
感染症対策物資等	感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品（薬機法第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（同条第4項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材
帰国者等	帰国者及び入国者
季節性インフルエンザ	季節性インフルエンザは、インフルエンザウイルスによって引き起こされる世界各地で流行する急性呼吸器感染症で、A型とB型のウイルスが季節的な流行を引き起こす
基本的対処方針	特措法第18条の規定に基づき、政府が新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの
協定締結医療機関	感染症法第36条の3第1項に規定する医療措置協定を締結する医療機関。「病床確保」、「発熱外来」、「自宅療養者等への医療の提供」、「後方支援」、「医療人材の派遣」のいずれか一つ以上の医療措置を実施する。
業務継続計画（BCP）	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画
緊急事態宣言	特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
緊急物資	特措法第54条に規定する、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資及び資材

ゲノム情報	病原体の保有する全ての遺伝情報を指す。ゲノム情報を解析することで、変異状況の把握等が可能となる。
健康観察	感染症法第 44 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
健康監視	検疫法第 18 条第 2 項（同法第 34 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用し、又は同法第 34 条の 2 第 3 項の規定により実施する場合を含む。）の規定に基づき、検疫所長が、又は感染症法第 15 条の 3 第 1 項（感染症法第 44 条の 9 第 1 項の規定に基づく政令によって準用する場合を含む。）の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、対象者の体温その他の健康状態等について報告を求め、又は質問を行うこと。
健康危機対処計画	地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成 6 年厚生省告示第 374 号）に基づき、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、保健所及び地方衛生研究所等が策定する計画。策定に当たっては、都道府県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や保健所設置市及び特別区における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書、感染症法に基づく予防計画、特措法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画等を踏まえることとされている。
検査等措置協定	感染症法第 36 条の 6 第 1 項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定
検査等措置協定締結機関等	感染症法第 36 条の 6 に規定する検査等措置協定を締結している、病原体等の検査を行う機関（民間検査機関や医療機関等）や宿泊施設等を指す。
国立健康危機管理研究機構（J I H S）	国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、令和 7（2025）年 4 月に設立された機構。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具
サーベイランス	感染症サーベイランスは、感染症の発生状況（患者及び病原体）のレベルやトレンドを把握することを指す。
災害派遣医療チーム（DM	DMA T（Disaster Medical Assistance Team の略）は、災害発生時や新興感染症等の発生・まん延時に、地域において必要な医療提供体制を

A T)	支援し、傷病者の生命を守るため、専門的な研修・訓練を受けた医療チーム。大規模災害や多くの傷病者が発生した事故等の現場に、急性期（おおむね 48 時間以内）から活動できる機動性を持つほか、新興感染症に係る患者が増加し、通常の都道府県内の医療提供体制の機能維持が困難な場合に、都道府県の要請に基づき、感染症の専門家とともに、入院調整、集団感染が発生した高齢者施設等の感染制御や業務継続の支援等を行う。
災害派遣精神医療チーム（D P A T）	D P A T（Disaster Psychiatric Assistance Team の略）は、自然災害や犯罪事件・航空機・列車事故等の集団災害が発生した場合、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療福祉体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を行うために都道府県によって組織される専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム。このうち、国の研修を受講し「災害・感染症医療業務従事者」として登録された D P A T 先遣隊は、新興感染症に係る患者が増加し、通常の都道府県内の精神保健医療提供体制の機能維持が困難な場合に、都道府県の要請に基づき、感染症の専門家とともに、精神疾患を有する患者の入院調整、集団感染が発生した精神科医療機関等の感染制御や業務継続の支援等を行う。
酸素飽和度	血液中の赤血球に含まれるヘモグロビンのうち酸素が結合している割合
実地疫学専門家養成コース（F E T P）	F E T P（Field Epidemiology Training Program の略）は、感染症危機管理事例を迅速に探知して適切な対応を実施するための中核となる実地疫学者を養成し、その全国規模ネットワークを確立することを目的として、J I H S が実施している実務研修
指定（地方）公共機関	特措法第 2 条第 7 号に規定する指定公共機関及び同条第 8 号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
重点感染症	公衆衛生危機管理において、救命、流行の抑制、社会活動の維持等、危機への医療的な対抗手段となる重要性の高い医薬品等（MCM）の利用可能性を確保することが必要な感染症で、厚生労働省において指定されたものを指す。本行動計画上では特措法における新型インフルエンザ等の発生時における対策の基盤とするため、平時においては、重点感染症を対象とした医薬品等の対策を実施する。
重点区域	特措法第 31 条の 6 第 1 項の規定に基づき、国がまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示した区域
住民接種	特措法第 27 条の 2 の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、

	対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（感染症法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。 本行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表	感染症法第44条の2第1項、第44条の7第1項又は第44条の10第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が感染症法第16条第1項に定める情報等を公表すること。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症
積極的疫学調査	感染症法第15条の規定に基づき、患者、疑似症患者、無症状病原体保有者等に対し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするために行う調査
全数把握	感染症法第12条の規定に基づき、全ての医師が届出を行う必要のある感染症（全数把握）について患者の発生の届出を行うもの
ゾーニング	病原体によって汚染されている区域（汚染区域）と汚染されていない区域（清潔区域）を区分けすること。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口
双方向のコミュニケーション	医療機関、事業者等を含む都民等が適切に判断・行動することができるよう、区による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション
地域保健対策の推進に関する基本的な指針	地域保健法第4条の規定に基づき、厚生労働大臣が地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るために定める指針

地方衛生研究所等	地域保健法第 26 条に規定する調査・研究、試験・検査、情報収集・分析・提供、研修・指導等の業務を行う都道府県等の機関（当該都道府県等が当該業務を他の機関に行わせる場合は、当該機関）をいう。都においては、公衆衛生の向上及び増進に関する試験、研究、調査及び検査に関する事務を行う機関として、東京都健康安全研究センターを設置している。
定点把握	感染症法第 14 条の規定に基づき、都が指定した医療機関のみが届出を行う感染症の患者の発生を把握する方法
停留	検疫法第 14 条第 1 項第 2 号及び第 16 条第 2 項（これらの規定を同法第 34 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用し、又は同法第 34 条の 2 第 3 項の規定により実施する場合を含む。）の規定に基づき、検疫所長が、感染したおそれのある者について、一定期間（当該感染症ごとにそれぞれの潜伏期間を考慮して政令で定める期間）、医療機関、宿泊施設や船舶内に収容すること。
統括庁	内閣感染症危機管理統括庁。感染症危機に係る有事においては、政府対策本部の下で各省庁等の対応を強力に統括しつつ、J I H S から提供される科学的知見を活用しながら、感染症危機の対応に係る政府全体の方針を策定し、各省庁の総合調整を実施する。
東京都感染症対策連携協議会	感染症法第 10 条の 2 に規定する主に都と保健所設置市・特別区の連携強化を目的に、管内の保健所設置市や特別区、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、都が設置する組織
登録事業者	特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第 2 条第 2 号の 2 に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第 1 条に規定するもの
特定接種	特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
特定物資	特措法第 55 条に規定する緊急事態措置の実施に必要な物資（医薬品、食品その他の政令で定める物資に限る。）であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの
都道府県等	都道府県、保健所設置市（地域保健法施行令（昭和 23 年政令第 77 号）第 1 条に定める市）及び特別区

濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器
フレイル	身体性ぜい弱性のみならず精神・心理的ぜい弱性や社会的ぜい弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
プレパンデミックワクチン	将来パンデミックを生じるおそれが高くあらかじめワクチンを備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン
まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
無症状病原体保有者	感染症法第6条第11項に規定する感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものをいう。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部及び都対策本部の廃止までをいう。
予防計画	感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやり取りを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念
臨床像	潜伏期間、感染経路、感染性のある期間、症状、合併症等の総称
流行初期医療確保措置	感染症法第36条の9に定める、診療報酬の上乗せや補助金等が充実するまでの一定期間に限り、財政的な支援を行う措置。流行前の同月の診療報酬収入を下回った場合、その差額を支払う。
臨床研究中核病院	日本発の革新的医薬品・医療機器の開発等に必要となる質の高い臨床研究を推進するため、国際水準の臨床研究や医師主導治験の中心的役割を担う病院として、医療法第4条の3の規定に基づき厚生労働大臣の承認

	を受けたもの
ワンヘルス・アプローチ	人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。
I C T	Information and Communication Technology の略。 情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティやA I等が含まれる。
I H E A T 要 員	地域保健法第 21 条に規定する業務支援員 ※「I H E A T」は、感染症のまん延時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みのこと。
P C R	ポリメラーゼ連鎖反応 (Polymerase Chain Reaction の略)。DNAを増幅するための原理であり、特定のDNA断片(数百から数千塩基対)だけを選択的に増幅させることができる。
P D C A	Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Action (改善)という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ
P H E I C	国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態 (Public Health Emergency of International Concern の略)。具体的には、国際保健規則 (I H R) において以下のとおり規定する異常事態をいう。 (1) 疾病の国際的拡大により他国に公衆衛生リスクをもたらすと認められる事態 (2) 潜在的に国際的対策の調整が必要な事態

庁議説明資料	
8.7.8	健康部生活衛生課

災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定締結について

内 容	1 概要 ・ 公益社団法人東京都栄養士会（以下「栄養士会」という。）と災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定を締結する。 2 目的 ・ 避難所等において、被災者に対する栄養・食生活支援活動を実施し、食事の質の確保及び栄養状態の改善を図るとともに、要配慮者への支援を行うことにより、被災者の健康保持及び災害関連死の防止を図る。 3 経緯 ・ 区の地域防災計画の中で、避難所等を巡回して健康・栄養相談を実施する（健康部）ほか、食料の確保について、民間団体等との供給協定の締結を推進（危機管理部）することとしている。 ・ 今般、栄養士会から、発災時における日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）等の支援チームの円滑な受入調整及び区への支援活動の実施を図るため、区と協定を締結し連携を強化したい旨の申し出があった。 4 協定の概要（協定書案は別紙のとおり） <table><tr><td>名称</td><td colspan="4">災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定</td></tr><tr><td>相手方</td><td colspan="4">公益社団法人東京都栄養士会（東京都新宿区四谷3－9） 会長 西村 一弘 ※会員数4, 4 9 6 人（令和8年3月末時点）</td></tr><tr><td>協定内容</td><td colspan="4">① 被災者（要配慮者を含む。）の健康状態、栄養状態、食事状況等に関する情報収集 ② 被災者（要配慮者を含む。）に対する栄養・食事相談及び食生活支援 ③ 食料（緊急栄養補給物資※を含む。）の提供支援及び食料支援物資の分配支援 ④ その他区の要請により、応じられること。 ⑤ 平時における区が実施する訓練等への参加協力を含む。 ※母乳代替食品（粉ミルク・液体ミルク）、離乳食、アレルギー除去食品、流動食、嚥下困難者用食品、とろみ調整用食品等</td></tr></table>					名称	災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定				相手方	公益社団法人東京都栄養士会（東京都新宿区四谷3－9） 会長 西村 一弘 ※会員数4, 4 9 6 人（令和8年3月末時点）				協定内容	① 被災者（要配慮者を含む。）の健康状態、栄養状態、食事状況等に関する情報収集 ② 被災者（要配慮者を含む。）に対する栄養・食事相談及び食生活支援 ③ 食料（緊急栄養補給物資※を含む。）の提供支援及び食料支援物資の分配支援 ④ その他区の要請により、応じられること。 ⑤ 平時における区が実施する訓練等への参加協力を含む。 ※母乳代替食品（粉ミルク・液体ミルク）、離乳食、アレルギー除去食品、流動食、嚥下困難者用食品、とろみ調整用食品等			
	名称	災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定																		
	相手方	公益社団法人東京都栄養士会（東京都新宿区四谷3－9） 会長 西村 一弘 ※会員数4, 4 9 6 人（令和8年3月末時点）																		
	協定内容	① 被災者（要配慮者を含む。）の健康状態、栄養状態、食事状況等に関する情報収集 ② 被災者（要配慮者を含む。）に対する栄養・食事相談及び食生活支援 ③ 食料（緊急栄養補給物資※を含む。）の提供支援及び食料支援物資の分配支援 ④ その他区の要請により、応じられること。 ⑤ 平時における区が実施する訓練等への参加協力を含む。 ※母乳代替食品（粉ミルク・液体ミルク）、離乳食、アレルギー除去食品、流動食、嚥下困難者用食品、とろみ調整用食品等																		
今 後 の 予 定	令和8年 7月23日 区長定例記者会見 7月下旬～8月下旬 協定締結式（予定）																			
議会等報告	開示予定日	区報	HP	記者会見																
庁議後議員周知（メール）	区長定例記者会見後	協定締結後	協定締結後	7月23日																

災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都栄養士会（以下「乙」という。）は、災害時における栄養・食生活支援活動に関し、次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、荒川区地域防災計画に基づき、災害時において甲が被災者への栄養・食生活支援活動を実施する際の乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 災害時において、乙が甲に対して協力する内容は、次に掲げるものとする。

- （1）被災者（要配慮者を含む。）の健康状態、栄養状態、食事状況等に関する情報収集
- （2）被災者（要配慮者を含む。）に対する栄養・食事相談及び食生活支援
- （3）食料（緊急栄養補給物資を含む。）の提供支援及び食料支援物資の分配支援
- （4）その他甲の要請により、乙が応じられること。

（協力の要請）

第3条 災害時において、栄養・食生活支援活動を行う必要が生じた場合には、甲は乙に対して、栄養・食生活支援活動の協力を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、原則として栄養・食生活支援活動要請書（別記第1号様式）により行うものとする。これによりがたいときは、口頭又は電話等その他の通信可能な手段により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

3 乙は、前項の規定により甲から協力の要請を受けた場合は、原則として、日本栄養士会災害支援チーム東京（JDA-DAT/TOKYO）と連携し、管理栄養士・栄養士を甲が指定する施設等へ派遣するものとする。

（費用弁償等）

第4条 甲の協力の要請に基づき、乙が第2条に規定する活動を実施した場合に要する経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ、別に定める。

（損害補償）

第5条 甲は、乙が実施した第2条に規定する栄養・食生活支援活動に従事した者が、当該活動において、死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和36年荒川区条例第8号）」の規定に基づき、補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

(守秘義務等)

第6条 乙は、第2条に規定する栄養・食生活支援活動において知り得た個人情報を漏えいし、又は本協定の目的以外に利用してはならない。

2 前項の規定は、第2条に規定する栄養・食生活支援活動終了後及び本協定が解除された場合においても同様とする。

(活動状況の報告)

第7条 乙は、栄養・食生活支援活動の実施に当たっては、その状況を記録するとともに、活動終了後速やかに、甲に報告するものとする。

(訓練等への参加)

第8条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練その他の災害等に関する行事に参加するよう努めるものとする。

(連絡体制等)

第9条 甲及び乙は、第3条の要請等を円滑に行うため、連絡責任者その他必要な事項を相互に通知するものとする。

2 甲及び乙は、前項の連絡責任者その他必要な事項について、毎年度確認を行うとともに、その内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期限は、協定締結日から令和9年3月31日までとする。

ただし、期間満了日の日から3か月前までに甲乙いずれからも協定解除又は変更の意思表示がないときは、更に1年延長するものとし、以後この例による。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項、その他各条項の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、甲乙は本協定書を2通作成し、甲乙署名の上各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 東京都荒川区荒川2丁目2番3号
荒川区
代表者 荒川区長

乙 東京都新宿区四谷3丁目9番地
公益社団法人東京都栄養士会
会長

別記第 1 号様式（第 3 条関係）

栄養・食生活支援活動要請書

年 月 日

東京都栄養士会 殿

荒川区長

「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定書」第 3 条第 2 項の規定により、下記のとおり協力を要請します。

要請日時	年 月 日 () 時 分
要請理由 (災害名等)	
集合場所	☐ 荒川区役所北庁舎 1 階（荒川 2-11-1）災対健康部本部 ☐ その他 ※参集後、区職員と打ち合わせを行った上で、活動場所で行事します。
履行場所	
業務内容	☐ 被災者に対する栄養・食生活支援活動を実施 ・ 健康状態、栄養状態及び食事状況に関する情報収集 ・ 栄養・食事相談及び食生活支援 ・ 食料（緊急栄養補給物資を含む）の提供支援 ☐ その他
備考	

要請担当者		
所属		
氏名		
連絡先	電話	
	FAX	
	Mail	

庁議説明資料	
8.7.8	危機管理部危機管理課

「荒川区地域防災計画実施推進計画」の令和7年度実績等の報告について

内 容

1 概要

荒川区地域防災計画実施推進計画（以下、「実施推進計画」という。）に定める各部の取組（指標）における令和7年度の実績及び今後の対応について報告する。

2 実施推進計画の概要

過去の災害の教訓を踏まえ、首都直下地震等が発生した場合に区民の生命、身体、財産を守り、可能な限り被害を少なくするため、荒川区地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に定める防災・減災対策のうち、特に重要度が高く、優先して実施すべき取組を計画的に推進することを目的として定める計画である。

3 実施推進計画の管理

実施推進計画は、地域防災計画を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とし、毎年度、各取組における到達目標に対する実績等を評価し、必要に応じて、実施する事業・取組の検討や目標等の見直しを行うことにより、さらなる防災・減災対策の推進を図る。

4 令和7年度評価

(1) 令和7年度評価の取りまとめ

別紙「荒川区地域防災計画実施推進計画 令和7年度実績報告」のとおり
※令和8年4月1日の組織改正に伴い、取組（指標）の所管部を修正した。

(2) 評価の方法

各取組における令和7年度の実績を踏まえ、到達目標の達成状況について「○（目標を達成した）」、「△（一定の進捗はあったが目標を達成できなかった）」、「－（進捗しなかった）」の3段階で評価した。

(3) 評価の状況

評 価		取 組
○	目標を達成した	59（ 78.7%）
△	一定の進捗はあったが目標を達成できなかった	16（ 21.3%）
－	進捗しなかった	0（ 0.0%）
合 計		75（100.0%）

(4) 新たに目標を達成した取組

・分譲マンション等の高層建築物における設備改修等の促進（P.15）

・医師会等と連携した活動体制の整備（P.28）

(5) 一定の進捗はあったが目標を達成できなかった取組

・7日分以上（最低3日分以上）の家庭内備蓄の推進（P.3）

・家具類の転倒・落下・移動防止器具の設置の推進（P.4）

・感震ブレーカーの設置・配付の推進（P.4）

・防災ベッド、耐震シェルターの設置の推進（P.4）

・集合住宅居住者による7日分以上（最低3日分以上）の家庭内備蓄の推進（P.6）

	・不燃化特区整備促進事業の推進（P. 9） ・木造建物耐震化推進事業の推進（P. 10） ・非木造建物耐震化推進事業の推進（P. 11） ・細街路の拡幅整備（P. 11） ・危険な老朽空家の除却の推進（P. 12） ・防災スポットの整備（P. 14） ・危険なブロック塀等の所有者に対する指導（P. 16） ・荒川区耐震改修促進計画に基づく耐震化の促進（P. 17） ・避難行動要支援者の個別避難計画の策定支援（P. 36） ・要配慮者利用施設ごとの避難確保計画の作成支援（P. 45） ・国、都、関係自治体等と連携した広域避難体制の整備（P. 46） 5 今後の取組 引き続き、各取組を推進するとともに、令和7年度に到達目標を達成できなかった取組については、令和8年度の到達目標を達成できるよう、一層の対策の強化を図る。			
今 後 の 予 定	令和8年7月28日 震災・災害対策調査特別委員会			
	議会等報告	開示予定日	区報	HP
	7月28日 震災・災害対策調査特別委員会	—	—	委員会報告後
				記者会見
				—

震 災 編

1 地域防災力の向上

対策項目	① 防災意識の啓発			
実施内容	・ あらBOSA Iや防災訓練、防災講話等の様々な機会を活用し、子どもから大人まで幅広い世代を対象に自助の重要性等に関する普及啓発を行う。 ・ 災害時の避難行動や避難生活の面で特に配慮が必要となる要配慮者や妊産婦、乳幼児、外国人が安心して避難生活を送ることができるよう、日頃の備え等に関する普及啓発を行う。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和7年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
あらBOSA Iにおける普及啓発 〔所管部〕 危機管理部	・ 防災関係機関等と連携したあらBOSA I（会場開催）の実施 ・ 区内イベント等における出張あらBOSA Iの実施 ・ アフターあらBOSA Iの実施 ・ まなBOSA Iの充実	・ あらBOSA I 2026 の実施（出展 31 団体、協力 2 団体） ・ 区内イベント等において出張あらBOSA I を実施（計 13 か所） ・ アフターあらBOSA I として中学校防災部の活動紹介パネル展示等を実施（計 10 か所） ・ まなBOSA I ページの各種ページ内容の更新（防災訓練情報等）	○	・ あらBOSA Iや出張あらBOSA Iにより、屋内安全対策、家庭内備蓄等の在宅避難を促す啓発並びに区の防災対策事業に関する普及啓発を実施する ・ 中学校防災部の日頃の活動成果のPRを区内各地域で実施する ・ まなBOSA Iの掲載内容や防災アプリによる情報発信を充実させ、オンラインによる啓発を強化し、対面で行う普及啓発と併せて一体的に取り組む

取組（指標） 〔所管部〕	令和 7 年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
様々な広報媒体や防災訓練・防災講話等の機会を活用した普及啓発（次ページにつづく） 〔所管部〕 危機管理部 地域文化スポーツ部 福祉部 子ども家庭部	・区民や区内事業者等を対象とした防災講話の実施 ・外国人のための防災講座の実施 ・民生委員や介護事業所、地域包括支援センター等を通じた周知啓発 ・福祉避難所開設・運営訓練や福祉・介護に関する講演・イベントの開催時の周知啓発 ・保護者、乳幼児を対象とした防災訓練における普及啓発	・あらかわ防災リーダー登録制度を開始し 26 名が登録 ・あらかわ防災リーダーとの協働による区民への普及啓発を実施 ・外国人のための防災訓練を実施 ・「外国人のための生活便利帳」において、災害の備えに関する啓発情報を掲載。やさしい日本語以外にも多言語（英語・中国語・韓国語）版で発行 ・荒川総合スポーツセンター5 周年記念イベントにおいて荒川消防署協力のもと、VR 防災車・消火器・煙の体験会を実施 ・内閣府災害ケースマネジメント実施体制整備モデル事業を活用し地域医療・福祉・介護事業者を対象とした研修会を実施 ・介護事業者団体、職能団体との会議において、災害対応や防災（訓練）を議題とした 計 3 回 ・アクロスあらかわ等において、障がい者団体をはじめ、消防や地域住民を交えて、食料の備蓄等、日頃の備えの重要性を周知するとともに、福祉避難所開設訓練を実施 ・介護事業所に対して災害発生時における迅速な被害報告体制の周知及びシステム操作の習熟のため、都・区市町村合同による「災害時情報共有システム」を用いた情報伝達訓練を実施 ・9 月 1 日に区内保育施設（85 施設）において、震災を想定した防災訓練を実施し、災害伝言ダイヤルの利用や備蓄についての資料を配布、保育園の備蓄食品の展示等による普及啓発を行うとともに、保護者への引き渡し訓練も実施	○	・関係機関との連携強化及びあらかわ防災リーダー等との協働により啓発機会を拡大するとともに、過去の災害事例等を活用しながら区民への効果的な防災の周知啓発を行っていく ・外国人を対象とした防災訓練を実施するとともに、「外国人のための生活便利帳」の多言語化に向けた検討を進める。 ・支援の担い手への周知啓発を強化するとともに、高齢者のみまもりネットワークの活用や医療・福祉・介護事業者関係者との平時からの関係構築を通じ、災害時の相互支援体制の整備を図る ・迅速な被害報告体制の構築に向け、「災害時情報共有システム」の周知徹底と訓練を継続し、事業所の操作習熟を促す ・親子防災講座の実施や保育施設での防災・引渡し訓練を実施するとともに、保護者が引取りに來られない場合の対応も含めた実践的な訓練の充実を図る

対策項目	② 家庭内備蓄の推進			
実施内容	・在宅避難の必要性及び在宅避難のための7日分以上（最低3日分以上）の家庭内備蓄の重要性について、様々な媒体や機会を活用し、周知啓発を行う。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和7年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
7日分以上（最低3日分以上）の家庭内備蓄の推進 〔所管部〕 危機管理部	備蓄率 7日分以上：17% 3日分以上：64%	備蓄率 7日分以上：11.7% 3日分以上：60.7% ※第50回荒川区政世論調査（令和7年度）に基づく	△	・更なる家庭内備蓄に関する啓発（区イベントへの出展、啓発チラシの配布、区ホームページ、区報、防災アプリ等）を行う ・啓発の際はローリングストック法（日常備蓄）による家庭内備蓄を呼びかける

対策項目	③ 屋内安全対策の推進			
実施内容	・震災時における身体防護、火災の防止、避難経路の確保及び在宅避難の実現を図るため、家具類の転倒・落下・移動防止器具や感震ブレーカー、防災ベッド、耐震シェルターの設置について、一層の周知・促進を図る。 ・木造密集地域を中心とした出火防止対策を更に推進し、震災に伴う火災による被害の軽減を図る			
取組（指標） 〔所管部〕	令和 7 年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
家具類の転倒・落下・ 移動防止器具の設置 の推進 〔所管部〕 危機管理部	実施率 (区政世論調査) 78%	実施率 67.3% ※第 50 回荒川区政世論調査（令和 7 年度）に基づく	△	・助成制度の周知強化のため、区報や区ホームページ、各種 SNS 等の様々な媒体を活用する ・特に令和 7 年度から助成範囲を拡大した木造密集地域への周知を重点的に実施する
	設置助成件数 40 件	設置助成件数 42 件		
感震ブレーカーの設置・配付の推進 〔所管部〕 危機管理部	実施率 (区政世論調査) 27%	実施率 23.0% ※第 50 回荒川区政世論調査（令和 7 年度）に基づく	△	・避難所開設・運営訓練での周知を継続するとともに、不燃化特区事業や、ゆりかご面接など、庁内で連携を図りながら積極的に周知する ・区内の消防署と連携し、消防署主催事業や各種イベント等において、助成制度の周知を図る
	設置助成・配付件数 700 件	設置助成件数 137 件 無料配付件数 24 件		
防災ベッド、耐震シェルターの設置の推進 〔所管部〕 防災都市づくり部	助成金交付申請数 6 件	助成金交付実績 2 件 ・区営及び町会掲示板への掲示やあら B O S A I 2026 への出展などによる普及啓発を実施	△	・区営、町会掲示板への掲示やあら B O S A I への出展などによる普及啓発を行う ・令和 8 年度から、支援の対象を要介護及び要支援認定者に拡大し、設置を推進する

対策項目	④ 地域防災の担い手の育成			
実施内容	・中学生が将来の地域防災の担い手となるよう、避難所開設・運営訓練やあらＢＯＳＡＩ等の各種イベントへの参加や中学生防災対策会議の開催を通じた中学校防災部の育成、地域への貢献意欲の醸成を図る。小学生においては防災教育の充実を図る。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和７年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
中学校防災部の活動 促進等 〔所管部〕 危機管理部 教育委員会事務局	・避難所開設・運営訓練への参加 ・あらＢＯＳＡＩ等の防災イベントへの参画 ・東日本大震災による被災地訪問及び報告会実施 ・中学生防災対策会議の開催 ・消防団からの指導 ・高齢者宅への訪問活動 ・中学校防災部ＯＢ・ＯＧへの継続的な働きかけ ・小学生の防災教育の充実	・避難所開設・運営訓練に一中、七中、南千住第二中、諏訪台中の４校の中学校防災部がそれぞれ参加 ・あらＢＯＳＡＩ 2026 では、防災かるたや避難所ベッド体験等のブース運営補助として全 10 校の中学校防災部が参加 ・中高生等防災士資格取得支援補助金制度を創設し 28 名に助成 ・地域の防災訓練や消防団合同点検等に参加 ・釜石市への被災地訪問等の実施を予定していたがカムチャツカ半島沖地震による津波警報の影響で中止 ・防災対策会議において、荒川消防署職員を講師に招いて防災について学習 ・中学校防災部ＯＢ・ＯＧのうち希望者に対し防災イベント情報をメールで配信 ・小学校における防災をテーマとしたクラブ活動や、定期的に実施する小学校各校による防災訓練を通じて、児童の防災意識の醸成を図った	○	・避難所開設・運営訓練を実施する際は参加を呼びかけ、災害時に主体性を持った行動ができる人材を育成 ・地域と連携した防災訓練への参加や被災地訪問等の様々な活動を支援するとともに、中学生への防災士の資格取得を促すなど、専門的な知識の習得を推進する ・中学校防災部ＯＢ・ＯＧに対する防災情報の配信や小学校における防災活動の充実を図る

対策項目	⑤ マンションにおける自助の推進・共助体制の構築			
実施内容	・震災時における身体防護、避難経路の確保及び在宅避難の実現を図るため、家具類の転倒・落下・移動防止器具の設置について、一層の周知・促進を図る。 ・在宅避難のため、居住者を対象に、飲料水や食料品に加え、携帯トイレ等を7日分以上（最低3日分以上）の家庭内備蓄することの重要性について、様々な媒体や機会を活用し、周知啓発を行う。 ・管理組合等を対象に、在宅避難を念頭とした災対訓練の重要性及び、災対本部機能構築のため、資器材及び日用品等の備蓄について啓発する。 ・震災時に生じ得るマンション特有の課題（停電によるエレベーターや給水ポンプの停止等）について、区報や区ホームページ、防災訓練、防災講話等の様々な機会を活用して周知啓発を行うとともに、課題やマンションの実情を踏まえたマニュアルの作成を推進する。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和7年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
【再掲】家具類の転倒・落下・移動防止器具の設置の推進 〔所管部〕 危機管理部	実施率 （区政世論調査） 78% 設置助成件数 40件	実施率 67.3% ※第50回荒川区政世論調査（令和7年度）に基づく 設置助成件数 42件	△	・助成制度の周知強化のため、区報や区ホームページ、各種SNS等の様々な媒体を活用する ・特に令和7年度から助成範囲を拡大した木造密集地域への周知を重点的に実施する ・避難所開設・運営訓練での周知を継続するとともに、不燃化特区事業や、ゆりかご面接など、庁内で連携を図りながら積極的に周知する ・区内の消防署と連携し、消防署主催事業や各種イベント等において、助成制度の周知を図る
集合住宅居住者による7日分以上（最低3日分以上）の家庭内備蓄の推進 〔所管部〕 危機管理部 防災都市づくり部	備蓄率 7日分以上：20% 3日分以上：71%	備蓄率 7日分以上：12.0% 3日分以上：62.3% ※第50回荒川区政世論調査（令和7年度）に基づく	△	・更なる家庭内備蓄に関する啓発（区イベントへの出展、啓発チラシの配布、区ホームページ、区報、防災アプリ等）を行う。啓発の際はローリングストック法（日常備蓄）による家庭内備蓄を呼びかける ・あらBOSA Iへの出展や、マンション通信（分譲マンションに関する管理・防災・法律などの情報を発信する瓦版）の発行等により、普及啓発を行う

取組（指標） 〔所管部〕	令和7年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
管理組合等による災 対本部機能構築のた めの資器材及び日用 品等の備蓄の啓発支 援 〔所管部〕 防災都市づくり部	・資器材及び日用品等の備蓄の啓発支援 ・配備状況調査	・分譲マンション防災対策支援制度を開始し、防災資器材・共同備蓄品の購入支援及び「マンション防災マニュアル作成の手引き」による啓発を実施 助成実績 防災対策工事：1件 防災資器材：9件 共同備蓄品：13件 ・管理組合等を対象に実施しているセミナー(2回)の実施の際に、アンケート調査を実施	○	・あらBOSAIでの備蓄品の展示や、分譲マンションセミナー、マンション通信の発行、マンション管理士会との連携等による事業周知及び啓発を行う
エレベーター停止、 在宅避難等、マンシ ョン特有の課題とそ の対策に関する周知 啓発 〔所管部〕 防災都市づくり部	・区報、区ホームページ、防災訓練等による周知啓発 ・コンサルタント派遣によるマンション内防災訓練等に対する啓発及び支援、分譲マンションセミナーでの啓発	・エレベーターのリニューアル時期にある分譲マンション(築20～25年)を対象に個別訪問による周知啓発を実施 ・防災に関するコンサルタント派遣実績4件 ・「マンション防災マニュアル作成の手引き」を区ホームページで公開し、マンション特有の課題とその対策に関する周知啓発を実施	○	・分譲マンションセミナーでの説明や、マンション通信の発行等による啓発のほか、コンサルタント派遣により、周知啓発を行う ・防災に関する専門的なアドバイスを可能とするため、コンサルタント派遣制度に登録しているマンション管理士に対し、防災士取得を支援する。
管理組合等による防 災マニュアル作成の 推進 〔所管部〕 防災都市づくり部	・コンサルタント派遣による防災マニュアルの作成に対する啓発及び支援 ・区報、区ホームページによる防災マニュアル作成に関する周知	・防災に関するコンサルタント派遣実績4件 ・「マンション防災マニュアル作成の手引き」を区ホームページで公開し、マンション特有の課題とその対策に関する周知啓発を実施	○	・「マンション防災マニュアル作成の手引き」による周知啓発を行う ・令和8年度から、コンサルタント派遣制度に、「防災枠」を新設し、利用を年度3回まで可能とするなど、支援を拡充する

対策項目	⑥ ボランティアとの協力体制の構築			
実施内容	・行政とボランティアとが互いに連携して効果的な被災者救援活動を行うため、事前に行政とボランティアとの役割分担を明確にし、平常時からボランティアとの連携・協力関係を確立する。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和 7 年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
災害ボランティアセンターの運営体制の強化 〔所管部〕 福祉部	・荒川区社会福祉協議会と連携した災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施 ・災害ボランティアセンター運営マニュアルの検証・改善 ・災害ボランティア養成講座の実施	・荒川区社会福祉協議会や被災地支援の専門家の協力も得ながら、様々な関係団体とともにワーキンググループ（WG）を立ち上げた（計 6 回開催） ・WGにおいて、災害ボランティアセンター設置・運営訓練を企画検討し、荒川総合スポーツセンターで訓練を実施 【訓練概要】 参加者数計：106 名 （訓練参加者 77 名） （見学者 29 名） 訓練内容： 災害ボランティアセンターの設営及び受付の流れの体験、被災者の困りごと聞取り訓練を実施 ・災害ボランティアセンター運営マニュアルの改善	○	・荒川区社会福祉協議会や被災地支援の専門家と連携した災害ボランティアセンターの設置・運営訓練及び災害ボランティア養成講座を実施する ・災害ボランティアセンターの取組について区民へ広く周知する ・災害ボランティアセンター運営マニュアルの改善を図る

2 安全な都市づくりの実現

対策項目	① 木造住宅密集地域の整備促進			
実施内容	・木造住宅密集地域の一層の改善を図るため、東京都の不燃化特区制度に基づき、大規模な震災時に特に危険とされている地域について、不燃化特区の指定を受け、老朽建築物の建替え費用や除却費用の助成を行う。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和7年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
不燃化特区整備促進事業の推進 〔所管部〕 防災都市づくり部	不燃領域率 70.0%	不燃領域率 荒川・南千住地区 68.1% 町屋・尾久地区 66.2%	△	・令和12年度まで延伸された不燃化特区制度の周知及び促進を図る ・令和8年度から、高齢者同居及びアスベスト除去費用の加算助成を新設するなど、制度の拡充を行う ・助成件数の増加を目指し、住まいの相談会や専門家派遣の充実に加え、民間事業者と連携した相談体制の強化を図る ・まちづくり協議会やまちづくりニュースにより、区民の危機意識を高める

対策項目	② 密集住宅市街地整備促進事業			
実施内容	・震災時における円滑な消火活動と避難路を確保するため、主要生活道路の拡幅整備を行う。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和7年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
主要生活道路の拡幅整備 〔所管部〕 防災都市づくり部	整備率 29.6%	整備率 30.7%	○	・まちづくりニュースの配付や各戸訪問等による区民啓発を継続し、権利者の生活再建に配慮しながら整備を着実に進める ・業務の効率的な推進方法について検討する
主要生活道路の用地測量 〔所管部〕 防災都市づくり部	進捗率 62.9%	進捗率 67.4%	○	・用地測量の委託体制を強化し、より迅速に測量作業に取り組む

対策項目	③ 都市計画道路の整備			
実施内容	・都市計画道路は都市交通における基幹的な都市施設であるとともに、震災時や延焼火災発生時における避難路及び延焼遮断帯の役割を担うことから、着実な整備を図る。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和 7 年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
都市計画道路の整備 〔所管部〕 防災都市づくり部	整備率 58.1%	整備率 58.1%	○	・優先整備路線について、早期の事業着手に向けて計画的に調査や検討を行う ・事業中の補助 331 号線については、関係機関と緊密な調整、安全な施工により、所定年度の整備完了に努める ・補助 193 号線、補助 321 号線については、早期完成に向けて、権利者との折衝に積極的に取り組み、着実に整備を進める
都市計画道路の用地測量 〔所管部〕 防災都市づくり部	進捗率 100%	進捗率 100%	○	・前出路線の用地測量は完了しており、用地取得に向けた地権者との折衝に積極的に取り組む

対策項目	④ 木造・非木造建物耐震化推進事業			
実施内容	・震災時に倒壊等の恐れがある木造・非木造建物について、耐震診断に基づき耐震補強工事、耐震建替え工事等に係る費用を支援することで、建物の耐震性の向上を図る。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和 7 年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
木造建物耐震化推進事業の推進 〔所管部〕 防災都市づくり部	・区ホームページや掲示板等による周知啓発 ・診断 35 件 ・改修等 25 件	・区営・町会掲示板及び防災スポット等でのポスター掲示による周知啓発を実施 ・診断 27 件 ・改修等 22 件	△	・区営及び町会掲示板への掲示や、あらＢＯＳＡＩへの出展、まちづくり協議会、まちづくりニュース等による普及啓発を行う ・令和 8 年度からは補助金の加算措置を障がい者等世帯へも拡大する ・新たな耐震改修促進計画に基づき、耐震改修を促進する

取組（指標） 〔所管部〕	令和 7 年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
非木造建物耐震化推進事業の推進 〔所管部〕 防災都市づくり部	・区ホームページや掲示板等による周知啓発 ・診断 2 件 ・改修等 2 件	・防災スポット等でのポスター掲示による周知啓発を実施 ・診断 1 件 ・改修等 0 件	△	・区営及び町会掲示板への掲示や、あらＢＯＳＡＩへの出展、まちづくり協議会、まちづくりニュース等による普及啓発を行う ・令和 8 年度から、緊急輸送道路沿道建物の耐震化補助制度の拡充を行うほか、個別訪問等により周知啓発を行う ・新たな耐震改修促進計画に基づき、耐震改修を促進する

対策項目	⑤ 細街路拡幅整備事業			
実施内容	・防災性の向上や居住環境の改善を図るため、建築物の新築・建替え等を行う際に、建築主等の協力を得て細街路を拡幅整備する。また、事業の推進を図るため、建築主等に対して、拡幅する用地の整備に要する費用の一部を助成する。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和 7 年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
細街路の拡幅整備 〔所管部〕 防災都市づくり部	・整備延長（累計） 119 km ・助成件数 110 件	・整備延長（累計） 119 km ・助成件数 73 件	△	・建替えに伴う拡幅整備のほか、整備可能な適地が近接している場合には、併せて整備ができるよう積極的な案内を行う ・現在、駐車場として使用されている場所等においても、後退用地における固定資産税の減免が受けられること等のメリットを含め、積極的な案内を行う。

対策項目	⑥ 空き家対策			
実施内容	・周囲に悪影響を及ぼす空き家を管理不全空家等あるいは特定空家等に指定し、空家等対策特別措置法に基づく指導・助言を行う。 ・大地震により倒壊等の恐れがある危険な老朽空家の除却費用の助成を行うとともに、専門家に相談できる相談会を定期開催するなど、空き家対策をより一層推進する。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和7年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
危険な老朽空家の除却の推進 〔所管部〕 防災都市づくり部	R4 調査の危険老朽空家(ランクC・B)の除却率 45%	R4 調査の危険老朽空家(ランクC・B) 棟数 193 棟 除却済み棟数 53 棟 除却率 27.4%	△	・ 空き家相談会の開催案内や助成制度の内容等について、区報やホームページに加え、個別訪問やダイレクトメールによる情報提供を一層推進するなど、除却や建替えに向けた周知の強化を図る ・ 令和8年度から、空家等専門家派遣制度を新設するなど、空き家の所有者等が抱える悩みに対し、解決のきっかけを作り、除却や建替えにつなげる ・ 特に危険な老朽空き家については、法律に基づく指導及び勧告に加え、代執行の可能性も視野に入れて取り組む ・ 除却だけでなく、民間事業者と連携した空き家の適正管理や利活用も推進する
空き家相談会の開催 〔所管部〕 防災都市づくり部	開催回数（累計） 39 回	開催回数 6 回 参加組数 12 組 開催回数（累計） 45 回	○	・ 空き家相談会を実施していくとともに、より多くの方が参加できるように開催時間の変更等検討を行う

対策項目	⑦ 公園・緑地等の整備			
実施内容	・震災時における延焼火災からの避難場所や自主防災組織の活動拠点を確保するため、公園・緑地等の整備を推進する。 ・宮前公園（第三期）については、災害時に拠点となる病院に隣接し、広域避難場所及び災害医療を支援する公園として機能するよう、応急対策用資器材及び災害救援用物資を保管する防災・備蓄倉庫を整備する。また、消火活動に枯渇することがない消火用水を確保するため、深井戸方式による永久水利施設を整備する。 ・南千住浄水場跡地に整備する公園は、荒川工科高等学校と一体的な広域避難場所の指定を目指し、町屋公園、荒川遊園（D地区）等の都市計画公園については、防災施設を有し避難場所となる公園整備を進める。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和7年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
都市計画公園の整備 〔所管部〕 防災都市づくり部	【宮前公園（第三期）】 ・公園設計 ・公園整備工事 ・防災倉庫、備蓄倉庫設計 ・永久水利整備設計 ・用地取得	【宮前公園（第三期）】 ・公園設計 ・公園整備工事 ・防災倉庫、備蓄倉庫設計 ・永久水利整備設計 ・用地取得（全て完了）	○	・令和10年4月の開園に向けて、令和8年度から宮前公園第三期部分の本格整備に取り組む ・広域避難場所の指定に向けて、東京都と協議を継続して行う
	【町屋公園】 ・既存施設撤去工事（旧清掃施設等） ・用地取得	【町屋公園】 ・既存施設撤去に関する東京都河川部との協議完了（旧清掃施設等） ・用地取得	○	・用地取得に向けた地権者との折衝を行うとともに、既存施設の撤去に向けた設計・工事を進める
	【南千住浄水場跡地】 ・既存建物解体工事（工業用水道事務所） ・用地取得	【南千住浄水場跡地】 ・既存建物解体工事（工業用水道事務所） ・用地取得	○	・用地取得に向けた地権者との折衝を行うとともに、既存建物の解体工事（工業用水道事務所地下部分）を実施する。 ・公園の基本計画の策定作業を進める
	【荒川遊園：D地区】 ・公園設計	【荒川遊園：D地区】 ・公園設計	○	・令和10年度の開園に向けて、令和8年度から整備工事を実施する

対策項目	⑧ 防災スポットの整備			
実施内容	・火災の延焼防止又は遅延、建て詰まりの軽減を図るため、小規模な敷地を整備し、防災機能を備えたオープンスペースとして確保する。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和 7 年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
防災スポットの整備 〔所管部〕 防災都市づくり部	整備か所数（累計） 26 か所	整備か所数（累計） 25 か所	△	・整備予定の 1 件について、令和 8 年度に実施する（町屋四丁目東防災スポット） ・今後も老朽建築物の除却等の機会を捉え、不燃領域率 70%達成に向けた用地取得・整備に努める。

対策項目	⑨ 高層建築物の対策			
実施内容	・高層建築物における震災時の二次被害を防止するため、区内の高層建築物のエレベーター所有者（管理者）に対して、エレベーターの閉じ込め対策の実施状況を確認するとともに、必要に応じて改修を促す。 ・長周期地震動の影響を受けやすい超高層の建物の居住者等に対して、想定される被害や対策について、区報や区ホームページ、防災訓練、防災講話等の様々な機会を活用して周知啓発を行う。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和 7 年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
【再掲】家具類の転倒・落下・移動防止器具の設置の推進 〔所管部〕 危機管理部	実施率 （区政世論調査） 78%	実施率 67.3% ※第 50 回荒川区政世論調査（令和 7 年度）に基づく	△	・助成制度の周知強化のため、区報や区ホームページ、各種 SNS 等の様々な媒体を活用する ・特に令和 7 年度から助成範囲を拡大した木造密集地域への周知を重点的に実施する ・避難所開設・運営訓練での周知を継続するとともに、不燃化特区事業や、ゆりかご面接など、庁内で連携を図りながら積極的に周知する ・区内の消防署と連携し、消防署主催事業や各種イベント等において、助成制度の周知を図る
	設置助成件数 40 件	設置助成件数 42 件		
取組（指標）	令和 7 年度			

〔所管部〕	到達目標	実績	評価	今後の対応
【再掲】エレベーター停止、在宅避難等、マンション特有の課題とその対策に関する周知啓発 〔所管部〕 防災都市づくり部	・区報、区ホームページ、防災訓練等による周知啓発 ・コンサルタント派遣によるマンション内防災訓練等に対する啓発及び支援、分譲マンションセミナーでの啓発	・エレベーターのリニューアル時期にある分譲マンション（築20～25年）を対象に、個別訪問による周知啓発を実施 ・防災に関するコンサルタント派遣実績 4件 ・「マンション防災マニュアル作成の手引き」を区ホームページで公開し、マンション特有の課題とその対策に関する周知啓発を実施	○	・分譲マンションセミナーでの説明や、マンション通信の発行等による啓発のほか、コンサルタント派遣により、周知啓発を行う ・防災に関する専門的なアドバイスを可能とするため、コンサルタント派遣制度に登録しているマンション管理士に対し、防災士取得を支援する。
分譲マンション等の高層建築物における設備改修等の促進 〔所管部〕 防災都市づくり部	・設備改修等の必要性を周知啓発	・「マンション防災マニュアル作成の手引き」を区ホームページで公開し、マンション特有の課題とその対策に関する周知啓発を実施	○	・「マンション防災マニュアル作成の手引き」公表や「マンション通信」の発行等により、周知啓発を行う
長周期地震動の対策に関する周知啓発 〔所管部〕 防災都市づくり部	・区ホームページや区内マンションにおける防災訓練等での長周期地震動に関する対策等の周知啓発	・あらBOSA I 2026 でパネル展示による普及啓発を実施 ・「マンション防災マニュアル作成の手引き」に長周期地震動に伴うエレベーターの停止及び閉じ込め対策について記載し、区内分譲マンション管理組合への配布を通じて知啓発を実施 ・区ホームページに長周期地震動に関する対策等掲載	○	・あらBOSA I への出展や区ホームページ等により、普及啓発を行う

対策項目	⑩ 崖・擁壁・ブロック塀等の対策			
実施内容	・土砂災害特別警戒区域内における崖・擁壁の所有者を対象として、擁壁の専門家の派遣や安全性確保のための対策工事の経費の一部を助成し、崖・擁壁の安全性の向上を推進する。 ・震災時におけるブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、危険なブロック塀等*の所有者に対する指導を徹底して行い、通学路におけるブロック塀の情報を関係部署と共有する。（*令和２年度調査以降「危険である」「注意を要する」と判定されたブロック塀等が対象） ・危険ブロック塀等の撤去を促すため、ブロック塀等撤去助成事業や生けがき造成助成制度の周知の強化を図る。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和７年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
崖・擁壁の安全性向上のための支援 〔所管部〕 防災都市づくり部	・擁壁専門家派遣事業及び擁壁等対策工事助成制度について、区ホームページへの掲載や、擁壁等の所有者にチラシを配布し、周知啓発	・擁壁専門家派遣事業及び擁壁等対策工事助成制度について、擁壁等の所有者にチラシを配付し、周知啓発 ・擁壁の対策工事や設計への個人負担の大きさを鑑み、擁壁の安全対策を推進するため、助成制度を拡充	○	・拡充を図った助成制度の詳細について、個別訪問により周知し、対策工事の実施を促す
危険なブロック塀等の所有者に対する指導 〔所管部〕 防災都市づくり部	・全域実態調査に基づく追跡調査を実施 ・危険なブロック塀等の所有者等に対する指導文書の手交 ・「危険である」「注意を要する」ブロック塀等の減少累計 410 件	・追跡調査（792 箇所）実施 ・危険なブロック塀等（63 箇所）の所有者等に対し、指導文書を送付 ・「危険である」「注意を要する」ブロック塀等の減少累計 362 件	△	・危険なブロック塀等の定期的な追跡調査の実施に加え、必要に応じて職員による現地調査も行い、最新の状況を把握する ・危険なブロック塀等の所有者等に対し、注意喚起を促す指導文書と撤去助成制度の周知を行うとともに、特に危険度の高いブロック塀等については、戸別訪問も実施し、撤去に向けて一層の推進を図る ・安全性を確保する必要性が特に高い通学路について、助成制度の拡充に向けた調査・検討を行う

対策項目	⑪ 建築物の耐震化及び安全対策の促進			
実施内容	・震災時における区民の生命及び財産を保護するため、荒川区耐震改修促進計画に基づき、戸建住宅、共同住宅等の耐震補強等の費用に対して助成を行い、耐震化を促進する。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和 7 年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
【再掲】木造建物耐震化推進事業の推進 〔所管部〕 防災都市づくり部	・区ホームページや掲示板等による周知啓発 ・診断 35 件 ・改修等 25 件	・区営・町会掲示板及び防災スポット等でのポスター掲示による周知啓発を実施 ・診断 27 件 ・改修等 22 件	△	・区営及び町会掲示板への掲示や、あらＢＯＳＡＩへの出展、まちづくり協議会、まちづくりニュース等による普及啓発を行う ・令和 8 年度からは補助金の加算措置を障がい者等世帯へも拡大する ・新たな耐震改修促進計画に基づき、耐震改修を促進する
【再掲】非木造建物耐震化推進事業の推進 〔所管部〕 防災都市づくり部	・区ホームページや掲示板等による周知啓発 ・診断 2 件 ・改修等 2 件	・防災スポット等でのポスター掲示による周知啓発を実施 ・診断 1 件 ・改修等 0 件	△	・区営及び町会掲示板への掲示や、あらＢＯＳＡＩへの出展、まちづくり協議会、まちづくりニュース等による普及啓発を行う ・令和 8 年度から、緊急輸送道路沿道建物の耐震化補助制度の拡充を行ったほか、個別訪問等により周知啓発を行う ・新たな耐震改修促進計画に基づき、耐震改修を促進する
荒川区耐震改修促進計画に基づく耐震化の促進 〔所管部〕 防災都市づくり部	住宅の耐震化率 95%	住宅の耐震化率（推計） 93.6% ・荒川区耐震改修促進計画を改定し、令和 12 年度末の新たな耐震化目標を定めるとともに、共同住宅の多い区の実態を考慮して、棟数の耐震化率も推計した	△	・令和 8 年度に制度拡充を行った木造建物耐震化推進事業の障がい者等世帯への加算措置や緊急輸送道路沿道建物の耐震化補助制度について、HP等で周知啓発を行い、耐震化を推進する ・不燃化特区制度による建替えや除却の促進 ・安価で工期の短い耐震改修工法の普及・啓発による木造住宅耐震化の促進 ・管理組合の合意形成支援による分譲マンション耐震化の推進

対策項目	⑫ 火災の拡大防止			
実施内容	・震災に伴う火災の発生に迅速に対応し、延焼防止を図るため、区民及び区内事業所等の協力を得ながら、地域危険度が高い地域へ重点的に地域設置消火器等の設置を進めるとともに、地下水や河川水等を消火用水として活用することができる永久水利施設の整備を進める。 ・初期消火の実行性を高めるため、防災訓練等を通じて消火器や永久水利施設の使用方法等について周知啓発を図る。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和 7 年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
地域設置消火器の拡充 〔所管部〕 危機管理部	・一次避難所及び二次避難所への建物設置型消火器の設置 ・木密地域を中心とした地域設置消火器の増設 ・防災訓練や避難所開設・運営訓練等における地域設置消火器の利用方法等に関する周知啓発	・建て替え予定を除く、一次避難所及び二次避難所 59 箇所に地域設置消火器を設置（木造密集地域については本数を増強） ・地域の防災訓練における初期消火訓練 ・あら B O S A I 2026 における周知啓発を実施	○	・木造密集地域を中心に、区施設への地域設置消火器を増設する ・地域設置消火器の利用方法等について、区報、区ホームページ、各種イベント等の様々な機会を捉えて啓発する
永久水利施設の整備及び送水訓練の実施 〔所管部〕 危機管理部 防災都市づくり部	・宮前公園永久水利施設設備設計の実施 ・消防署や消防団等と連携した送水訓練の実施 ・送水動作の確認	・消防署や消防団、防災区民組織と連携した送水訓練の実施 ・宮前公園永久水利施設設備設計の実施	○	・震災時に施設を活用した延焼防止活動が迅速に行えるよう、可搬式消防ポンプ、格納庫等の資器材を配備する ・関係機関が連携した実践的な送水訓練の実施を推進する ・宮前公園永久水利施設の整備完了に向けて、令和 8 年度から設備工事を実施するとともに、隣接する令和あらかわ病院との一体的な災害医療活動の拠点に必要な設備として、上水道レベルにまで浄水処理ができる設備を備えた施設整備を併せて行う

対策項目	⑬ 道路の無電柱化			
実施内容	・無電柱化は、都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を目的としている。 ・令和元年7月に策定した「荒川区無電柱化推進計画」に基づき、優先整備路線（10路線）について整備を進めている。 ・無電柱化推進計画においては、これまで実施してきた都市計画道路とともに、木造住宅密集地域内の主要生活道路についても計画的に実施していく。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和7年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
無電柱化の推進 〔所管部〕 防災都市づくり部	【第二峡田小学校北側道路】 ・工事完了	【第二峡田小学校北側道路】 ・工事完了	○	・令和6年度で工事は完了しており、適切な維持管理に努める
	【荒川遊園通り】 ・引込連系管工事	【荒川遊園通り】 ・引込連系管工事	○	・令和7年度に電線共同溝工事を実施し、8年度は不要となった電柱の撤去を行った上、道路の整備工事を実施する
	【補助331号線】 ・電線共同溝本体工事（2工区）	【補助331号線】 ・電線共同溝本体工事（2工区）	○	・令和8年度当初からの電線共同溝本体工事着手に向けた発注準備を行う
	【優先整備路線完了実績（累計）】 ・4路線	【優先整備路線完了実績（累計）】 ・4路線	○	・優先整備路線（全10路線）の設計や整備工事を進める ・令和8年度に予定されている東京都の無電柱化推進計画改定を受けて、区の無電柱化推進計画についても改定作業を進める

3 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

対策項目	① 道路・橋梁の安全化			
実施内容	・「荒川区が管理する道路の維持管理基準」に基づき、舗装の劣化状況を把握する路面性状調査や、道路附属物の健全度の確認等を行う道路ストックの総点検、路面下の空洞発生状況を確認する路面下空洞調査、橋梁の健全度を確認する定期点検について、5年に1度実施する。 ・災害時においても道路・橋梁利用者の安全な通行や円滑な災害救援活動を確保するため、調査・点検結果で判明した危険箇所を、改修・補修工事の実施に反映させる。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和7年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
道路の点検及び調査 〔所管部〕 防災都市づくり部	・路面下空洞化対策工事 ・道路改修工事	・路面下空洞調査を実施 埼玉県八潮市の道路陥没事故を受け、下水道幹線が埋設されている区道約2kmにおいて、路面下空洞調査を一部前倒しして実施 ・路面下空洞箇所対策工事を実施 路面下空洞調査で確認した空洞の補修を14箇所実施 ・道路改修工事を6路線実施	○	・令和8年度は下水道主要枝線が埋設されている路線の路面下空洞調査を行い、令和9年度以降は前年度の調査結果により実施周期を見直しを検討する ・調査結果等をもとに、路面下空洞箇所対策工事や道路改修工事を行う ・道路附属物についても計画的に調査を行う
橋梁の点検及び調査 〔所管部〕 防災都市づくり部	・定期点検 (下御隠殿坂跨線道路橋・第二日暮里跨線道路橋・紅葉坂跨線人道橋) ・日常点検(年4回)	・定期点検 下御隠殿橋及び第二日暮里跨線橋の点検を実施 ・日常点検 目視による点検を実施 紅葉橋：毎月 下御隠殿橋及び第二日暮里跨線橋：年4回	○	・定期点検結果をもとに補修工事等に向けて関係機関と調整を行うとともに、橋梁長寿命化修繕計画の改定に向けた検討を進める ・紅葉橋：毎月目視による点検を実施する ・下御隠殿橋及び第二日暮里跨線橋：年4回目視による点検を実施する

4 広域的な視点からの応急対応力の強化

対策項目	① 災害対策本部の活動体制の強化			
実施内容	・ 平時から防災関係機関等と連携した災害対策本部訓練を実施することにより、各機関等との連携を高めるとともに、訓練を通じて抽出された課題について、防災関係機関及び各部と協議・検討し、マニュアル等の改善を図る。 ・ 持続可能な活動体制を確保するため、職員用の備蓄物資の充実を図る。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和7年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
防災関係機関等と連携した災害対策本部訓練の実施及びマニュアルの改善（次ページにつづく） 〔所管部〕 危機管理部 各部	・ 運用班訓練の実施 ・ 災対各部訓練の実施 ・ 消防署・警察署等の関係機関と連携した災害対策本部訓練の実施 ・ マニュアルの検証・改善 ・ 災対各部の応急対策業務の見直し・改善	【運用班】 ・ 各部及び関係機関リエゾン参加による訓練を実施し、連携の強化を図った 【災対総務企画部】 ・ 運用班と連携した訓練を実施 【災対管理部】 ・ 地震発生時における初動訓練及び避難器具を使用した実地訓練の実施 【災対区民生活部】 ・ 所管施設との通信訓練、情報収集・分析による避難所開設準備及び帰宅困難者対応訓練の実施 【災対地域文化スポーツ部】 ・ 災害時連携協定を締結している事業者との合同訓練の実施 【災対産業経済部】 ・ 日暮里南公園において実践的な給水ステーション開設訓練を実施 【災対環境清掃部】 ・ 地震発生時における初動訓練及び災害廃棄物処理に係る訓練の実施 【災対福祉部】 ・ 災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を区として初めて開催 【災対健康部】 ・ 関係機関による医療救護連携訓練の実施及びマニュアルの改訂 【災対子ども家庭部】 ・ 保護者が引取りに来られない場合を想定した訓練を実施	○	【運用班】 ・ 委託により、専門的な視点を取り入れ、実効性の高い訓練を実施する 【災対政策企画部】 ・ 重点的な訓練が必要なフェーズを選択して実践に即した訓練を実施する 【災対総務部】 ・ 本庁舎全体における訓練を検討・実施する 【災対区民生活部】 ・ 訓練後の課題に応じた必要な訓練を重点的に実施する 【災対地域文化スポーツ部】 ・ 訓練を踏まえて発災時対応マニュアルを更新する 【災対産業経済部】 ・ 実践的訓練を踏まえ、更なる開設運営マニュアルの改善を図る 【災対環境清掃部】 ・ 訓練における課題を踏まえたマニュアルの改善 【災対福祉部】 ・ 福祉避難所等で実践的な訓練を開催しマニュアルの改善を図る 【災対健康部】 ・ 災害対応の実効性を高めるための図上訓練の実施を検討する 【災対子ども家庭部】 ・ 保育体制等について検討する

取組（指標） 〔所管部〕	令和 7 年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
防災関係機関等と連携した災害対策本部訓練の実施及びマニュアルの改善 〔所管部〕 危機管理部 各部		【災対防災都市づくり部】 ・警察及び協定事業者と協働した道路啓開訓練の実施 ・被災者台帳作成システム・住家被害調査システム操作研修の実施		【災対防災都市づくり部】 ・令和 7 年度の訓練に加え、災害時の罹災証明発行及び被災者生活再建支援にむけた体制の構築を図る
職員用備蓄の確保及び充実 〔所管部〕 危機管理部	・3 日分以上の備蓄の確保 ・長期的な災害対策・復興活動に備えた備蓄物資の検討	・食料・飲料・携帯トイレについて、3 日分以上を確保している ・全職員に対し、執務机等に 1 日分の備蓄を行うよう周知	○	・3 日分以上の備蓄を継続する ・長期的な災害対策・復興活動に必要な物資の備蓄

対策項目	② 受援・応援体制の構築			
実施内容	・災害発生時に区だけで全ての対策を行うことは困難であることを踏まえ、他自治体との相互応援協定や防災関係機関・民間団体等との応援協定の締結に向けた協議及び締結を進める。 ・協定締結団体等と連携した訓練などを通じて、「顔の見える関係」を構築し、更なる体制強化を図る。 ・災害時のフェーズに応じた実効性のある受援・応援体制を確保するため、平時から荒川区受援・応援ガイドラインや関係マニュアルを整備するとともに、必要に応じて、マニュアルの新規作成や改善を行う。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和 7 年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
協定締結自治体・団体等との連携強化及び新たな協定締結に向けた検討（次ページにつづく） 〔所管部〕 各部	・協定締結自治体への視察や、協定締結団体等との協定内容の確認・訓練の実施などを通じた連携強化 ・更なる災害対策の強化に向けた新たな協定締結の検討	・各協定事業者と緊急連絡先の相互確認の実施及び協定内容の確認と必要に応じた見直しを実施 ・災対訓練における協定事業者・団体等、関係機関の参加を通じた連携体制の強化 【締結実績数】（R8.3 末） ・自治体：18 件 ・民間団体：185 件 ・行政機関等：32 件 【実績】 ・災害時等における無人航空機を活用した支援業務に関する協定書 ・大規模災害時における資機材等の貸与に関する協定書 ・協定自治体（福島市）へ訪問し、災害時の相互の支援体制について協議を実施 ・内閣府災害ケースマネジメント実施体制整備モデル事業を利用して実施した研修会に、協定団体の方々も参加 ・災害時高齢者等要配慮者への支援に関する協定締結団体とともにあら B O S A I 2026 へ出展し、災害時にも役立つフレイル予防について、区民に対して周知を図った ・妊産婦等への支援活動に関する協定を締結	○	・既に災害時協定を締結している自治体、民間企業については、視察・訪問や訓練の実施などを通じて連携強化を図る ・引き続き、新たな協定締結に向けて、検討及び打診を行う ・災害救助法が改正され「福祉的サービス」がメニュー化されたことも踏まえ、災害時の高齢者等要配慮者に対する支援の在り方等についてさらに検討を深め、必要な支援の提供を受けられる民間事業者等に対して協定の締結についてアプローチする ・改正法に基づく災害時の支援が実施できる体制について協定団体とともに理解を深める ・更なる災害医療対策の強化に向けて、薬剤師会の救護活動に関する新たな協定の締結等の検討を進める

取組（指標） 〔所管部〕	令和7年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
協定締結自治体・団体等との連携強化及び新たな協定締結に向けた検討 〔所管部〕 各部		・災害医療運営連絡会を開催し、区の緊急医療救護体制や関係機関との連携について相互確認を実施 ・東京都区部災害時透析医療ネットワークの区内担当者と透析医療患者への透析医療提供体制について検討した ・ペット避難が可能な一時収容施設（8事業所）と協定を締結		
災害時のフェーズに応じた荒川区受援・応援ガイドラインの整備及び関係マニュアルの更新・作成 〔所管部〕 危機管理部	・受援・応援ガイドラインの改善及び関連マニュアルの作成	・荒川区地域防災計画の修正に伴い、受援・応援ガイドラインの見直しについて検討	○	・最新の国や都の動向を踏まえた受援・応援ガイドラインの修正

5 情報通信の確保

対策項目	① 住民等への情報提供体制の整備			
実施内容	・災害発生時に、区民に対して迅速かつ効率的に災害情報を伝達する体制を強化するため、文字・音声による災害情報の伝達が可能な荒川区防災アプリの普及を推進するとともに、情報収集にハンディキャップのある障がい者等への災害情報受信機の配付を推進する。 ・協定締結団体等との訓練を通じて、情報伝達体制の強化を図る。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和7年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
荒川区防災アプリの普及 〔所管部〕 危機管理部	・区報や区ホームページ、防災講話等を活用したアプリの普及促進 ・適宜機能改善	・ダウンロード件数26,560件(令和8年3月末現在) ・区報や区ホームページ、防災講話等の様々な媒体や機会を活用したアプリの普及促進を実施 ・新規機能の追加に伴う大幅な改修を実施 【主な追加機能】 ・自宅や任意の場所を予め登録し、登録地点の周辺の防災情報を表示するマイページ機能 ・防災マップ上の任意の場所の防災情報を表示する災害リスク表示機能 ・防災情報の音声読み上げ機能 ・通知バッジ、通知ドット表示機能 ・周囲に自分の居場所を知らせる防災ブザー機能 ・情報配信機能の拡張による防災普及啓発の強化	○	・改修後の防災アプリの機能について、防災講話やイベントでの周知に加え、スマホ教室や高齢者スマホ購入費助成事業でも紹介するなど、関係部署と連携を図り、高齢者や障害のある方にも活用してもらえるよう普及啓発に努める

取組（指標） 〔所管部〕	令和 7 年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
災害情報受信機配付事業の推進 〔所管部〕 危機管理部	・ 区報や区ホームページ、防災講話等を活用した災害情報受信機の周知	・ 貸与件数 89 件（令和 8 年 3 月末現在） ・ 貸与者へアンケート調査を実施 ・ 聴覚障害者団体へ防災講話を開催し、周知や情報収集に関するアンケート調査を実施 ・ 視覚障害者団体の月例会へ参加し、周知や情報収集に関するアンケート調査を実施	○	・ 災害情報受信機の保守事業者から、令和 8 年度 7 月末をもってアプリケーションのサービス終了を通達されたため、貸与事業を終了する ・ 災害情報受信機に代わる情報収集の方法について、周知や普及啓発を実施する ・ 高齢者や障がい者等へ荒川区防災アプリにおける、防災情報の強化や災害リスク表示機能及び防災情報の音声読み上げ機能の追加を周知し、防災アプリを活用した情報収集へ集約する
情報伝達体制の強化 〔所管部〕 危機管理部 政策企画部	・ 更なる情報伝達体制の強化に向けた新たな協定締結の検討 ・ つくば市との災害時ホームページ代理掲載訓練等の継続実施	・ つくば市との災害時ホームページ代理掲載訓練等の実施	○	・ つくば市との災害時ホームページ代理掲載訓練等を実施する

6 医療救護・保健等対策

対策項目	① 医療救護活動体制の整備			
実施内容	・災害拠点病院を早期に確保するとともに、医師会、荒川区災害医療コーディネーター等と連携し、災害時の医療救護所の配置や機能について適宜見直し、災害時における医療救護活動の実効性の向上を図る。 ・緊急医療救護所ごとの行動マニュアル等に基づき、様々な発災状況を想定した医療救護連携訓練を実施するとともに、定期的に災害拠点病院や災害拠点連携病院等の医療機関、防災関係機関と協議を行い、連携の強化を図る。 ・医療救護連携訓練で抽出された課題について適宜検証・見直しを行うとともに、都立大学や交流都市との連携による物資供給や受援体制の検討を行い、発災初期の医療救護活動体制の充実・強化を図る。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和7年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
災害拠点病院の確保 及び緊急医療救護所の 拡充 〔所管部〕 健康部	・災害拠点病院との連携 ・災害拠点連携病院前への医療救護所の配置調整 ・緊急医療救護等のマニュアルの改善 ・区ホームページ、各種SNS、防災アプリ、区災害情報サイトによる緊急医療救護所となる施設等の災害医療体制の周知	・令和あらかわ病院との連携を緊密にするため、区から連絡調整役のリエゾンを派遣することとした ・令和あらかわ病院との医療救護連携訓練において、傷病者の搬送調整から受け入れまでの一連の流れを病院担当者と確認した ・緊急医療救護所の設置場所について、新たにポスターを作成し、区ホームページや各種SNS、あらかわBOSA I 2026などのイベントで周知した ・災害時の連絡方法を複数確保するとともに、円滑な連絡を行うため、傷病者の搬送調整などの連絡方法を変更した ・医療救護連携訓練の実施状況を踏まえ、行動レベルまで記載したマニュアルに改訂した	○	・災害対応の実効性を高めるための図上訓練の実施を検討する ・区民に対して、引き続き周知を図るとともに、医療救護連携訓練の課題等を踏まえ、見直しを検討する

取組（指標） 〔所管部〕	令和 7 年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
都立大学等との連携による医療救護活動体制の充実・強化 〔所管部〕 健康部	医療人材・資器材等の受援体制及び町屋地区における緊急医療救護所機能の拡充に関する都立大学との調整	- 区の災害医療施策の推進に係る取組の実施に当たり、専門的知見を有する都立大学の教授を新たに災害医療アドバイザーとして委嘱し、方針や施策等に関する助言、指導及び提案等を受ける協力体制を確保した - 災害医療アドバイザーから、医療救護連携訓練実施時に、医師をはじめとした医療職の対応や緊急医療救護所の運営について助言・指導を受けた	○	- 令和 8 年度も同教授に災害医療アドバイザーを委嘱することとしており、引き続き連携を図る - 都立大学の緊急医療救護所以外の活用の可能性について、引き続き検討する
緊急医療救護所マニュアルに基づく医療救護連携訓練等の実施 〔所管部〕 健康部	- 災害医療に関する講習会（動画研修・通信訓練）、事前訓練の実施 - 医療救護連携訓練の実施（トリアージ、通信訓練、傷病者搬送等） - 東京都防災通信訓練（E M I S）の実施 - 訓練の実施を通じた課題の抽出・マニュアルの改善	- 緊急医療救護所のマニュアルを行動レベルまで記載した内容に改訂するとともに、健康部全職員に対して同マニュアルに基づく動画研修を実施 - 傷病者の搬送調整などの連絡手段について、Google スプレッドシートの活用による重層化を図り、通信訓練を実施 - E M I S による医療機関の被災状況確認の操作訓練を実施	○	災害対応の実効性を高めるための図上訓練及び医療資器材・医薬品の運搬訓練の実施を検討する
医師会等と連携した活動体制の整備 〔所管部〕 健康部	- 災害医療運営連絡会の実施による医師会等との定期的な協議 - 医師会等の災害医療に関する災害時協定団体・事業者との連絡体制の確認 - 各避難所における専門職チームによる巡回調整	- 災害医療運営連絡会を開催し、区の緊急医療救護体制や関係機関との連携について相互確認を実施 - 三師会等との災害医療体制に関する協議を適宜実施 - 発災時における医師会等との関係団体との連絡体制について、相互に確認 - 発災から 72 時間後に、医師が避難所の医療救護所を巡回することについて、医師会と協議 - 歯科医師会と調整し、歯科保健医療活動を歯科医師会館において実施することで合意	○	- 区医師会による避難所の巡回診療の実施体制について検討するとともに、外部応援機関（DMAT、JM AT、日本赤十字社、保健師応援チーム等）の派遣も含め、具体的な巡回体制を検討する - 災害薬事コーディネーターを中心に、薬剤師会と服薬指導の体制充実に向けて更なる連携を検討する - 歯科医師会と調整し、歯科保健医療活動の実施場所の拡充を検討する

対策項目	② 医療資器材の充実及び災害医療拠点エリアにおける備蓄体制の整備			
実施内容	・これまで備蓄を進めてきた既存の災害用医療資器材について、常に適切な処置ができるよう随時内容の見直しや更新を行う。 ・各緊急医療救護所は、開設場所である病院や学校のスペースの関係から医療資器材の備蓄場所を同施設内に確保できず、近隣の備蓄倉庫等から運ぶ必要があるため、発災時の初動体制が大きな課題となっている。病院や学校にこれまで以上に働きかけ、各施設内に備蓄場所を確保できるよう調整を進める。 ・これらの取組みに加え、災害拠点病院となる令和あらかわ病院に隣接する宮前公園（第三期）において整備予定の医療用備蓄倉庫や永久水利等を活用し、医療資器材及び医療水利の確保を図る。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和 7 年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
医療資器材の備蓄体制の整備・充実 〔所管部〕 健康部	・既存の災害用医療資器材の備蓄状況（品目・数量・保管スペース）における医師会等との課題解決に向けた検討・検証	・医療資器材・医薬品について、一部で同一目的の備蓄が重複していることや、保管場所の確保が課題であったため、災害医療アドバイザーや医師会、薬剤師会の意見を踏まえて見直しを実施 ・緊急医療救護所までの搬送性を高めるため、医療資器材の保管場所を原則、拠点備蓄倉庫にすることとし、保管場所が分散していた課題を解消 ・歯科医師会と調整し、歯科保健医療活動を歯科医師会館において実施することとし、新たに、歯科診療用資器材を備蓄	○	・医療資器材・医薬品については、災害医療アドバイザーや災害時に実際に使用する医師会、薬剤師会の意見を踏まえて、引き続き見直しを図る ・災害対応の実効性を高めるための図上訓練及び医療資器材・医薬品の運搬訓練の実施を検討する
災害医療拠点エリアの整備 〔所管部〕 健康部 防災都市づくり部	・宮前公園（第三期）における医療用備蓄倉庫・永久水利の基本設計及び実施設計	・宮前公園内に医療資器材の備蓄倉庫を整備 令和 7 年度 設計（済） 令和 8 年度 工事 ・永久水利の活用については、令和あらかわ病院に配管を接続し、同院における災害時の医療活動に活用することを検討 ・宮前公園（第三期）における永久水利の設備設計の実施	○	・宮前公園を災害拠点支援エリアとして活用できるよう、引き続き、関係所管及び令和あらかわ病院と調整を進める ・宮前公園永久水利施設の整備完了に向けて、令和 8 年度に設備工事を実施する

対策項目	③ 遺体の収容に係る体制整備			
実施内容	・歯科医師会、警察署及び災害時協定事業者と連携し、災害時の遺体収容所及び必要資器材の確保を図る。 ・円滑に遺体収容所を運用するため、事前に区、歯科医師会、警察署、自衛隊及び災害時協定事業者の関係機関等が連携した活動マニュアルを作成する。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和7年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
遺体収容所・必要資器材の確保及び遺体収容所の活動マニュアルの整備 〔所管部〕 区民生活部	・遺体収容所の活動マニュアル作成に向けた関係機関との協議 ・遺体収容所の活動マニュアルの作成 ・遺体収容所における必要資器材の確保	・区と三警察署との意見交換会実施 ・区によるテント設営訓練に荒川警察署が参加 ・協定事業者と、過去の災害を踏まえた資器材確保に関する課題についての意見交換及び事業者施設の設備確認を実施	○	・検視・検案が可能なスペース確保が必要であることから、区内施設やテント等の活用について調査・検討する ・遺体用の消臭剤を備蓄し、衛生的な収容環境を構築する

7 帰宅困難者対策

対策項目	① 一時滞在施設における運営体制の整備			
実施内容	- 円滑な一時滞在施設の運営体制を確保するため、一時滞在施設運営事業者に対して、一時滞在施設運営マニュアルの作成やマニュアルに基づく訓練の実施を促す。 - 災害時における区と一時滞在施設運営事業者との通信体制を確保するため、一時滞在施設として指定する施設にMCA無線機を配備するとともに、定期的に通信訓練を実施する。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和7年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
一時滞在施設運営体制の強化 〔所管部〕 区民生活部 地域文化スポーツ部 産業経済部	- 一時滞在施設運営事業者との災害時における連絡窓口の確認 - MCA無線機等を活用した一時滞在施設との通信訓練の実施 - 一時滞在施設運営マニュアルの作成及び訓練の実施 - 訓練の実施を通じたマニュアルの改善 - 帰宅困難者向けの3日分以上の備蓄の促進	- 災害時における一時滞在施設運営事業者の連絡窓口の確認 - 一時滞在施設における建物設備（E V、トイレ、水道等）や職員体制等の現況確認 - 一時滞在施設運営マニュアルの作成・確認 - 一時滞在施設に対する、東京都が実施する帰宅困難者対策オペレーションシステムに係る操作説明会の周知及び操作訓練の実施 - MCA無線機や防災スマートフォンを利用した一時滞在施設との通信訓練の実施 - 他自治体における一時滞在施設の運営訓練・MCA無線機等通信訓練の見学及び運営事業者への情報提供 - 帰宅困難者向けの1日～3日分の備蓄の整備	○	- 災害時における一時滞在施設運営事業者の連絡窓口の確認、定期的に東京都が実施する帰宅困難者対策オペレーションシステムに係る操作説明会への参加、開設・運営に必要な物品や備蓄品について検討、整備する - 事業者に対して開設・運営マニュアルの作成及びマニュアルに基づく訓練の実施を促進する - 帰宅困難者向け備蓄物資の追加購入（3日分の確保） - MCA無線機を活用した通信訓練の実施

8 避難者対策

対策項目	① 避難所の管理運営体制の整備			
実施内容	・避難所運営委員会や避難所開設・運営訓練を実施するとともに、各一次避難所に避難所開設キットを導入する等、防災区民組織が迅速かつ円滑に一次避難所の開設及び運営ができる体制を強化するほか、避難所周辺の在宅避難者に対する物資の配給体制等、在宅避難者の支援体制を整備する。 ・二次避難所及び福祉避難所については、避難対象者及び避難方法について様々な機会を活用して周知を行うほか、避難所の開設及び運営マニュアルに基づく訓練を実施するとともに、必要な備蓄物資の確保・充実を図り、避難所における管理・運営体制のさらなる整備を図る。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和7年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
【再掲】医師会等と連携した活動体制の整備 〔所管部〕 健康部	・災害医療運営連絡会の実施による医師会等との定期的な協議 ・医師会等の災害医療に関する災害時協定団体・事業者との連絡体制の確認 ・各避難所における専門職チームによる巡回調整	・災害医療運営連絡会を開催し、区の緊急医療救護体制や関係機関との連携について相互確認を実施 ・三師会等との災害医療体制に関する協議を適宜実施 ・発災時における医師会等との関係団体との連絡体制について、相互に確認 ・発災から72時間後に、医師が避難所の医療救護所を巡回することについて、医師会と調整した ・歯科医師会と調整し、歯科保健医療活動を歯科医師会館において実施することで合意	○	・区医師会による避難所の巡回診療の実施体制について検討するとともに、外部応援機関（DMAT、JMAT、日本赤十字社、保健師応援チーム等）の派遣も含め、具体的な巡回体制を検討する ・災害薬事コーディネーターを中心に、薬剤師会と服薬指導の体制充実に向けて更なる連携を検討する ・歯科医師会と調整し、歯科保健医療活動の実施場所の拡充を検討する

取組（指標） 〔所管部〕	令和 7 年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
一次避難所運営力の向上、マニュアル等の改善 〔所管部〕 危機管理部	・一次避難所運営マニュアルの改定（19 か所分） ・避難所開設キットの追加導入（19 か所分） ・避難所開設キットを用いた避難所開設・運営訓練の実施	・一次避難所運営マニュアルの改定（19 か所分） ・避難所開設キットの追加導入（19 か所分） ・避難所開設キットを用いた避難所開設・運営訓練の実施 ・避難所担当職員向け研修動画の作成・実施	○	・避難所開設キットを用いた避難所開設・運営訓練を実施する ・避難所開設キットの修正 ・避難所運営基準及び一次避難所開設・運営マニュアルの見直し ・町会・自治会を対象とした防災士の資格取得支援を実施し、地域に根差した防災士の育成を図ることで、住民主体の避難所運営体制を強化する。 ・避難所受付の効率化のため、避難所受付システムの導入について検討する ・また、避難所受付システムを管理、運用するための P C を各避難所へ 1 台ずつ配備する
二次避難所運営力の向上、マニュアル等の改善 〔所管部〕 総務部 危機管理部 区民生活部 地域文化スポーツ部 子ども家庭部 教育委員会事務局	・二次避難所開設・運営訓練の実施 ・訓練を通じたマニュアルの改善	・二次避難所開設・運営訓練の実施 ・ふれあい館等を対象とした M C A 無線機のグループ通信を使用した通信訓練の実施 ・備蓄されているエアーマットの使用を想定した訓練の実施 ・可搬式蓄電池等の備蓄物資の拡充 ・二次避難所開設・運営マニュアルの確認 ・訓練を通じたマニュアルの更新 ・学童クラブ及びひろば館の運営に係る安全計画の策定	○	・避難所の開設及び運営マニュアルに基づく訓練を実施し、更なる体制の整備を図る ・開設マニュアルを策定していない施設においては、策定に向けた検討を行う

取組（指標） 〔所管部〕	令和7年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
福祉避難所運営力の向上、マニュアル等の改善 〔所管部〕 福祉部	・福祉避難所開設・運営訓練の実施 ・訓練を通じたマニュアルの改善 ・福祉専門職等への支援体制の検討 ・避難行動要支援者等に関する避難誘導方法等の検討	・特別養護老人ホームや在宅高齢者通所サービスセンターにおいて、福祉避難所開設訓練を実施 ・内閣府災害ケースマネジメント実施体制整備モデル事業を利用し、災対福祉部の訓練において、災害救助法の改正や災害ケースマネジメントに関して学ぶ研修会を実施 ・また、当該事業において実施の「能登半島事例調査・ヒアリングプログラム」に、健康部職員とともに参加し、実際に被災した自治体の福祉避難所の様子や支援体制、対策の在り方等について理解を深めた ・福祉避難所に導入した蓄電池等について、区及び施設職員の共同で動作確認を行い、災害時に即座に稼働させるための手順を確認	○	・社会福祉法人等、災害時に密に連携が必要な団体等とともにマニュアルを見直す ・また、事業所BCPなどの確認を行い、より実行性のあるマニュアルとなるよう相手方と協議を行う ・災害時、全施設で速やかに蓄電池を稼働できるように、定期的に施設に巡回し、動作確認を行うとともに、適宜メンテナンスを行う ・福祉避難所に区職員を派遣し、福祉避難所と災対福祉部本部との情報交換や連携に係る訓練を実施する

対策項目	② 高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児及びその保護者への対策			
実施内容	・震災時における身体防護、火災の防止、避難経路の確保及び在宅避難の実現を図るため、家具類の転倒・落下・移動防止器具や感震ブレーカー、防災ベッド、耐震シェルターの設置について、一層の周知・促進を図る。 ・情報収集にハンディキャップのある障がい者等に対して迅速かつ効率的に災害情報を伝達する体制を強化するため、災害情報受信機の配付を推進する。 ・災害時における地域での避難行動要支援者の速やかな安否、所在確認の実現を図り、警察、消防、自衛隊等の迅速かつ円滑な救護・救援活動につなげるため、避難行動要支援者のうち特に避難に支援を必要とする方への個別避難計画の作成を推進する。なお、高齢者については、作成対象者の過半数が施設入所等により毎年入れ替わることから、継続的な作成勧奨を実施できないケースが多いが、担当するケアマネジャーへの周知や連携等を工夫していく。障がい者については、策定していない方に対し、計画相談事業所や通所事業所など、あらゆる方面からの勧奨を引き続き行う。 ・家族の年齢構成や性別等を考慮した、各家庭の状況に応じた防災対策が必要であることについて、様々な媒体や機会を活用し、周知啓発を行う。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和 7 年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
【再掲】家具類の転倒・落下・移動防止器具の設置の推進 〔所管部〕 危機管理部	実施率 (区政世論調査) 78%	実施率 67.3% ※第 50 回荒川区政世論調査(令和 7 年度)に基づく	△	・助成制度の周知強化のため、区報や区ホームページ、各種 SNS 等の様々な媒体を活用する ・特に令和 7 年度から助成範囲を拡大した木造密集地域への周知を重点的に実施する
	設置助成件数 40 件	設置助成件数 42 件		
【再掲】感震ブレーカーの設置・配付の推進 〔所管部〕 危機管理部	実施率 (区政世論調査) 27%	実施率 23.0% ※第 50 回荒川区政世論調査(令和 7 年度)に基づく	△	・避難所開設・運営訓練での周知を継続するとともに、不燃化特区事業や、ゆりかご面接など、庁内で連携を図りながら積極的に周知する ・区内の消防署と連携し、消防署主催事業や各種イベント等において、助成制度の周知を図る
	設置助成・配付件数 700 件	設置助成件数 137 件 無料配付件数 24 件		
【再掲】防災ベッド、耐震シェルターの設置の推進 〔所管部〕 防災都市づくり部	助成金交付申請数 6 件	助成金交付実績 2 件 ・区営及び町会掲示板への掲示やあら B O S A I 2026 への出展などによる普及啓発を実施	△	・区営、町会掲示板への掲示やあら B O S A I への出展などによる普及啓発を行う ・令和 8 年度から、支援の対象を要介護及び要支援認定者に拡大し、設置を推進する

取組（指標） 〔所管部〕	令和 7 年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
【再掲】災害情報受信機配付事業の推進 〔所管部〕 危機管理部	区報や区ホームページ、防災講話等を活用した災害情報受信機の周知	- 貸与件数 89 件（令和 8 年 3 月末現在） - 貸与者へアンケート調査を実施 - 聴覚障害者団体へ防災講話を開催し、周知や情報収集に関するアンケート調査を実施 - 視覚障害者団体の月例会へ参加し、周知や情報収集に関するアンケート調査を実施	○	- 災害情報受信機の保守事業者から、令和 8 年度 7 月末をもってアプリケーションのサービス終了を通達されたため、貸与事業を終了する - 災害情報受信機に代わる情報収集の方法について、周知や普及啓発を実施する - 高齢者や障がい者等へ荒川区防災アプリにおける、防災情報の強化や災害リスク表示機能及び防災情報の音声読み上げ機能の追加を周知し、防災アプリを活用した情報収集へ集約する
避難行動要支援者の個別避難計画の策定支援 〔所管部〕 福祉部	検証結果等に基づく個別避難計画の策定の勧奨・支援	- 個別避難計画未策定者への調査の結果、対象者及び親族に対する、計画策定の必要性・重要性についての啓発が不十分であると推察された - 個別避難計画未策定者の調査・検証を行い、その結果に基づき、区職員をはじめ、計画相談事業所を通じて、未策定者の策定勧奨・支援を行った	△	- 対象者及び親族が計画策定の必要性・重要性を理解できるよう、委託先居宅介護支援事業所（ケアマネジャー等）に対し、説明会の実施等を通じて周知啓発を行う - 引き続き、ケースワーカーをはじめ、区内の計画相談事業所から、個別避難計画未策定者へ、策定の必要性、重要性を説明し、策定率向上に向けて周知啓発を行う
	個別避難計画策定率 高齢者 60% 障害者 57%	個別避難計画策定率 高齢者 51.3% (413 人/805 人) 障害者 64.4% (2,992 人/4,644 人)		

取組（指標） 〔所管部〕	令和7年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
家庭の状況に応じた 防災対策の啓発 〔所管部〕 危機管理部 福祉部 健康部 子ども家庭部	・民生委員や介護事業所、地域包括支援センター等を通じた周知啓発 ・福祉避難所開設・運営訓練や福祉・介護に関する講演・イベントの開催時の周知啓発 ・パンフレット等を活用した、乳幼児がいる世帯への災害対策の周知啓発 ・防災講話や出張あらBOSA I等における配慮を要する方向けのパネル展示や備蓄展示（食料や生活用品の備蓄物資の実際の必要量を展示）の実施	・防災講話等で小学生や高齢者に対し、地域の災害リスクや屋内安全対策、ローリングストック等について普及啓発を実施 ・出張あらBOSA I等のイベントでは備蓄物資の展示を行い、区民へ7日間備蓄の必要量を目で見て実感していただき、家庭内備蓄の重要性を啓発 ・民生委員及び児童委員を対象とした都民防災教育センター（防災館）への管外研修の実施 ・災害時高齢者等要配慮者への支援に関する協定締結団体とともにあらBOSA I 2026 へ出展し、災害時にも役立つフレイル予防について、区民に対して周知を図った【再掲】 ・内閣府災害ケースマネジメント実施体制整備モデル事業を活用し地域医療・福祉・介護事業者を対象とした研修会を実施【再掲】 ・妊娠届出者に対する面接（ゆりかご面接）や新生児全戸訪問において、妊産婦・乳幼児専用の二次避難所（ゆいの森あらかわ）の案内や防災アプリの登録案内等、防災対策に関するチラシを配布 ・「あらかわ子育て応援ブック」に防災地図、ハザードマップ及び防災アプリに関する記事を掲載し、災害対策の周知啓発を実施 ・9月1日に区内保育施設（85施設）において、震災を想定した防災訓練を実施し、災害伝言ダイヤルの利用や備蓄についての資料を配布、保育園の備蓄食品の展示等による普及啓発を行うとともに、保護者への引き渡し訓練も実施【再掲】	○	・7日間備蓄の実物展示や啓発用の備蓄品配布等を通じて、備蓄品を身近に感じてもらうことで、家庭内備蓄の普及促進を図る ・災害時に支援の担い手となる方々への周知啓発を強化する ・支援の担い手への周知啓発を強化するとともに、高齢者のみまもりネットワークの活用や医療・福祉・介護事業者との平時からの関係構築を通じ、災害時の相互支援体制の整備を図る【再掲】 ・災害時に配慮が必要な妊産婦や乳幼児に対して、訪問等の接触機会を活用した周知に努める ・「あらかわ子育て応援ブック」に防災地図、ハザードマップ及び防災アプリに関する記事を掲載し、災害対策の周知啓発を図る ・防災訓練時に備蓄についての資料配布や、保育園の備蓄食品の展示等を行い、普及啓発を行う

対策項目	③ 女性の視点や多様性に配慮した対策			
実施内容	・女性の視点や多様性に配慮した避難所運営の重要性について、避難所開設・運営訓練や防災講話等の機会を活用して周知啓発を行う。 ・避難者の多様なニーズや避難生活に対する不安・悩み等に適切に対応するため、避難者への相談・支援体制の整備・充実を図る。 ・生理用品などの備蓄物資の充実を図るとともに、配布場所や配布方法について、避難者に配慮した避難所運営を行う。 ・平時から男女共同参画の推進とLGBTQ等の多様性の理解促進を図る。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和7年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
女性の視点や多様性に配慮した避難所における管理運営・支援体制の整備及び周知啓発 〔所管部〕 総務部 危機管理部 区民生活部 地域文化スポーツ部 福祉部 子ども家庭部	・避難所運営委員会や避難所開設・運営訓練における多様性に配慮した避難者への相談・支援体制の検証・改善 ・避難所における多様性に配慮したスペースやレイアウトの検討、避難所運営マニュアルへの反映 ・避難所開設・運営訓練や防災講話等における啓発	・「大規模災害時における男女共同参画センター相互支援システム」への加入による他自治体との連携体制の充実及び研修の受講 ・二次避難所の運営を担うふれあい館職員を対象に、女性の視点による避難生活に係る研修を実施 ・避難所運営委員会や避難所開設・運営訓練において、女性の視点や多様性に配慮した避難所運営の重要性について参加者へ周知啓発を実施し、避難所を運営する各部に女性を配置して訓練を実施 ・避難所における多様性に配慮したスペースやレイアウトについて、避難所運営マニュアル及び避難所開設キットに反映 ・外国人のための防災訓練を実施【再掲】 ・「外国人のための生活便利帳」において、災害の備えに関する啓発情報を掲載。やさしい日本語以外にも多言語（英語・中国語・韓国語）版で発行【再掲】 ・介護事業者向けに福祉と防災に関する講話を実施	○	・関係団体等と連携し、女性の視点や多様性に配慮した避難所の管理運営・支援体制の整備と周知啓発を行う。 ・避難所運営委員会や各種訓練を通じて、女性の参加促進、生理用品の備蓄・配付時の配慮、着替え用テントの設置、パーソナルスペースの確保を進める。 ・外国人を対象とした防災訓練を実施するとともに、「外国人のための生活便利帳」の多言語化に向けた検討を進める【再掲】 ・支援の担い手への周知啓発を強化するとともに、高齢者のみまもりネットワークの活用や医療・福祉・介護事業関係者との平時からの関係構築を通じ、災害時の相互支援体制の整備を図る【再掲】

取組（指標） 〔所管部〕	令和7年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
男女共同参画の推進 及び多様性の理解促進 〔所管部〕 総務部	- 男女共同参画の推進に係る講座等の実施 - 講座等を通じた防災意識の向上	- 男女共同参画推進講座で女性の視点を取り入れた避難所運営に関する講座を実施 - 荒川区男女共同参画推進計画に防災対策を盛り込み改定	○	- 引き続き、男女共同参画の推進、男女平等の意識づくりに資する女性のための防災講座等を実施し、防災意識の向上を図る - 改定した荒川区男女共同参画推進計画に基づき防災対策を推進する

対策項目	④ 動物救護			
実施内容	- 災害発生時に、ペットの飼い主が避難所等に行かずに自宅でペットと共に生活できるよう、飼い主に対して、在宅避難するための自宅の耐震工事や家具類の転倒・落下防災対策等の安全対策、備蓄の実施について、避難所開設・運営訓練や防災講話等の機会を活用して意識啓発を図る。また、自宅で過ごせない場合に備え、友人、知人、親戚宅などの避難所以外の避難先の確保や、避難する際の備蓄品（収容ケージやペットの7日分以上（少なくとも5日分）の水及び餌等）、無駄吠えなどへのしつけなど、平時から行うべき備えについて周知啓発を図る。 - 動物病院や獣医師会、防災区民組織、災害時協定事業者等との連携により、各地区1か所の災害時のペットの避難施設の確保や保護・治療体制を構築する。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和7年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
ペットの飼い主への事前の備え及び区民へのペットの避難に関する意識啓発 〔所管部〕 健康部	- 犬や猫の飼い方講習会における災害時の備えに関する啓発 - 飼い主への啓発チラシの配付 - 区報や区ホームページ、防災地図等による震災への備えに関する周知啓発 - 区報や区ホームページ、防災地図等による水害時におけるペットの避難に関する周知啓発	- 飼い方講習会の実施 - 狂犬病予防注射関係書類に飼い主への啓発チラシを同封 - 区ホームページにおけるペット防災ページの新設、更新 - ケーブルテレビ番組「行政ナビ」において、ペット防災に関する内容を放送 - 区内獣医師会加盟動物病院（12か所）でペット防災チラシを配布 - 本庁舎及び区内民間事業所1か所においてパネル展を実施	○	- 広報や区ホームページを活用して飼い主への啓発を図る（令和8年度：9月の区報に掲載） - 飼い方講習会において災害への備えをテーマの一つとして啓発を実施する - 区内動物関連民間事業所と連携しペット防災の普及啓発に取り組む

取組（指標） 〔所管部〕	令和 7 年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
動物の避難体制の整備 〔所管部〕 健康部	・避難所開設・運営訓練における飼い主への在宅避難に対する備えやペットを避難させる際の注意事項等に関する周知啓発 ・獣医師会や民間事業者との災害時協定に基づく協力体制の構築及び各地区 1 か所のペット避難施設の確保 ・荒川自然公園整備期間（令和 8～9 年度予定）における動物の避難代替施設等の検討	・避難所開設・運営訓練において、ペット避難に関する周知啓発の実施 ・ペット避難が可能な一次避難所（10 か所）を公表 ・ペット避難が可能な一次避難所へのペット用衛生消耗品を備蓄 ・ペット避難が可能な一時収容施設（8 事業所）と協定を締結【再掲】 ・荒川区獣医師会会議において、ペット防災に関する課題等の整理・共有 ・ペットの避難場所として、災害時協定に基づき確保するトレーラーハウスの設置場所の検討 ・あら B O S A I 2026 において、飼い主及び一般来場者が参加できるペット防災クイズを実施し、ペット避難への理解促進、飼い主へ普及啓発を実施	○	・避難所開設・運営訓練において、ペット避難に関する周知啓発を実施する ・災害時の獣医療体制整備に向けて、荒川区獣医師会等と連携強化を図るとともに、動物避難訓練の実施を検討する ・地域のバランスを見ながらペット避難の受け入れ可能な一次避難所を増やしていくとともに、学校施設の状況等を踏まえ、可能な限り屋内への避難を基本として飼養スペースを検討する ・動物の避難場所としてのトレーラーハウスの設置場所について関係部署との調整を図りながら検討する ・荒川自然公園整備期間の変更（令和 9～12 年度）にあわせて動物避難代替施設等を検討する

9 物流・備蓄・輸送対策の推進

対策項目	① 食料及び生活必需品等の確保			
実施内容	・災害時の道路状況や天候状況によっては東京都から支援物資の供給を受けることができない恐れがあるため、区として発災後3日分の備蓄数量を確保するとともに、高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児にも配慮した備蓄品目の充実を図る。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和7年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児に配慮した備蓄の推進 〔所管部〕 危機管理部 福祉部	・高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児等に配慮した備蓄物資の検討、適宜配備 ・ミキサー食等高齢者や障がい者に配慮した備蓄品の福祉避難所への配備 ・民生委員や介護事業所、地域包括支援センター等を通じた周知啓発 ・福祉避難所開設・運営訓練や福祉・介護に関する講演・イベントの開催時の周知啓発	・区民用備蓄物資増強に伴い、おかゆ、粉ミルク、液体ミルクを増強した。また液体ミルクを一次避難所への備蓄を開始 ・ミキサー食等高齢者や障がい者に配慮した備蓄品の配備を実施しており、食料品については3日以上備蓄	○	・区民用備蓄物資増強に合わせ高齢者や乳幼児等に配慮した備蓄物資の検討を図る ・高齢者や障がい者に配慮した食料品の買い替えを行うとともに、新たな備蓄物資の配備について検討を行う
区民用備蓄の充実 〔所管部〕 危機管理部	・区民用備蓄を1.2日分に増強 ・避難所における生活環境・衛生環境の向上に資する備蓄の推進 ・宮前公園の防災倉庫、備蓄倉庫の基本設計及び実施設計	・区民用備蓄を1.2日分に増強 ・避難所における生活環境向上のため、一次避難所にエアーマットを導入 ・二次避難所に蓄電池を導入 ・宮前公園防災備蓄倉庫の基本設計及び実施設計について、関係所管と調整	○	・JR ロジ・ソリューションズ株式会社が所有する大型倉庫を備蓄物資の保管先に活用し、より区民用備蓄の充実を図る ・区民用備蓄を1.5日分に増強 ・発災時のトイレ確保のため災害用トイレの充実 ・避難所生活環境向上のため、一次避難所にプライバシー確保の間仕切りテントの導入、また情報確保手段として使用する携帯電話の充電を目的とした蓄電池の導入 ・宮前公園防災備蓄倉庫の建築工事

10 住民の生活の早期再建

対策項目	① 応急危険度判定の体制整備			
実施内容	・災害時において的確かつ迅速に応急危険度判定を実施するため、事前に業務マニュアルを作成し、人員や判定資器材を確保する。 ・都と連携し、建築士の資格等を有する民間建築士に対し、応急危険度判定に関する講習の受講・登録を促進し、人員を確保する。 ・区内在住の判定員で構成される区判定員会の総会等を通じ、平時から連携体制を確立する。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和7年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
応急危険度判定を実施するための体制強化 〔所管部〕 防災都市づくり部	・訓練等を通じた業務マニュアルの確認・充実、必要な判定資器材の準備 ・区内の建築関連団体に判定士の登録促進に関する周知 ・連絡訓練を通じた区判定員との連携体制の確認	・応急危険度判定の調査記録にモバイルシステムを導入 ・建築関連団体に応急危険度判定士への登録を依頼するとともに、区内の判定士や関係団体へ区判定員会への参加を呼び掛けた ・区判定員会の会員を対象に、モバイルシステムを活用した調査判定研修を実施	○	・システムをいつでも使えるよう、定期的に操作確認を行う ・応急危険度判定士を増やすために、区の取り組みを周知する ・区判定員会との情報共有や訓練を行い、連携体制を維持する

対策項目	② 災害廃棄物（がれき・し尿等）処理体制の整備			
実施内容	・災害廃棄物等（がれき・し尿等）を迅速かつ的確に処理するため、「荒川区災害廃棄物等処理方針」に基づく訓練の実施等を通じて、関係団体との連携を高め、実効性の更なる向上を図るとともに、区民に対して災害時におけるごみの分別等について、様々な媒体や機会を活用して周知啓発を行う。 ・震災時においては、断水や下水道被害が原因で、平常時と同様にトイレが使用できなくなる状況が想定されることを踏まえ、災害時に使用できるトイレの整備を進めるとともに、衛生的な使用環境確保のため、発災時のトイレの使用や携帯トイレの備蓄の重要性等について、避難所開設・運営訓練、防災訓練や出張あらB O S A I、防災講話等の様々な媒体や機会を活用して周知啓発を行う。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和7年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
災害廃棄物処理体制の整備 〔所管部〕 環境清掃部	・処理方針に基づく訓練の実施 ・訓練を通じた災害廃棄物の処理に関する課題の抽出及び処理方針の改善 ・関係団体との連携強化	・処理方針に基づく災対訓練の実施 ・環境清掃施設間での定期的なM C A無線通信訓練の実施 ・地域防災計画の修正に伴う処理方針の改定 ・23区による特別区災害廃棄物処理対策ガイドラインの見直しを実施	○	・処理方針に基づく訓練を実施する ・訓練を通じた災害廃棄物の処理に関する課題の抽出及び処理方針の改善を実施する ・23区による特別区災害廃棄物処理対策ガイドラインの見直しを実施する
区民に対する災害時のごみの分別等に係る平時からの普及啓発 〔所管部〕 環境清掃部	・区報、区ホームページ等を活用した災害時のごみの分別等に係る事前の周知	・区報、区ホームページ、冊子等を活用した災害時の廃棄物等の対応に関する啓発の実施 ・イベント等における災害時の廃棄物等の対応に関するチラシの配布	○	・区報、区ホームページ等を活用した災害時のごみの分別等に係る事前の周知を図る
災害時に使用可能なトイレの整備及び携帯トイレの普及啓発 〔所管部〕 危機管理部 防災都市づくり部	・都下水道局及び水道局への区内上下水道管の耐震化に関する要望 ・一次避難所区域ごとに避難者50人に1基の割合で災害時に使用可能なトイレの確保 ・携帯トイレの使用方法や各家庭内での携帯トイレの備蓄に関する普及啓発	・携帯トイレの無料配布事業を拡充して実施し、各家庭内備蓄の啓発を実施 ・都下水道局及び水道局への区内上下水道管の耐震化の推進に関する要望 ・災害対応型トイレへの建替えに向けた設計業務完了（荒木田公園、町屋五丁目南公園、荒川五丁目公園）	○	・都水道局及び下水道局に耐震化の推進に関する要望を行う ・携帯トイレの無料配布事業を拡充して実施し、各家庭での備蓄につなげる ・公園・公衆トイレの計画的な建替えや改修を進める ・令和8年度は、4箇所の公園において災害対応型トイレへの建替えを行う ・令和7年に都が策定した「東京トイレ防災マスタープラン」に基づき、「（仮称）荒川区トイレ防災マスタープラン」を策定する

対策項目	③ 被災者生活再建支援に係る体制整備			
実施内容	・住家被害認定調査、罹災証明書交付、生活再建支援等を迅速かつ効率的に実施するため、事前に被災者生活再建支援システムにおける住家被害認定調査や罹災証明書交付に関する手順や必要資器材等を整理するとともに、職員研修や訓練等を通じて、運用体制の強化を図る。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和 7 年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
被災者生活再建支援体制の整備及び被災者生活再建支援システム研修・運用訓練の実施 〔所管部〕 区民生活部 防災都市づくり部	・罹災証明書発行研修 2 回 ・建物被害認定調査研修 2 回 ・モバイルシステム操作研修 1 回 ・研修等参加人数 380 名（累計）	・被災者生活再建支援業務研修（罹災証明書交付研修） 1 回 ・研修参加人数 6 名 ※R7 年度は都からの研修案内が 1 回のみ ・罹災証明書発行研修 1 回 ・建物被害認定調査研修 1 回 ・モバイルシステム操作研修 1 回 ・研修等参加人数 390 名（累計）	○	・今後も可能な限り研修に職員を参加させ、罹災証明書発行事務への実践力を高める ・東京都が主催する研修や区が実施する防災訓練等に、多くの職員を今後も継続的に参加させることで、被災者生活再建支援業務に関する認知度を高めるとともに、発災時に従事可能な職員の育成を行う ・罹災証明書交付や生活再建支援等の課題や方向性等を全庁で共有する ・先進自治体視察等を行い、その内容を参考にしながら、実施体制、実施方法、各種マニュアルや要綱の策定作業を進める

風 水 害 編

1 予防対策

対策項目	① 区民への情報伝達・意識啓発			
実施内容	・気象庁から気象警報、洪水警報等が発表された場合や、大型台風の接近、上陸等により区内に浸水被害が発生する可能性がある場合の避難方法や避難場所等について、防災地図（水害版）や防災アプリ、区ホームページ、区報等の様々な媒体や防災講話等を活用し、区民への周知啓発を行う。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和7年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
風水害時の避難方法・避難場所の周知及び風水害に関する普及啓発 〔所管部〕 危機管理部	・区報、区ホームページ、防災アプリ、防災地図などの様々な媒体を活用した避難方法等の周知 ・東京マイ・タイムラインを活用した啓発	・区報や区ホームページ等で水害時の避難方法について周知するとともに、防災講話等の様々な機会を通じて、防災地図の配布や防災アプリの活用方法について啓発を実施 ・防災アプリにおいて、風水害時の災害リスクを平時から確認することができる災害リスク表示機能を追加した	○	・区報や区ホームページ、防災講話等の様々な機会において水害時の避難方法等について啓発を行う。 ・防災アプリを活用し平時から風水害に関する情報の周知を強化する

対策項目	② 要配慮者対策			
実施内容	・水害時における要配慮者の避難体制の強化を図るため、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設における避難確保計画の作成を促進するとともに、区独自に「計画作成の手引き」を作成するなどの支援を行う。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和7年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
要配慮者利用施設ごとの避難確保計画の作成支援 〔所管部〕 危機管理部 福祉部 子ども家庭部 教育委員会事務局	・作成率 80.0% ・避難確保計画未作成の要配慮者利用施設に対する計画の作成促進 ・要配慮者利用施設管理者への避難確保計画の作成支援	・作成率 76.1% ・避難確保計画未作成の要配慮者利用施設に対する計画の作成促進 ・要配慮者利用施設管理者に対して、助言等の避難確保計画作成支援を実施 ・保育施設等の指導監査で避難確保計画の有無と訓練の実施状況を確認 ・計画未作成の保育施設に対して、助言等の作成支援を実施	△	・避難確保計画未作成の要配慮者利用施設に対する計画の作成を促すため、施設の所管部署と連携をより図っていく ・保育施設等の指導監査において訓練の実施状況と計画作成状況を確認する ・避難確保計画の作成の支援をより強固にする

対策項目	③ 避難場所の管理運営体制の整備			
実施内容	・迅速かつ円滑な避難場所の開設及び運営体制を確保するため、避難場所に指定した担当職員を対象とした研修等を通じて、避難場所運営のノウハウを身に付けるとともに、施設のレイアウト検討や必要資器材の確認等を行う。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和 7 年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
避難場所の管理運営体制の充実 〔所管部〕 危機管理部	・避難場所運営担当職員を対象とした研修・現地確認の実施 ・各避難場所における避難場所対応マニュアルの改善	・避難場所運営担当職員を対象とした研修・現地確認を実施 ・各避難場所における避難場所対応マニュアル作成において、鍵の開錠マニュアルの作成	○	・大規模水害に備え、避難場所運営担当職員の研修を実施 ・避難場所対応マニュアルにおける、鍵の開錠方法の確認の徹底、必要な更新

対策項目	④ 広域避難体制の整備			
実施内容	・大規模水害時に区内の大部分が浸水する想定であることを踏まえ、国や東京都、関係自治体、防災関係機関、交通事業者等と連携した広域避難体制の整備（広域避難先施設や輸送手段の確保、広域避難先施設の開設運営計画の作成、避難情報の発令時期や内容の検討等）を進める。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和 7 年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
国、都、関係自治体等と連携した広域避難体制の整備 〔所管部〕 危機管理部	・「首都圏における大規模水害広域避難検討会」における国や都、他自治体等との広域避難体制に関する協議 ・広域避難先施設の開設運営計画の作成	・「首都圏における大規模水害広域避難検討会」における国や都、他自治体等との広域避難体制に関する会議に参加 ・広域避難先施設の開設運営計画を一部策定	△	・「首都圏における大規模水害広域避難検討会」における国や都、他自治体等との広域避難体制に関する会議に引き続き参加 ・広域避難先施設の開設運営計画未策定を前進させ、施設側との更なる調整を図る